

添付資料② 18番組の個別問題点

第1. 5月24日 報道ステーション テレビ朝日

司会の古舘伊知郎氏が、「こちらをご覧ください。山口県光市の本村洋さん。この本村さんの奥さんと生後11カ月の娘さんが殺されてから、8年が経つんですね。1審・2審、被告に対する判決は、無期懲役でした。その判決、これを最高裁が見直すように命じました。今日、広島高裁で差し戻し審が始まりました。何と被告に付いたのは21人の大弁護団であります。その大弁護団が、今日法廷で展開したのは、被告は殺人ではなく、傷害致死。」。司会者席の後ろに被害者遺族（夫）の大きな写真。

「何と被告に付いたのは21人の大弁護団……その大弁護団が……」の言い方がセンセーショナル。しかし、「21人」のどこが大弁護団なのであろうか。事件の内容によって、多人数の弁護団を組むのは決して珍しいことではない。この事件は、少年事件にもかかわらず、量刑が不当として上告されたケースであり、最高裁が死刑の方向で差し戻したのだから、弁護態勢をしっかりとするのは当然のことである。弁護団に「大」「中」「小」などをつけた報道をすべきではなく、視聴者に誤解を与える。

「8年を経てもなお闘いは続く。差し戻し審の初公判、被告との対面は5年ぶりとなる。妻と娘の遺影を携え、共に法廷に向かった。」のナレーション。画面右上には「母子殺害で差し戻し審開始 21人の弁護団……遺族の闘い」のテロップ。画面下に、「妻と娘を殺害されて8年」のテロップ。

テロップに、「21人の弁護団」対「遺族」の対決構造が現れている。

「死んだ後に、姦淫することは、私の妻を生かすことのためにやったんだとかですね、なぜ、こう、死者をですね、陵辱するようなことを、ああいった平気な顔をして弁護団の方、言えるのかなというふうにも、見ておりました。」との遺族の言葉。

「閉廷後、本村さんは、弁護団が展開した主張に不快感をあらわにした。」のナレーション。遺族が、「怒るとかですね、怒るとか、そういったものを通り過ぎて、失笑したというのが正直な気持ちであります。弁護士の方の主張することについて、あまり反論とか意見をしたくないと思っています。大変生意気なことを言わせてもらうと、同じ土壌（土俵）に乗りたくありません。議論にならないと、ちょっと正直、思っています。」と発言。

「去年、最高裁が、死刑回避の十分な理由は認められないとして、2審の無期懲役判決を破棄。死刑の可能性が高まった中での、審理のやり直しとなった。廷内には、ずらりと弁護士が並ぶ。被告側に付いた21人の弁護団。事実誤認があり、殺意はなかったとして、用意していた意見書を読み上げた。犯行当日の被告の行動について。」のナレーション。

声優とイラストによって法廷を再現。弁護人役の声優が、「水道工事屋さんに成りすましたママゴト遊びで、被害者に背後から抱きついた目的は、被害者に甘え、じゃれることにあったのである。」。

「1999年4月14日、当時18歳だった被告は、本村さんの自宅を訪ねた。そして、弥生さんの首を絞めて殺害。生後11カ月だった夕夏ちゃんの命も奪った。被告が、動か

なくなった弥生さんの体に、粘着テープを巻き、強姦したことについて、弁護団の意見書では。」のナレーション。

弁護人役の声優が、「死者に生をつぎ込んで復活させる魔術ともいべき儀式。被告人は、精子が死者を復活させると信じていた。」。

遺族の「私の妻が優しく対応したから、それが、亡くなった母や義母に見えた。だから、襲ったら死んでしまった。それは、意図したことではない。むしろ、死んだ後に姦淫することは、私の妻を生かすことのためにやったんだとかですね、そういったことがもし真実であれば、何と哀れな私の妻であり、娘だろうというふうに思いました。そういった、まあ、語りかけるというよりも、憐れみの気持で一杯でしたし、なぜ、こう、死者をですね、陵辱するようなことを、ああいった平気な顔をして弁護団の方、言えるのかなというふうにも、見ておりました。」の発言。

「意見書を読み上げる弁護団を、本村さんは見詰め続けていた。」のナレーション。

遺族の「まあ、みなさん目が合うと、目をそらされるのですよね、んー、私に対して心苦しいところもありながら発言されてるのかなってことは思いながら聞いてました。」の発言。

「殺害した被告と対面したのは5年ぶりだった。」のナレーション。

遺族の「まあ、容姿としては、だいぶ肉が付いたような、太ったような印象を受けました。で、表情や態度等はですね、事件当初と、私はあまり変わっていないというふうに思っております。」の発言。

ここまでは、「遺族側から見た」弁護側主張の報道である。更新弁論の内容が、正しく報道されているわけではない。

「白地に淡いブルーのチェックのシャツに、カーキ色のチノパン。被告は、伸びた髪を整髪料で固めて現れた。」画面は、イラストで被告の後ろ姿。「伸びた髪を……」のところで、イラストの頭部をクローズアップする。画面右下に「長髪」のテロップ。

検察の弁論中、足を開き、肘を膝に乗せて、前のめりの姿勢をとった。」のナレーション。イラストは被告の右上半身。画面左下に「前のめりの姿勢」のテロップ。

「そこに、弁護士からメモが差し込まれる。」のナレーション。画面は、メモを持った状況のイメージ映像。メモには「姿勢を」の文字。画面左上に小さく「イメージ」の文字。

「一度は背筋を伸ばしたものの、また、元の体勢にもどった。」のナレーション。画面はイラストに戻る。画面右下に「元の姿勢に」のテロップ。

イメージ映像まで作成し、殊更に被告の服装・髪型、法廷での姿勢を問題にする。この番組の、被告に対する悪意が表れている場面だ。

被告の容姿や態度を問題にする報道は、視聴者に誤解を与える。被告が「太った」ようにみえるのは、精神安定剤の服用からくる「むくみ」が原因だし、「前のめりの姿勢」になったのは、8年間の拘禁生活では、正座と安座（あぐら）しか許されず、長時間イスに座る姿勢で身体が痛くてがまんができない状態になったためである。それを殊更に報道するのは、被告に対する悪意以外のなにものでもない。

遺族の、「また、多数の弁護団の方がですね、まあ、弁護人が付いてますんで、幾分か余裕も感じられましたし、逆に、法廷の休憩時間にですね、裁判長の許可なく、ヒョコヒョコと弁護側に行って話をしたり、ああいうこと許されるのかどうか、私は知らないんで

すけども、あの、縦横無尽に裁判所の中で歩き回ってるような印象を受けました。」の発言。

遺族から見た被告像が、否定的な価値観を伴って視聴者に広まる。

「その被告と、昨日面会した人物がいる。法律事務所に勤める島谷直子さんは、被告が裁判をひかえても長髪のままの理由を聞いていた。」のナレーション。

実際に被告に会い、「長髪のままの理由」について聞いたのはディレクターである。取材当日、ディレクターは島谷氏と拘置所に同行し、被告に面会、髪型についての質問をした。島谷氏は、取材時、ディレクターの他の質問についても答えたが、髪型についての質問にも、同行した折に被告が話していた内容を答えたのである。「被告が裁判をひかえても長髪のままの理由を聞いていた」のは事実としても、何か合点がいかない話である。島谷氏が取材に応じたのは、7年以上前に被告が友人にあてた不謹慎な内容の手紙が相変わらず流れている現状があるため、「償い」の気持ちを持ちながら生きているという事実を知らせる島谷氏あての手紙を公開したかったためだ。ディレクターから島谷氏に取材依頼があった折、ディレクターは、「手紙を公開する以上、その手紙の経緯を説明してほしい」という内容の話があった。しかし、そういった内容は一切報道されなかった。

番組の中では、インタビューの応じた島谷直子氏が、「彼としては、髪を、まあ頭を丸めて反省してるっていうようなことよりも、わざわざそういうふうにするんじゃないかと、自分らしいというか、普通の自分ていうか、今の自分をそのまま出したいということによって…」と言う。

「被告が島谷さんに宛てた直筆の手紙。」のナレーション。画面は、便せんのアップ。そのあと、さらに大きな文字で文章を見せる。被告人役の声優が、「これからも償いにむけての一步、遅くはあっても着実に進んでゆけることを今実感している」。

「手紙の最後には、『僕は負けません』という言葉が、2本の線で消されていた。」のナレーション。画面は、2本の線で消された「僕は負けません」の部分だけに照明をあてるクローズアップ。まるで、この箇所特別な意味があるかのようである。

島谷氏は、抹消箇所をこのようなかたちで紹介されるとは思っていなかった。「僕は負けません」の意味は、「自分との闘いに負けない」という意味であり、被告は、当時、その自信がまだ十分になかったから抹消したのである。ディレクターは、抹消箇所の持つ意味については、島谷氏に質問しなかった。そのため、「僕は負けません」がまるで遺族との闘いに「負けない」と言って手紙に書いたものの、それを後で削除したかのような表現になり、わざと視聴者に誤解を与える結果になってしまっている。

ディレクターの「結果的に21人も弁護団になったことについては、被告はどう思ってるんですか？」質問に、島谷氏は、「いや、だから、そんなにたくさんになると思ってなかったから、そして、半分ぐらいの人とはまだ会ったことがないって言ってましたから、そんなにたくさんになるっていうふうに思ってなかったんで、びっくりしたって言ってました。」と答えている。

「大弁護団」と報道していることとの関係の質問だろうが、意味のない報道である。島谷氏は、「大弁護団」報道に一役買ってしまったかもしれないと、悔しい思いを持っている。

「昨夜、裁判を前に弁護団らが集まり、決起集会が行われた。」のナレーション。

足立修一弁護士が、取材に対し、「彼が、何とか生きて償える道を、認めていただきたいと・・・」と答えている。「裁判を前に弁護団らが集まり、決起集会」というナレーションは、弁護団が決起集会を行ったような誤解を与える。実際は、市民団体が行った市民集会に弁護人も何人か参加したのである。

遺族の「いま集まっている弁護団の方は、被告の少年、被告人をですね、救おうとするというよりも、救うことが手段であって、目的は死刑制度廃止っていうことを社会に訴えるっていうふうに、私たち遺族だけでなく、被告人すら利用してるような気もしております。」の発言。

「死刑を求め続けたのは、本村さんだけではなかった。2審の無期懲役判決を不服とし、上告を決断した渋谷勇治元検事。」のナレーション。

元検事の渋谷勇治氏が単独インタビューに応じたが、「母親が殺されてることも知らないで、赤ちゃんがすぐそばにいたんですけども、赤ちゃんがですね、母親の方にハイハイして近づいてくわけですね。それを、犯人がですね、殺そうとするわけですね。こういう一連の行為、これはもう絶対許せないなっていう感じがするんですね。」と発言。

「当時、未成年の犯行で死刑が確定したのは2件しかないという状況での決断だった。」のナレーション。

渋谷元検事が、「検察官としては、それは、あの、そういう過去の事例との比較という発想ではなくて、この事件で、一般国民の立場に立ってね、死刑を相当とするかどうか、死刑相当かどうかという判断をしていただきたいかったということですね。」と発言。

事件当事者として関わった元検事が、このような内容で話すのは、公務員の守秘義務違反にならないのだろうか。このように一方の当事者を出すのであれば、量刑を理由にした上告や最高裁の差し戻し判決に批判的な見解を示す法律家にも意見を求めなければ公平ではない。

「今日の法廷は、2時間半ほどで終了。弁護団の主張は、あくまで傷害致死であることに終始した。」のナレーション。

遺族の「とにかく迅速な審議ということと、無意味な、あの、情状証拠を並べ立てるようなですね、審議とか、そういったことはやめてもらいたいと思っております。彼らは途中から入ってきたわけですけども、8年間積み上げてきたですね、裁判で確認された事実や、発言、そういったものをですね、全部反故するようなことはやめてもらいたいと思っております。それと、今まで、私たち遺族がですね、苦しんで苦しんできた8年間を水にすべて流してですね、こっからもう1回り・スタートみたいなようなことはやめてもらいたいと。」の発言。

続いて、弁護団記者会見の内容を紹介。

安田好弘弁護士が、「あの一、私どもがコメントする立場にありませんけども、私どもは、事実は事実として、それは正確に確認されなければならないというふうに思っています。もしそういう印象を持たれるとするならば、まだ私たちの証明が足りないというふうに思っています。」。

この会見の断片だけを聞くとなんのことを言っているのかわからない。弁護団の会見の報道が、あまりにも短いことに驚く。被害者遺族に対する報道の量と、あまりにも対照的である。ここに、この番組の制作姿勢が表れている。

遺族の、「今回、弁護団が多数付いたことですね、少年自身が自分の罪を見詰める機会を得たのか、その機会を損なったのか、どっちに転ぶかはわかりませんが、真実を語ってもらいたい。そして、妻と娘に対して心の底から謝罪し、自分の行った行為を悔い改めてもらいたいというふうに思ってます。」の発言。

遺族の発言場面があまりにも多い。差戻し控訴審が始まって、更新弁論が行われたのだから、更新弁論の具体的内容を視聴者に報道すべきではないか。遺族の発言が多すぎるし、8年ぶりの被告がどんな様子だったかなどは、報道する必要がない事柄である。

司会の古舘氏が、「加藤さん、あの、法廷の場というのは、一体何なのかっていうことを、もっとももっとちゃんと考えなくては行けないと、私は思います。」というが、それはどういう意味かわからない。被告の前屈みになった「姿勢」を問題にしているのだろうか。それとも、弁護団の人数が多すぎることを問題にしているのだろうか。それとも、死刑廃止運動に関わっている弁護士が多いことを意味しているのだろうか。いずれにしても、弁護団を批判している言葉に聞こえる。

それを、受けて、解説者加藤千洋氏が、「そうですね。それと、この8年間の苦しい時間を過ごしてきたっていう、その事実は重いですよ。」と、遺族に同情する発言を行う。古舘氏が、「そうですね。」と答え、加藤氏が、「ええ。まあ、異例のその大型弁護団が、まあ、組織された。」「そのことは何を意味するかっていうと、やっぱり本村さんが言ってるように、この事件をもとにですね、死刑制度の存廃、是非論を盛り上げようという、ま、そういう意図が、やっぱり感じられますねえ。」「確かに、その、今回の差戻し審の争点は、死刑を適用するか否か、まあ、ここですよ。」と、誤った認識を視聴者に流布する解説を行っている。弁護団は死刑廃止論を主張しているわけではない。正しい事実認定に基づいた、正当な量刑を求めているだけである。無期懲役の量刑を不当として上告したのは検察側であり、遺族が死刑を望んでいるのに、まるで、弁護団が死刑廃止運動に裁判を利用しているかのような発言は、事実を大きく歪めるものである。この番組の解説者の発言として、きわめて不適切な発言である。

加藤氏が、「ただ、同時に、本村さんがこの公判開始前に、この、おとといですか、この放送でもやりましたけども、やっぱり本件は本件として、事実は事実として、やっぱり公判は、もう粛々と進んでいくべきだとも思いますねえ。」と言ったあと、古舘氏が、「はい。どうあれ、本村さんの奥さんを殺害し、そして、乱暴し、赤ちゃんを床に叩きつけて殺害した、それが傷害致死という主張は、私はまったく理解できません。」との発言は、完全に検察側主張をうのみにした断定であり、弁護人が新たな証拠に基づいて検察側主張を否定している事実を無視するものであり、不公平だ。そして、自己の意見を視聴者に押しつけるものである。このように一方的見解を司会者が述べることは、裁判報道として許されることではない。

第2. 5月27日 たかじんのそこまで言って委員会 読売テレビ

やしきたかじん氏の「まずね、そういう場をね、死刑廃止論者の弁護士の談合の場所に

したらいかんよ」から始まる、いわゆる「トーク番組」である。

このあと、たかじん氏は怒声を張り上げ、「21人も集まりやがって、えっ、お天道様に向かって、お前ら、ホンマにそんなこと真剣に言えると思ってるのか。バカ者」とどなる。そして「君、どう思う、これ」と水を向けられて、橋下徹弁護士が、「いや、ほんと残念というかね、弁護士っていうのもこんなもんなのかな、と、で、21人のあの弁護団の中で、特にあの安田っていう弁護士はね、あれはもうほんと弁護士バッジ取らないといけないはずなんですよ。ていうのは、あの光市の、元もと最高裁の弁論っていう期日をです、日弁連の模擬裁判の何かりハーサルがあるっていうことで、欠席…」と喋る。著しく悪質な個人攻撃だ。

こうして、この番組で橋下弁護士が懲戒を煽ったことが、ネットメディアでも増幅され、「光市事件」弁護団のメンバーを名指しで、弁護士懲戒請求が殺到し、新聞社や弁護士会に脅迫が舞い込む事態となった。法廷での弁護方針を批判して弁護士懲戒請求を出す、あるいはそれを煽動する、しかもテレビ電波を使ってそれをやるのが許されるのかという論議も起きた。

そのこと自体異例だが、この番組は、「光市事件」裁判についてのテレビ各局の一連の番組のさきがけの役割を果たしたことも、さらに重要だと言える。この番組のビデオを見れば、誰しも、これは酷い、やり過ぎだと思うだろう。ひとり橋下弁護士の発言だけが酷いのではなく、その発言を誘発した番組全体の作りが酷いということなのである。それは、他の出演者たちの発言をみれば明らかであって、スタジオ全体が一種の興奮状態になっているのだ。明らかに、ひとつの逸脱発言が、他の逸脱発言を誘発し、互いに共鳴し増幅している。興奮状態だったからといって、各発言者の責任が軽くなるのではない。こうした興奮状態を予測し、出演者の人選を決め、演出した番組のディレクターやプロデューサー、ひいてはテレビ局の編成の責任も明らかにすべきだ。

この番組の司会者である辛坊治郎氏は、懲戒大量請求が問題となった後、別の番組で、橋下弁護士が一部から批判されているが、私はあの番組の司会者なので、橋下弁護士を弁護するという意味のことを発言していた。ワイドショウやトーク番組を制作しているテレビ局関係者の暗黙の了解事項は、この辛坊氏の発言に代表される意識だと思う。つまり、もともと、この「たかじんのそこまで言って委員会」は、他のテレビ番組が遠慮してそこまでは言わないことについても、どんどん突っ込みを入れる、つまり一種の逸脱発言（逸脱の基準は人によって異なるにしろ）をすることを売り物にして企画されているということなのである。

この番組は、関西・名古屋では放送されているが、東京では放送していない。なぜか。聞くとところによれば、あの口調は東京では受け入れられないのだそうだ。大阪弁だけの問題だろうか。最初から逸脱発言を予定している番組を、東京の局は敬遠したのではないか。「たかじん…」は敬遠しても、視聴率を取れる限り、「光市事件」裁判をネタにして、別の工夫をこらして作られているのが、在京各局の番組である。

前記、たかじん氏、橋下氏に続いて宮崎哲弥氏が、「これね、何が問題かっていうと、この証言っていうのは、要するに本人が言ってるからそういうふうやってるんですけど、1審・2審では全く出てきてないんです。突然出てきてるわけ。突然出てきて、当

人しか知り得ない事案なわけですよ。こんなの誰が信用しますか。こういうものをこういう最後の最終審近くになって出してくるっていうのは、正にね、私は被疑者、被告人当人のためにもなっていない、これは、明らかにね政治運動ですね」と発言する。1審・2審で全く出ていなかったわけではなく、少年の言いたかったことを法曹関係者の誰もがまともに取り上げなかったのである。差戻し控訴審の弁護団の誰もが、政治運動をしているわけではない。少年だった被告人の、屈折した心情を聞き出し、代弁し、そして弁護することのどこが政治運動なのか。宮崎氏のほうが、このようにテレビで発言することが異常だ。

森本敏氏は、「弁護士ってのは1回なってしまつとさ、ずっと弁護士なんでね。裁判官の場合は、いろんないわゆる審判を受ける機会っていうのはあるんだけど、弁護士っていうものを、公的に、その、資格を奪うっていう方法はないんですか？ 1回なってしまつたらずっと永久に資格があるという制度がおかしいんだ」と発言した。憲法にも書かれている弁護士の職能の意味について、あまりにも乱暴な放言だ。

それに煽られて、橋下弁護士はエスカレートして喋り出す。「弁護士自治といって監督官庁がないんですよ。で、国家権力と闘うということで、それが、弁護士会が唯一懲戒権を持っていて、で、僕ね、だから、ほんとね、これテレビ使わせてもらって、もしカットされたらもうしょうがないんですけど、ぜひ全国の人ね、あの弁護団に対してもし許せないうと思うんだしたら、一斉に弁護士会に対して懲戒請求かけてもらいたいんですよ。で、いま弁護士会のほうに、一人の弁護士に、まあ、僕なんか何十件もやられるんですけども、2件3件来ただけで、もう弁護士会大あわてなんですよ。是非ね、懲戒請求っていうのは、誰でも彼でも簡単に弁護士会にいて懲戒請求立てれますんで、何万、何十万という形で、あの21人の弁護士の懲戒請求立ててもらいたいです」。

つづいて勝谷誠彦氏は、「それでね、どうせ大新聞やテレビはヘタレだからようせんだろうからね、週刊誌はね、21人全員の顔写真とね、過去にどういうのに引っかかってきたかっていうことをね、出したつたらええねん。ついでに住所も書いたら」と橋下弁護士を支持して更に煽る。事実、複数の週刊誌が、弁護団一人一人の顔写真や略歴などを掲載した。さすが住所は出さなかったようだが、勝谷氏の「住所も書いたら」は、明らかに2チャンネルや無数のブログなどによるあくどい個人攻撃があることを予測したうえで煽る発言であり、人権侵害の度合いは深刻だ。

橋下弁護士は、さらに懲戒請求にこだわる。「……なぜ1審・2審で言わずに、この差戻し審になって初めてそういう主張をしたのかっていうことをきちんと説明しないと、あれは、もう、訴えるも何も。だから、懲戒請求で、ホント1万2万とか10万人くらい、この番組見てる人が一斉に弁護士会に行って懲戒請求かけてくださつたらですね、弁護士会のほうとしても処分出さないわけにいかないですよ」と発言をつづける。最初は「テレビ使わせてもらって」「カットされたらしょうがない……」と、やや自説が非常識なことを意識していたにもかかわらず、スタジオの（調整室も含む）まわりの雰囲気は全く自説支持であることに勢いを得て、ブレーキがきかなくなってしまっている。

宮崎氏は、「しかもね、奥さんを殺して、犯してるわけですよ。死後、死体を。そして、子どもを床に投げつけて殺してるわけですよ。こんな事件に対して、凶悪性は一切みられなかったというのが弁護側の主張です」と言い放っている。これはまた、差戻し控訴審の内容を全く理解せず、一方的・断片的な情報で、短絡的に断定した発言である。被害者子

どもの遺体に、「投げつけて殺した」という検察側主張に合致する傷がないという法医学者の鑑定を、宮崎氏はどのようにして反論するのか。

思い込みによるコメンテーターたちの放言、それを放置してむしろ面白がって演出した番組制作者たち、これはとても裁判批判のレベルではない。あたまから、「死刑廃止論者の弁護士」を叩く、被害者遺族に寄り添って感情的に盛り上がる番組を作るという制作方針があったとしか考えられない。

第3. 5月27日 新報道プレミアA フジテレビ

「弁護団の本来の目的が死刑廃止であり、そのために事件（被告）を利用している」という方向性で構成されており、事実を恣意的に歪めて報道している。

「弁護団は今、この本村さんの裁判で、死刑になる基準の厳しさを取り戻さないと、これから先、さらに死刑判決が出やすくなると危惧しているという」というナレーションにあわせて、弁護団の顔写真と実名を羅列する演出を行っている。これは、明らかに過剰な演出であり、弁護団の真意を歪曲し誹謗するものになっている。

「本村さんに対抗していると思われた弁護団だが、一人の弁護士が匿名を条件に本音を語った。自分が本村さんの立場だったら……」という思わせぶりのナレーションが続く。弁護士は職責に基づいて被告人を弁護するのであり、その職責は憲法と弁護士法に基づくものである。職責に基づいた弁護活動を「被害者遺族に対抗している」と表現するのは事実を歪めるものであり、放送法第三条の二の三「報道は事実をまげないですること」に違反している。

「死刑適用の厳しい基準を取り戻すために集結したという21人の大弁護団」とのナレーションは、「今集まっている弁護団の方は被告人を救おうということよりも、救うことが手段であって、目的は死刑制度廃止という事を社会に訴えるというふうに、私たち遺族だけじゃなくて、被告人すら利用しているような気もしております」という被害者遺族の言葉と相まって、「死刑廃止運動のために事件を利用している」という誤解を形成していく一端になっている。

「実は取材の最後に一人の弁護士が意外な言葉を口にした。自分が本村さんの立場だったら被告を殺しに行くと思う。」とのナレーションは、一切、真偽の根拠が明らかにされておらず、いたずらに憶測を喚起させている。

安藤優子キャスターの、「今回の私たちの取材を通じて、この21人の弁護団のそもそもの目的というのがはっきりと浮かびあがってきたなあという感じがいたします」という発言も、前段の番組内容から、弁護団の目的が「死刑廃止」であるとの一方的解釈に基づくものとなっている。また、同じ安藤キャスターの「なるほど。先ほど、その弁護士の方が、『本来無期懲役であるものが』という、『本来』という言い方をされたんですが、そもそもこの『本来』という意味自体が、本村さんの考える『本来』と弁護団が考える『本来』と、到底相容れないというか・・・」という発言は、「これでは本来無期懲役であるべきものが死刑になってしまう」と述べているのは、番組が依頼した河原昭文弁護士であ

り、弁護団はそのような主張はしていないから虚偽報道である。

被害者遺族への電話インタビューで、遺族は、「この弁護団の性質っていうものが、この裁判を利用して、彼らの主張する死刑廃止だったり、そういった問題を訴えるためにこの事件を利用されているような気がして、それががまんならなかったです」との発言を行っており、この番組の全体の構成が、「死刑廃止に事件を利用している」という内容で一貫している。遺族の電話インタビューを行うのであれば、もう一方の当事者（弁護団）のインタビュー（もしくは主張）を、ゆがめることなく公平に報道すべきである。

安藤キャスターの「今回の裁判の弁論の場というのは、元18歳の少年の被告がどのような罪を犯したかを裁くのではなくて、18歳という少年に死刑を適用すべきか適用しないべきかということ話し合う場のようなかたちになっている」との認識は誤りであり、「この弁護団が言ってるのは、私はこれは明らかに殺人だと思うんですが、傷害致死であるという主張なんです。少年が犯した犯罪そのものがねじ曲げられる可能性があるわけです」との発言は、客観性を持つべきニュースキャスターが自分の一方的な意見・判断を視聴者に押しつけるものである。差し戻し公判の集中審理がこれから始まろうとする前段階でのこのような報道は、いちじるしく公平性を欠く。

第4. 6月27日 ザ・ワイド 日本テレビ

スタジオでのやり取りの内容がきわめて悪質である。司会者草野仁氏の「ところが、差し戻し審になって、最高裁の言及です、自分が死刑になる可能性が出てきたのではないかと心配したのでしょうか、今、新たな主張は、これまでと全部入れ替えて、正しく、これはもちろん弁護団との共同作成ではあると思うんですが、命乞いのシナリオで臨むという形になってきた。これはですね、本村さんを、あるいは本村さんご一家を愚弄するもので、本村さんおっしゃっていたように、いちいちコメントするに足りない、笑止千万な主張というふうに感じる方、多いと思うんですね。」という発言は、自己の一方的な意見を視聴者に押しつけるものである。同じく「私は基本的に高等裁判所の裁判官を信用しておりますので、万が一にもこのような主張が採用されることはないと思うんですが、その万が一がもしあったとしたら、もう世も末と言わざるを得なくなってしまうということなんですね。」も同様。

コメンテーターの選出に偏りがあり、放送法の「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」（第三条の二、四号）に違反している。

加藤タキ氏の「すべて詭弁」「ホント勘弁してほしいです。」、市川森一氏の「これほど恥知らずな言い訳っていうのは聞いたことがないですね。つまり、これだけはっきり反省がないっていうことが、逆にこっち側に伝わってくると、前にも増して何てこの恐ろしい、この人間なんだろうっていうことを改めて感じてしまったりですね、そんな胸くその悪い詭弁を聞かされる本村さん、本当にお気の毒になりましたね。」は罵詈雑言の類であり、公共の電波を使って、コメンテーターが何をいってもよいということになっている。

「いちいちコメントするに足りない、笑止千万」「詭弁」「お伽噺」「恥知らずな言い訳」という言葉によって、視聴者に独断を押しつけて、被告・弁護団への憎悪を煽るものとなっている。

司会者の感情的で乱暴な発言が、他のコメンテーターの逸脱発言を誘導し、相互に増幅し合っている。

以下、スタジオでのやり取り

草野仁氏 はい、ありがとうございます。さて、加藤さん、この裁判、ちょっと冷静に振り返ってみたいんですけども、1審・2審共にですね、この被告は起訴事実を認めました。もちろん控訴もしておりません。そして、裁判のプロセスで、友人に書き送った手紙の中で、自分が弥生さんを襲ったということ、手紙にしっかりと書き記してもおりました。ところが、差し戻し審になって、最高裁の言及ですね、自分が死刑になる可能性が出てきたのではないかと、心配したのでしょうか、今、新たな主張は、これまでと全部入れ替えて、正しく、これはもちろん弁護団との共同作成ではあると思うんですが、命乞いのシナリオで臨むという形になってきた。これはですね、本村さんを、あるいは本村さんご一家を愚弄するもので、本村さんおっしゃっていたように、いちいちコメントするに足りない、笑止千万な主張というふうに感じる方、多いと思うんですね。

加藤タキ氏 ええ、ええ。私も、彼の言ってることはもう、すべて詭弁でしかなくともう、なぜそれなら1審の時、2審の時に控訴しなかったのかって、もうそこに戻るんですね。で、この8年間という、長いかもしれない、あるいは短いかもしれない時間において、彼の主張がこうも変わるっていうのは、どうしてって、素朴な疑問が起きます。で、やはりこれは、今おっしゃったように自分が死刑になるかもしれない、いや、たぶんなるだろうみたいな時に、弁護団が急遽、まあ21人もですか、お付きになられて、まあ、弁護団は弁護団でおっしゃることがあるんでしょうけども、やはりこれは、死刑廃止論と、これを何かこう、材料にしてるっていうか、とって私是不条理で、納得いかないことだらけなんですけども、忘れてはいけないと思うのは、本村さんがかつておっしゃったことなんですけども、日本の法廷に対してお願いがあると、被害者も立ち直るのにすごい時間があるんだと、勇気があるんだと、で、それを忘れて、加害者の方ばかりのね、更生をっていうのは、これは自分は納得いかないってことをおっしゃったんですね。で、この8年間の間、自分はもういろんなこと忘れてきてしまっていて、もう何ともそれが、自分が許せなくなるっていうことも言ってらっしゃる。そういう時に、この彼がね、もう、ドラえもんだの母の面影だの何だのって、もうホンット勘弁してほしいです。

草野氏 そうですね。市川さん、私は基本的に高等裁判所の裁判官を信用しておりますので、万が一にもこのような主張が採用されることはないと思うんですが、その万が一がもしあったとしたら、もう世も末と言わざるを得なくなってしまうということなんです。

市川森一氏 自分に殺意はなかった、殺す気はなかった、手が勝手に、あの一、相手の首を絞めたんだ、そんなお伽噺が通用するようであれば、まずこの世に悪い人は一人もい

なくなるっていうことになりまして、裁判なんてのはいらなくなるということにそれはなってしまう。そうはやっぱり現実はいかないと思うんですよね。私も、ドラマライターとしていろんな犯罪ドラマを書いてきました。どっちかと言えば犯罪者側の気持ちに立ってドラマを書くタイプなんですけれども、それにしても今回のこの被告の言い分を聞いておりますとね、何て言うんですかね、これほど恥知らずな言い訳っていうのは聞いたことがないですね。つまり、これだけはっきり反省がないっていうことが、逆にこっち側に伝わってくると、前にも増して何てこの恐ろしい、この人間なんだろうっていうことを改めて感じてしまったりですね、そんな胸くその悪い詭弁を聞かされる本村さん、本当にお気の毒になりましたね。

第5. 6月28日 みのもんたの朝ズバッ！ TBS

【5：33分頃】

司会のみのもんた氏が、「えっ」「いいですか、みなさん」「何なんだ、これは」「そして、みなさん」と畳みかけるように話しながら、視聴者に判断を押しつけている。実際には、反対尋問の場面としてたいした意味をもっていないようなことも、みの氏が「広島の高等裁判所で、沢山の傍聴人がいて、検事さんがいて、弁護士さんがいる中で、こういうことをこの少年は、元少年はね、言ったんです。そして、みなさん、不可解な証言その2、今度は検察官が、『夕夏ちゃんの首に紐を巻いたことについて、あなたは異なる説明をしていませんか？』、こう、検察官に聞かれた。元少年は、『質問する人が違うなら、違ったニュアンスで答えることになりますよ。そんなことは詳しく説明できません。』」という、特段の意味があるかのような印象を与えることになる。このような報道の仕方は、視聴者に誤解を与えることになり、裁判報道として不適切である。

また、コメンテーターの発言には節度が求められるべきである。公共の電波を使って何を言ってもよいということにはならない。木元教子氏の「同じレベルで論ずるのにはバカバカしい」「もう嘔飯ものって言ったほうがいい」「許されない」というのは罵詈雑言であり、裁判についてのコメントとして適切さを欠いている。みの氏の「すごいですよねえー」「信じられないですよ。これ」も、視聴者に同調を要求しており、問題。塙信彦氏の「弁護士だってそういうことを、ただ言うことを聞くだけじゃなくてね。単なる法廷戦術でやったとしたらひどすぎますね。」も誤解を与える発言。特にみの氏の「まあ、弁護士ってのはもちろん弁護人（注：「弁護人」と「被告人」を混乱させて喋っている。）の依頼どおりに弁護人を擁護するという、大変崇高な使命をお持ちでしょうけど、それ、護ることがね、黒を白にしたり、白を黒にしたり、そういう護り方っていうのはやっぱり、正義という意味からするとちょっとおかしいですもんねえ。」という発言は、「黒を白にしたり、白を黒にしたり」と、事実を歪めて視聴者に著しい誤解を与える内容になっており、悪質。「黒を白にしたり、白を黒にしたり」という事実はないから、放送法第三条の二「報道は事実をまげないですること」（三項）に違反している。みの氏の発言を受けて、木元氏が、「そう、だから今回のも、その一、高裁のは、弁護団が死刑廃止論の人たちだから

っての、一方でありますよね。それだから、我われが、受け取る側としてはやはり、どうしても弁護団の恣意的なものがなかったのかなっていうふうに考えちゃいますよ。」と発言、みの氏が、「それは考えちゃう」と応じている。こういった報道は、視聴者に誤解を与えるものであり、裁判報道として不適切である。

以下、スタジオでのやり取り

みのもんた さあ、続いてのニュースにいきたいと思います。山口県の光市、あの忌まわしい事件。えっ、幸せなこの一家がなぜ地獄に堕ちなきゃいけないのか。

注目の裁判で、また驚きの証言が出た。広島の高裁裁判所です。どんな証言か。いいですか、みなさん。

この元少年は、「ドラえもんがなんとかしてくれると思いました」。弁護士とのやり取りの中で、元少年が、「ドラえもんがなんとかしてくれると思いました」。何なんだ、これは。大変不可解な元少年、この証言1、弁護人がですよ、「なぜ夕夏ちゃんの遺体を押し入れに置いたのか」と聞く。この元少年は、「いま考えては幼いんですけど、ドラえもんの存在を信じておりました。ドラえもんにはなんでも願いを叶える4次元ポケットがあります。押し入れはドラえもんの寝室になっているわけですが、押し入れに入れることで、ドラえもんがなんとかしてくれると思いました」。

広島の高裁裁判所で、沢山の傍聴人がいて、検事さんがいて、弁護士さんがいる中で、こういうことをこの少年は、元少年はね、言ったんです。そして、みなさん、不可解な証言その2、今度は検察官が、「夕夏ちゃんの首に紐を巻いたことについて、あなたは異なる説明をしていませんか?」、こう、検察官に聞かれた。元少年は、「質問する人が違うなら、違ったニュアンスで答えることになりますよ。そんなことは詳しく説明できません」。木元さん。

木元教子 はい。あんまり、あの一、本村さんもね、おっしゃってますけども、同じレベルで論ずるのにはバカバカしいっていう気がしますね。不愉快ですしね、なんか人を舐めたような気がして、自分が本当に行った行為というものを、どう自分で評価してしてるのか。最初に逮捕されたことと全然違うじゃないですか。私、この間、大山のぶよさんと、先日、昨日おとといですけどお会いした時にね、やっぱりこういうこと聞いたらね、驚きますよ。何でこんなこといきなり出てくるのかね、もう噴飯ものって言ったほうがいい。

みの すごいなと思いますのはね、最初の質問でね、「何で押し入れに夕夏ちゃんの遺体を置いたんだ?」「私はドラえもんを信じてます。ドラえもんは押し入れが寝室。ドラえもんは4次元ポケットって、何でも願いを叶えるポケットがあるんですよ。」、こういうことを答えて、何かこう、霧の中にいるようなことを答えながら、いいですか、ながら、検察官の「首に紐を巻いたことについて、異なる説明あなたは言ってるね」って言った途端に、「質問する人が違うなら、違ったニュアンスで答えることになる」という、非常にドキッとするような、この、答えを平気でする。

木元　　そうです。いわゆる心神喪失とかね、そういう状態でその、精神的に異常を来しているのってことを装いたいかどうか知らないけれども、でも、こういうこと答えるってというのはマトモな証拠ですよ。

みの　　すごいですよねえー。

木元　　ねえ。やっぱり、これ、きちっとした目で見たいですね。許されない、うん。

みの　　罵さんね、こう、感情論が入っちゃいけないんでしょうけれども、これから何年か先には、もう一般の社会の方が、この裁判に関わるような時代がくるといって、やっぱり裁判の在り方自体も非常に変わってくるでしょうね。

罵　　まあ、そうですね。弁護士もどういふね、こう、話をして、こういう結果になってきたのかね、今まで言ってきたことをガラッと変えるということの意味とかね、そういうこともやっぱりきちんと考えて、弁護士だってそういうことを、ただ言うことを聞くだけじゃなくてね。単なる法廷戦術でやったとしたらひどすぎますね。

みの　　まあ、弁護士ってのはもちろん弁護人の依頼どおりに弁護人を擁護するという、大変崇高な使命をお持ちでしょうけど、それ、護ることがね、黒を白にしたり、白を黒にしたり、そういう護り方っていうのはやっぱり、正義という意味からするとちょっとおかしいですもんねえ。

木元　　そう、だから今回のも、その一、高裁のは、弁護団が死刑廃止論の人たちだからっての、一方でありますよね。それだから、我われが、受け取る側としてはやはり、どうしても弁護団の恣意的なものがなかったのかなっていうふうに考えちゃいますよ。

みの　　それは考えちゃう。

木元　　こんなに***伝わってくるんだから。

みの　　信じらんないですよ、これ。

司会者みのもんた氏の発言を補足・強調するために使われているフリップボードやテロップ、音響なども、番組の構成意図を一方的・断定的に視聴者に押しつけるもので、裁判について報道するテレビ番組として、著しく不適切であり、演出過剰である。

【6：38頃】

みのもんた氏の「笑わせるんじゃないよ」「そんなもん世の中で通用するわけじゃないでしょ」との発言は、視聴者に誤解を与え、判断を押しつけるものであり、悪質きわまりない。

みのもんた 「ドラえもんがなんとかしてくれる」って、笑わせるんじゃないよって言いたくなるよな。

竹内 ですね。こちら、スポーツ報知の社会面です。山口県光市の母子殺害事件の差し戻し控訴審で、殺人罪などに問われた元少年は、本村夕夏ちゃん殺害について、「紐を首に巻いたことすらわからない」と殺意を否認しました。また、遺体を押し入れに遺棄したことを、「ドラえもんがなんとかしてくれると思った」と証言、殺害後に性的暴行をした夕夏ちゃんの母・弥生さんについても、「復活の儀式だった」などと語り、乱暴目的を否定しました。3日連続の集中審理は今日までです。公判後に、元少年の言葉を聞いた本村洋さんが記者会見で胸中を語る予定です。

みの 女性をね、殺して、ねっ、暴行する、それは何のために？ 殺した女性を復活させるため、そんなもん世の中で通用するわけないでしょ。

第6. 6月28日 ザ・ワイド 日本テレビ

番組の全体が、「不可解とも思える答えを続けた元少年。その後ろ姿を見ながら、語りかけることができないもどかしさを押し殺していたであろう本村さん。8年に及ぶ裁判は、正に法の厚い壁との闘いでもあった。」とのナレーションに示されているように、遺族感情に収斂されている。

ナレーションの「立ちふさがる法の壁。犯罪被害者の声が、なぜ法廷に届かないのか。現在の刑事訴訟法では、裁判は、裁判官・検察官・被告側の弁護人の3者で進められるとされている。被害者とその遺族が、法廷で発言する権利がまったく閉ざされているのだ。置き去りにされてきた被害者遺族の思いは深刻だ。」は事実と反する。「被害者とその遺族が、法廷で発言する権利がまったく閉ざされている」というのは虚偽報道である。現行刑事訴訟法によっても、被害者の意見陳述は認められており、現に、この光市裁判でも、被害者遺族の意見陳述が行われた。2000年に犯罪被害者保護法が成立してから、被害者をめぐる環境は発展を遂げ、2005年に犯罪被害者等基本法が施行されてからは、様々な方向で被害者の視点を取り入れた制度ができつつある。以上のナレーションは、事実を歪めた報道であり、放送法に違反する。

光市事件の裁判報道に挟み込む形で、2件の殺人事件が説明され、2人の被害者遺族が紹介されている。「最初から私たちは、主人の場合は、死刑っていうことを、家族の者はその都度検察官にお話ししてました。求刑が無期、出て、私は腰が抜けたようにヘナヘナと、その傍聴席立ち上がれなくて、もう座り込んで泣きました。なぜだってことを聞いた時に、均衡とか相場とかバランス、それとマスコミに取り上げられるほどの大きな事件でなかった、バランスとか均衡、相場で、無期ってことになったんだとしたら、主人の死は何なのって言って詰め寄りました。」(菅谷恵美子さん)「今は、その、被害者感情っ

ていうのが、まったく無視された状態には変わらないというふうに思ってますけどね。」

(原田正治さん)の発言によって、光市事件に対する被害者感情が増幅される。「被害者遺族の権利」を問題にする番組は、光市事件の裁判報道と切り離して、別番組として放送すべきものである。

「ある日突然被害者遺族となってしまった人たちの苦悩。加害者を許せない、やり場のない無念と、蚊帳の外に置かれ、その思いを伝えられない苛立ち、その声が、今ひとつの力となって動き始めている。」「6年前、被害者や遺族が集まり、『犯罪被害者の会』が発足。被害者の権利を求める声が集結し、今年20日、犯罪被害者の裁判参加制度を国会成立させた。法廷に被害者遺族の声が届く道が開かれたのである。」「新制度は、被害者やその遺族が、検察官と共に被告人質問などができるというもので、早くても来年秋施行の見込みといわれる。こうした動きの中、やり直しの審理が続く山口の母子殺害事件の裁判。何も語ることが許されないまま傍聴を続けた本村さんは、今日の審理を終え、何を語るのだろうか。」と続く。

被害者参加制度については、被害者遺族の中にも異なる意見が存在する。「被害者と司法を考える会」(片山徒有さんら)は、「内閣府、法務省のヒアリングで被害者や支援団体から出たいくつもの希望のうち、一部の団体の極端な意見を取り入れた結果、法廷で被害者が被告人から二次被害を受けたり、被害者の感情を裁判員に伝えるハードルがより高くなるのは残念なことです。」と見解を述べている。日本弁護士連合会も、被害者参加制度に対して、「犯罪被害者等の心情を被告人に伝える手段として、既に認められている意見陳述制度に加えて、さらに、犯罪被害者等による尋問や求刑ができる制度を認めることは、客観的な証拠に基づき真実を明らかにし、被告人に対して適正な量刑を判断するという刑事訴訟の機能を損なうおそれがある。」として、強い危惧の念を表明している。放送法は、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」(第三条の二、四)と定めているのであり、偏向報道といえる。

スタジオでのやり取りも悪質である。

司会の草野仁氏が「やくさん、日本の司法制度に矛盾を感じるころがあるとするれば、犯罪の加害者にはですね、基本的に性善説を目一杯適用するのに、何の罪もなく犯罪の犠牲になった人たちの家族に対しては、血の通った扱いがほとんど行われていないという現状があるというところだと思いませんか。」と発言を促し、やくみつる氏は、「そうですね。裁判官にしても、弁護士にしても、検察官にしても、それぞれ専門の知識では非常に特化した人たちでしょうけども、その特化する余り、一番本質的なところというのが、忘れ去られているというか置き去りにされているっていう部分は、たぶんあるんであろうなと思いますね。で、裁判官が、よく判決の中でね、「被害者の無念、計るにあまるりあるものがある」とか、そういう決まり切ったような文言を入れたりしますけども、じゃあ、それが翻ってどれほど法廷に生かされているのかって言えば、今度のその法改正に至るまでは、ほとんどそれが黙殺されてるような形だったわけですからね。今回、ようやくそうやって法が改正になったとは言っても、今現実に進行している裁判では、なかなかそれを生かすことができないというのは、本村さんを待つまでもなく、本当に我慢のならないことだろうなと思いますね。」と答えている。

続いて、草野氏は、「そうですね。二宮さん、本村さんが今回強く指摘してらっしゃる

んですけども、今回の裁判をですね、死刑制度反対のケースとして利用しようとしている、そういう気持があるのではないかと思われる、弁護側の動きですよね。」と発言を促し、二宮清純氏は、「そうですね。何か誰がシナリオ書いているのかなという気になりますけどね。まあ、ドラえもんとかですね、あと魔界転生ですか、これ、ドラえもんやね、山田風太郎さん聞いてたら怒りますよ、これ。はっきり申し上げましてね。結局、その、やくさんもおっしゃったけど、裁判は誰のものかということになってくると思うんですよね。で、やっと、その、被害者のですね、声も若干は通るようになったとは言え、これまだほんの一部なんです。ですから、私はやっぱり、その、血の通っていない裁判、すなわち本当の被害者遺族の声が反映されてない裁判というのは、最終的には、国民感情からしてですね、この司法制度をこのままにしておいていいのかどうかという不信感が芽生えてくると思うんです。で、これは司法制度全体にとって、僕はマイナスではないかなというふうに思いますね。」と答えている。

続いて、草野氏が、「そうですね。石川さん、弁護士の役割ってというのはですね、もちろん依頼人の利益を最大限に守るっていうのがありますが、同時に、真実の解明に最大限努力しなければならないというところがあるわけですから、そのへんから言ってもですね、どうも何か今回の動きだけはですね、大変気になる、違和感を覚える方多いと思いますね。」と発言を促し、石川敏男氏は、「納得できないですね。それで、この裁判がね、こうやってマスコミを通して世間に知れ渡れば知れ渡るほどね、今回の裁判、いったい何なんだろうかというふうに、みんなの中に残ると思うんです。で、これ、差し戻し裁判があつてですね、まったく違う表現が、証言が出てきた、これをマスコミが伝えることによってですね、この裁判、おかしい形にはいかないだろうなって、みんなが監視できる場になるのかなという気がしますよね。どう考えたって、常識的にあり得ない話に進んでますからね、今、裁判の中は。ですから、普通、法廷闘争というけど、法廷闘争になってないぐらい、その、粗末な裁判で、僕はそういう感じするんですけどねえ。」と答えている。

コメンテーターの選出が偏っていることと同時に、司会者が、独断的な意見でコメンテーターの発言を誘導しており、視聴者に誤解を与える内容になっている。

「失禁状態となった妻・弥生さんの遺体。元少年は、こう答えた。」(ナレーション)「あなたは弥生さんが倒れていた位置で、どうしましたか?」「僕は、汚物を、弥生さんに付いている汚物を拭うために、ジーパンと下着を両手で脱がしにかかっていました」(弁護士役と被告役の各声優による再現セリフ)は、汚物で汚れた被害者の遺体状況を想起させて、無惨であり、その部分がことさら強調されることでセンセーショナルな番組となっている。

第7. 6月29日 ワイド! スクランブル テレビ朝日

番組の全体が「21人の巨大弁護団」に対して「本村さんの孤独な闘い」という図式で構成されており、被害者遺族の側に立った一方的な報道になっている。番組を通して、「聞

くに堪えない3日間……光市母子殺害 本村さんの怒り」「本村さん悲痛胸中……差し戻し審 元少年の証言」「巨大弁護団の“ストーリー” 本村さん『真実追求して』」「母子殺害……本村さん悲痛胸中 『社会に帰してはいけない』 元少年そして弁護団へ」「“ストーリー”に怒り……元村さん 7年間の『無念』『真実を追求するのが裁判』」のテロップが、入れ替わりでずっと貼り付けられており、遺族側の見解を視聴者に押しつけている。公平性を完全に無視した報道。

冒頭、遺族の「被害者遺族としては、聞くに堪えない3日間だったと思ってます。」という言葉にかぶせて、画面右上に「聞くに堪えない3日間……光市母子殺害 本村さんの怒り」のテロップ。遺族の「なぜ裁判を重ねれば重ねるほど真実から遠くなり、むしろ不明な点が増えていくのかっていうのが、納得し難い。」という言葉。続けて、安田好弘弁護士の「彼が殺害行為をやってないということです。最高裁が認定した殺害行為は、明らかに誤りだと。」という言葉。続けて、「突然証言を翻した被告の元少年と21人の巨大弁護団。」のナレーション（画面下には「証言をひるがえした 元少年と21人の弁護団」のテロップ。画面右上には「聞くに堪えない3日間……」のテロップ）。続いて「本村さんの孤独な闘い。」のナレーション。遺族が一人で歩いている画面には「孤独な闘い」のテロップを重ねる。情緒的な過剰演出である。このように、番組は、「遺族の孤独な闘い」に収斂するように構成されている。叙情的な音楽で、視聴者に遺族への同情を押しつけている。確かに遺族は闘っているとしても、被告・弁護団は遺族と闘っているわけではなく、法廷で事実を明らかにしていこうとしているのだから、この番組構成は、事実を歪曲するものであり、いたずらに、「巨大弁護団」対「遺族」という対立図式を作り上げているという意味で悪質である。

進行中の裁判で審理されている内容について、「今まで裁判を見てきましたが、今の法廷おかしいです。」「言っている内容が、余りにもですね、支離滅裂であり、合理性がなくですね。」という遺族の言葉や、「集中審理の3日間、元少年の口から次つぎと出てきた新たな証言に、妻子を殺害された本村洋さんは憤りを隠せない。」「さらに本村さんが許せなかった証言が。」というナレーションによって、遺族側からの一方的な見方を押しつけ、視聴者に誤解を与えている。テロップは「本村さん悲痛胸中……差し戻し審 元少年の証言」に変わる。作家佐木隆三氏が、「率直な言葉を使えば、おちよくられてる気分ですよ。」「『事実無根です』、はっきり言いましたからね。やあ、真から反省している人間の言葉だろうかというふうに、それは思いますよねえ」と被告を非難。翻って、遺族に対しては、「眼鏡をこうやったり、うつむいたり、キッと顔上げて、被告席の方をじーっと見詰めてるとか、今までの本村さんにくらべれば、振幅が多かったように思いますよねえ。」と、ここでも、法廷での遺族の「孤独な闘い」の様子が語られる。

続いて、「私は今まで、法廷で被告と目が合ったことはないんですけども、今日初めて、彼が退廷する時に目が合いました。鋭い目でにらみつけられました。私は、今日ほどですね、被告に対して憤りを感じた日はありません。なぜ彼があそこまで、言葉悪いかもありませんけども、調子に乗ってしまうのか。私が直感的に思ったのは、この人間を社会に返してはいけないっていうふうに思いました。この人間を裁けない司法であればいいと思いました。」との遺族の発言。しかし、被告が遺族を睨んだという事実は存在しない。事実を確認することなく、一方の当事者の言い分だけを報道するのは公平ではない。被告

の少年には軽い斜視があることもあって、退廷時に被告が退廷する時に、遺族が睨まれたと感じたとしても、そのことを直ちに「事実」であると決めつけ、「なぜ彼があそこまで、言葉悪いかもしれませんが、調子に乗ってしまうのか。私が直感的に思ったのは、この人間を社会に返してはいけないっていうふうに思いました。この人間を裁けない司法であればいけないと思いました。」という遺族の非難をそのまま報道するのは、被告に対する人権侵害である。

「妻と娘を殺害した元少年が、証言を翻す様子を、わずか数メートル先で、本村さんはただ見詰めるしかなかったという。」のナレーションに続き、「怒ってしまったら負けだと思いますし、逆境には忍耐しなきゃいけないと思いますので、必至にこらえています。本当は、あの傍聴席から叫びたいことだってたくさんありましたけども。」と遺族の発言。ここでも、「孤独な闘い」が強調される。

ナレーション「本村さんが叫びたくなるほど許せなかった被告の発言、それは。」、元少年役の声優「弥生さんを通して、実母の姿を見ていた」、ナレーション「元少年は、12歳の時に自殺した実の母の姿と、弥生さんを重ね合わせて、母に甘えたい思いから犯行に及んだというのだ。」というまとめ方で弁護側の主張を紹介したあと、遺族の「被告の元少年はですね、一度だけ法廷で泣いたことがあります。それは、山口地裁の第3回公判でですね、亡くなったお母さんのことについて質問された時に、彼は涙を流しました。私自身もですね、彼と相反する立場にいますけども、彼にとって、お母さまが御自殺なされたことっていうのが相当のショックだったんだろうなど、それは思いました。しかし、この法廷では、彼は、人を殺した理由に自分のお母さんの自殺を使っています。ここまで墮ちたかと、正直思っていますし、お母さまがどういった心境で御自殺なされたかわかりませんが、そういった亡くなったお母さんの命までをですね、利用している弁護団、で、それに迎合してしまう被告人に対して、情けないとしか言いようがありません。」という反論を紹介。しかし、これは、遺族のあまりにも一方的な見方である。「亡くなったお母さんの命まで……利用している弁護団。……それに迎合してしまう被告」という、遺族の極端な意見を視聴者に押しつけており、誤解を与える。「弥生さんを通して、実母の姿を見ていた」という声優による少年の声のシーンは、後に出てくる「睨まれた」という場面の法廷スケッチを使い、被告と遺族の対立を印象づけている。

『被告人質問で、頭をなでてほしかったと表現していたが、彼はそれを受け入れてもらえると思わなかったと言っていると思う』。証言台に立ったのは、弁護側の依頼で、元少年の犯罪心理鑑定を行った日本福祉大学の加藤幸雄教授だ。「教授は、強姦目的の殺害ではなく、母親に甘えたいという思いから、偶発的に起こったものではないかと、弁護側の主張に沿って証言する。」とのナレーション（「巨大弁護団の“ストーリー”本村さん『真実追求して！』」のテロップ）。イラストで法廷場面を再現。加藤教授のインタビュー映像も流される。ナレーションに「弁護側の主張に沿って」という事実を歪曲することばが含まれている。加藤教授は、あくまでも専門家として鑑定意見を述べているのであって、弁護団に迎合しているのではない。

声優による問答で、「検察側の指摘する性暴力ストーリーは、どう思いますか?」「私は、母胎回帰ストーリーの方が、説明しやすいのではないかと思います。性暴力ストーリーは、十分に説明し切れていない」と法廷場面を再現したあと、「裁判の流れを大きく

変える可能性もある専門家の証言。これは、去年出版された1冊の本。この中で、加藤教授は、被告側の安田主任弁護士と対談している。その中で、加藤教授は、安田氏とともに、少年事件における死刑判決への疑問を投げかけ、加害者の保護・更生に重きをおいた主張を繰り返している。」のナレーションと本(『年報 死刑廃止』 2006年版)の映像。本の表紙のクローズアップ映像の下に「加藤教授と安田弁護士が対談」のテロップ。しかし、この本の表紙でも明らかなように、対談ではなく、実際には、「『凶悪犯罪』とは何か」と題した4名(加藤教授、安田弁護士の他に、平川宗信教授、村上満宏弁護士)による座談会である。「その中で、加藤教授は、安田氏とともに、少年事件における死刑判決への疑問を投げかけ、加害者の保護・更生に重きを置いた主張を繰り返している」と、座談会での加藤教授の発言内容を紹介しているのに、対談か座談会かを間違えることなどありえない。本のクローズアップ映像に続いて、加藤教授と安田弁護士が左右に並べられた映像が流れる(画面下には「少年事件における死刑判決への疑問や加害者保護・更生に重きを置いた主張」のテロップ)。これは、「座談会」を「対談」と偽るねつ造といってもいい表現である。ことさらに加藤教授が、「弁護団寄り」であることを視聴者に印象づけようとしたものである。

続いて、遺族の「今回証言された加藤っていう精神科医が、どの程度もので、どれだけの良識を持って言ってるかわかりませんが、それを肯定する発言をして、それが法廷で認められるようになればですね、どんな罪でも逃げれてしまいます。そういった法廷にはしてもらいたくないですし、ああいった弁論内容ってものが、この国の司法で通用する国ではあってももらいたくないというふうに思っています。弁護団が、その、『ストーリー』という言い方をするのが、非常に私は嫌いなんですけども、物語ではないので、真実を究明する場が裁判だと思います。彼らは独自にストーリーを作って、このストーリーが合理性に合うとか合わないとかじゃなくて、真実を知ってるのは被告人なんです。彼に真実をしゃべらせることができるかできないかも、弁護団にかかっているわけですね。」という批判を紹介(注:加藤教授は精神科医ではない)。これも、一方的な遺族の見方を視聴者に押しつけている。そもそも、法廷と関係のない書籍を持ち出して批判するのはフェアなやり方ではない。悪辣な誹謗中傷である。

加藤幸雄氏は、長く家庭裁判所調査官をつとめた臨床心理士で、日本福祉大学教授となり、現在副学長。「非行臨床と司法福祉」などの著書があり、いくつかの事件の裁判で犯罪心理鑑定を担当している。

弁護団会見の内容が一部紹介されるが、これも遺族の反論で一蹴される。「彼らが胸を張って主張する弁護側の真実。しかし、本村さんは。」のナレーションのあと、「彼らが自ら被告に真実を語らせないようにして、あたかもストーリーとか呼んでるようなですね、母胎回帰ストーリーとかを作って、それに迎合させるようなことをしてるのであれば、許されないことだというふうに思っております。人2人がですね、殺されて、死姦されてる事件でですね、ああいった主張をね、するのかっていうのは、もうほんとに怒りとかを通り越して、もう情けなくなりました。私の母も、もう『情けない』って、ずうっと泣いてましたんで。」という遺族の批判で締めくくられている。

そのあとのスタジオでのやり取りも、一方的な発言が続き、悪質なものである。コメンテーターの選出に偏りがあり、全く公平ではない。ここでも、テーマは、「遺族の孤独な

闘い」である。「母子殺害……本村さん悲痛胸中 『社会に帰してはいけない』 元少年そして弁護団へ」のテロップ。

大下容子キャスターが「裁判8年目にして、昨日初めてという出来事があったみたいですね。」と切り出し、島田薫記者が「はい。今までは、一度もその被告の元少年と目を合わせることはなかったそうですが、昨日初めて目が合ったそうです。で、その時にですね、退廷する時、鋭い目でにらみつけられたといいます。今までは、反省の弁を述べたり、それから、謝罪の手紙を書いたりしてきましたが、鋭い目でにらみつけられた、そして、その瞬間、この人間を社会に返してはいけないと、直感的に思ったと話しています。」と報告。法定内スケッチでその場面を再現。被告が遺族に対峙している様子が描かれている。法廷スケッチのイラストには、「退廷時に鋭い目で睨みつけられた」「この人間を社会に帰してはいけないと思った」の文字がテロップで書かれている。しかし、こういった事実はない。司会の大和田氏が、「福岡さん、どう見ても、何かこう、事件をどう捉え、反省してる姿っていうのは、このにらみつけた姿勢には見られないですけども。」と発言を促す。それを受けて、コメンテーターの福岡翼氏が、「そうですね。まあ、7年間もずっと裁判を続けてきて、最高裁までいってるのに、それを突如翻すかのような話になってくるといえるのは、裁判自体は、じゃあ何だと思ってるんだっていうふうにもつながってくるし、僕は、その、本村さんがね、今回21人の巨大弁護団で言われてるじゃないですか。その弁護士も含めまして、本村さんが孤軍奮闘してるって、一人で一生懸命頑張ってるのに、俺、言いたいことはこんだけ、しかも、奥さんと子どもさんを亡くしてるわけですよ。そのもどかしさ、まあ、情けないってお母さんが泣いてらしたといいますけれども、それは、やっぱり伝わりますねえ。頑張ってるほしいと思いますよ。」と、遺族の「孤独な闘い」を讃える発言。司会の大和田氏が、「被告のその、にらみつけたその姿勢の裏に、やっぱり21人の弁護士が付いてるんだっていう、何かおごりというか、そういうものを感じるんですけどね。」と、決めつけて言うと、八代英輝弁護士が、「そうですね、被告人はね、まあ、あの、殺意を否認するっていうのは、法律論、今死刑に直面してる場所にあるわけですから、殺意を否認するっていうのは、まあ、あっていいことだと思うんですが、でも、仮にもね、2人の方が亡くなってる事件に、自分は関与してるわけですよ。それに対しての真摯な思いっていうのが、その態度からまったく感じられない。で、法廷で起こってることですから、裁判官もそういうところはきちっと見てると思います。」と答える。八代弁護士は法廷を傍聴をしているわけではない。きわめて無責任な発言であり、法律家の発言として、ことさら視聴者に誤解を与えている。

大和田氏がコメンテーターに発言を促す。「これはねえ、福岡さん、これ、どう見てもね、ドラえもんが出てきたり、それから、その一、儀式みたいななんだった出てきたり、これ、その、母胎回帰…」という（「ストーリー」に怒り……元村さん 7年間の『無念』 『真実を追求するのが裁判』のテロップ）と、福岡翼氏が、『性暴力ストーリー』、最初ね、そういうその、本村さんの奥さんを襲ってるっていうようなことがあったりして、どうしてもその、性にも関わってきてるって話で、『性暴力ストーリー』って言い方をしてると思うんですが、それを『母胎回帰ストーリー』に置き換えること自体、僕は、法律的にはどうかわからないけれども、個人的には、無理だろう、それは、という感じはありますよねえ。」と答える。

島田記者が、「臨床心理士だという加藤幸雄教授なんですが、去年の10月に発行された、こう『光市裁判』という本があるんですが、この中で、安田主任弁護士と対談をしているんです。で、発言の内容としては、加害者の保護・更生に重きをおいたものなんですが、被害者遺族の、加害者に対する許せない気持、これについて、『邪悪な感情』、それから『凶悪な復讐の論理』といった表現をしている部分もありました。」と述べる。画面には、加藤教授の写真。写真の下には、「加藤教授 元少年と接見8回・計16時間」の文字。事実は、「対談」ではなく「座談会」であり、意図的に事実を歪曲して報道している。そして、加藤教授がこの本の中で述べていることは、鑑定を引き受ける以前のことであって、「邪悪な感情」とか「凶悪な復讐の論理」という言葉を光市事件の被害者遺族（本村さん）について述べているのではない。この裁判とは無関係の事柄である。書籍を何度も引き合いに出しているのは、加藤教授が弁護団に迎合した証人であることを印象づけようとしているのであり、悪質である。

続いて、大和田氏が「これ、八代さん、あの一、まあ、弁護士側からの証人なわけなんですけども、まあ、ある程度専門家の意見を聞くっていうのは必要だと思うんですが、本村さんもおっしゃってました、この人がどれだけの人で、どれだけの知識を持ってるのかって、われわれわからないんですが、かなり、その、要するに弁護士側の考え方に、こう、片寄った人なんだなあって感じがするんですけどね。」と発言。「弁護士側の考え方に・・・片寄った人なんだなあって感じがする」は憶測であり、視聴者に誤解を与えている。それを受けて、八代英輝弁護士が、「そうですね、公正・客観的に、専門家の見地から、冷静に物事を判断するというよりは、どちらかと言えば弁護士側の、まあ、供述をサポートするような証言に終始したわけですけど、もちろん、そういうスタンスで弁護側から召喚されてる証人なので、そういうことをおっしゃるのはいいんですけども、ただ、やはりその、『母胎回帰ストーリー』とか『性暴力ストーリー』、さっき大下さんも言いましたけども、その『ストーリー』って名前つけるのがね、やっぱり弁護士、何でそういうことをつけるかっていうと、裁判は証拠で判断していきますよね、証拠がきちんとついていないから、まずストーリーのタイトルを付ける必要があるんだと思うんですよ。そういうふうになった、で、実際に起こってることと、それからストーリー、母胎回帰という、一見ちょっと甘い、柔らかいようなね、雰囲気のある言葉に置き換えてるだけのような気がしますね。」と答えている。しかし、八代弁護士は証人尋問の傍聴をしているわけではない。この八代弁護士の発言は、悪意を持った憶測によって加藤教授を誹謗中傷するものであり、「証拠がきちんとついていないから、まずストーリーのタイトルを付ける必要があるんだと思う」というような無責任な発言を、法律家が行うこと自体、重大な問題である。

続いて、大和田氏が、「これはどうですか、裁判官に与える心証という部分では？」と聞くと、八代弁護士が「あの一、もちろんですね、裁判官は、全証言を聞いて判断するわけですけども、余りにも、その、弁護士側の供述に沿った内容であるというふうに考えれば、一刀両断に採用しないことになると思います。」と答える。「一刀両断に採用しないと思います」という、この発言も、視聴者に誤解を与える。続いて、テレビ朝日の解説者である川村晃司氏が、「何か、事実が吟味され始めたよ、真相がようやく提起され始めたよっていう、その弁護団の話の裏には、やはり死刑を避けたいという、つまり、どうしても

この判決で自分たちが勝ち得たいのは、死刑以外の判決だっていう、その前提の下で、少年とその後付の論理です。何か少年に、変な言い方をすれば、入れ知恵してるんじゃないかというような言葉が、あのストーリーになってきているような気がしているんで、少年が本当に素直な気持ちで、一番何を考えていたのかっていうことを含めて、やっぱり今後は精神鑑定とか、そういう中でやっぱり、裁判官が事実を認定していくんだらうと思いますけどね。」と発言。「少年に……入れ知恵しているんじゃないか」との発言は悪質である。

最後に、司会の大和田氏が、もう一度、「そうです。だから、僕は、その臨床心理士なんですか、加藤さん、加藤先生がおっしゃった『邪悪な感情』とかですね、『凶悪な復讐の論理』とかいったものが、僕は本村さんの中には感じられません。」と強調する。前に指摘したとおり、加藤教授は、光市事件の被害者遺族について述べているのではなく、一般論として述べているのである。

第8．7月24日 スーパーJチャンネル テレビ朝日

ナレーション（女性の声）の端々に、事態を慨嘆してみせる風の感情表現が多く、被告・弁護人に対する悪意が含まれている。「被害者遺族としては、聞くに堪えない3日間だったと思っています。」との被害者遺族の言葉に続けて、「本村さんにそうまで言わせた前回の集中審理。」とナレーションが続く。「本村さんにそうまで言わせた」は、悪意であり、視聴者にも感情的反応を強制する。

「午後1時32分、広島高裁302号法廷。傍聴人が見守る中、刑務官に伴われ、元少年は姿を現した。白いシャツに紺色のジャケット、ベージュのズボン姿。肩まで伸びた髪を整髪料でなでつけた元少年は、法廷にはいるとそのまま一礼。傍聴席の方を見ることもなく、真っ直ぐ進んだ。」のナレーションに続けて、「私は今まで法廷で被告と目が合ったことはないんですけども、今日初めて、彼が退廷する時に目が合いました。鋭い目でにらみつけられました。」と前回6月の公判会見時の遺族の言葉を紹介。「前回、3日間の集中審理を終え、法廷を後にしようとしたその時、元少年の目は、傍聴席を見回すと、遺影を持った本村さんを捉え、にらみつけた。」というナレーションに続いて、「私が直感的に思ったのは、この人間を社会に帰してはいけないっていうふうに思いました。」との遺族の言葉。続いて、「初公判から8年、初めて法廷で交錯した2人の視線。法廷に入ってきた元少年は、遺影を胸に抱いた本村さんを見ることは、なかった。」とナレーション。しかし、法廷で被告人が遺族を睨んだという事実は存在しない。前回集中審理の会見時に、弁護団は、記者から質問を受け、被告人が退廷時に被害者がどこに座っていたかを知らなかったこと、睨みつけていないこと、さらに、弁護人は接見を続ける中で今の元少年が遺族を睨みつける心情にないことを説明している。「被害者遺族が睨んだと言っている」と質問する記者に対して、被害者遺族がそういったというだけで、『睨んだように思う』と報じるのと、『睨んだ』と報じるのは全く違う」ということを話している。また、「加害者が被害者を法廷で睨みつけるなんてあってはならないことであり、今回の法廷でもあ

りえないことである。今回の法廷でも、加害者の法廷態度が問題であれば、裁判所側から注意を受けるはずであり、そのような注意は裁判所から届いていない」との説明も行っている。遺族が「睨まれた」と思い込んだことはともかく、それが事実であることが確認されているわけではない。一方の当事者の言い分を事実と決めつけて報道するのは、公平さを欠く。「睨んだ」ということを報道するのであれば、もう一方の当事者の主張も報道すべきである。断定できない事実無根の出来事を理由に非難するのは、被告人に対する人権侵害とっていい。そもそも、「傍聴席の方を見ることもなく」と非難されたり、「睨んだ」と非難されたり、このような報道は、人格を誹謗するものであり、理不尽とすらいえる。

法廷イラストと声優の声で、「座って！」という裁判長の声を演出。「裁判長がイライラした様子で、元少年に着席を促し、再び弁護側の被告人質問が始まった。元少年は、1999年4月14日、本村さんの妻・弥生さんと娘・夕夏ちゃんを殺害したその日のことを語り出した。」とナレーション。果たして、裁判官が、ほんとうにイライラしていたかどうかについては根拠がない。このような主観的な報道は報道の名に値しない。

被告人が、事件当日会社を休んだことに触れ、「事件当日、仕事を休んだ元少年。弁護人は、細かく質問を重ねた。質問は、事件直前、会社をたて続けに休んだことにも触れた。」とナレーション。法廷イラストと声優の声で、『「4月9日に会社を休みましたか？」（弁護人）『4月1日です』（被告）『4月9日ですよ？』（弁護人）『4月9日です』（被告）」と法廷再現場面が続く。「仕事を休んだ日を言い間違えた元少年。弁護人に間違いを指摘されると、手を顔の前に出し、拝むように謝る場面も。」とナレーション。画面は、「間違いを指摘され拝むように謝る元少年」のテロップ。被告人が、答えを誤り、拝むようなしぐさをしたからといって、そのことが、さも重大な意味を持つかのように報道されるべき事だろうか。ここにも、被告人に対する悪意が表れており、公正さを欠く報道の仕方だ。

さらに、法廷イラストと声優による再現で、『「4月13日も休んだ？ どうして？」（弁護人）『前日の夜、父と口論になって、殴られました。最初はコップが飛んできて、直撃。その後、後ろに回ってきて、包丁をのどに突きつけられました』（被告）」。続いて、「元少年は、事件当日仕事を休んだ理由を、父から受けた暴力がきっかけだったかのように答えた。」とナレーション。「……かのように」は悪意であり、事実がそうではなかったという誤解を与える。「事件当日の元少年の行動について、細かく質問を重ねる弁護人。そもそも去年の最高裁判決は、1・2審が認めた殺人と強姦の事実を、『揺るぎなく認めることができる』として、弁護団の主張を斥けていた。しかし、弁護団は、前回の公判を、こう言い放った。」とナレーション。「言い放った」は悪意である。

安田好弘弁護士の「従来の第1審判決、あるいは控訴審判決、そして、昨年の最高裁判決、そういうものは完全に間違っていると、誤った事実の上に、事実認定の上に立った判断をやっていて、真実が何かということをつぶさに明らかにしていきたいと」の会見時の言葉のどこが「言い放った」になるのか。そあとに、「最高裁の判決までもが間違いと主張し、差し戻し審で新たに事実関係を争い始めた弁護団。だが、前回の被告人質問での元少年の話は、理解しがたいものばかりだった。」のナレーション。「争い始めた」は悪意である。そもそも、この報道からは、係争中の事件について、事実を検証し、公平に報道しようとする姿勢が見られない。

「傍聴席の本村さんは、歯を食いしばり、本村さんの母は、流れる涙をハンカチで何度も拭いた。」のナレーションに続けて、「何でもありの法廷ですから、言いたい放題ですよ。法廷という場をどう思ってるのかというふうに思いたくなります。怒りとかを通り越して、情けなくなりました。私の母も、情けないと、ずっと泣いてましたんで。」という遺族の言葉。「弁護側の質問には、文章を読み上げるようにスラスラと答え続けた元少年。一方で、検察側の質問に対しては、『わからない』『覚えていない』を連発。時に声を荒げ、答えに窮する場面もあった。だが、弁護団は、裁判の進行に自信を見せる」のナレーションには、被告・弁護団に対する悪意が含まれている。被害者遺族と被告・弁護団を対立図式で描き、遺族に好意的な報道を行っている一方で、被告・弁護団に悪意を表しており、公平さを欠く。

裁判所の前の女性記者の発言も同様である。「法廷では、日付を間違えたことを正されると、『あっ、ごめん』というような、拝むようなしぐさを見せるなど、法廷の様子は、余裕さえうかがえる、そんな感じでした。」には悪意が含まれている。「余裕さえうかがえる」は偏見である。「弁護側としては、被告の幼稚さや、いくつもの偶然が重なった結果、事件が起きたのだと強調したいと見られます。遺族の本村洋さんは、今回の差し戻し審に臨むにあたり、『死刑を回避するために裁判を長引かせるのをやめてほしい』と訴えていました。また、『死刑の存置について問う代理裁判にしてほしくない、このままではこの裁判は最早われわれ遺族のものではない』とさえ言っていました。」は一方的な報道であり、この裁判が、「死刑の存置について問う代理裁判」であるかのような誤解を与える。

スタジオでは、解説者の大谷昭宏氏が「今まではですね、物的な証拠で、例えばこれはこういうふうにして首を絞めたんだとか、弥生さんに甘えたかったんだと、その物を中心にして言ってたわけですけども、これからは、この少年の心理で、どういう形、だから義母に甘えたというような行動をですね、かなり弁護側は強調してると思うんですけども、さて、それはロールプレイングゲームだかドラえもんだか知りませんが、前段の方はロールプレイングゲームというゲーム感覚だったと、こちらはドラえもんが4つのポケットを持ってるから何とかしてくれると思ったと、そこを母親に甘えたかったという心境でつなごうということなんですけども、果たしてそれをですね、裁判所が納得のいくストーリーとして受け付けるかどうかということからすれば、私はこの裁判はいつまで続けていくんだろうかという気がしないでもないですね。」とコメントしているが、「果たしてそれをですね、裁判所が納得のいくストーリーとして受け付けるかどうかということからすれば、私はこの裁判はいつまで続けていくんだろうかという気がしないでもないですね。」は、視聴者に自己の一方的な意見を押しつけるものである。

この番組の、特に法廷再現ドラマ風の部分に注目してほしい。法廷内のスケッチイラストをベースに、裁判官・弁護人・被告人それぞれに、キャラクター付けした声優を配役し、テロップに色付けし、ナレーションを導入し、ポイントごとにBGMを変えて、すべてをひとつの方向に、視聴者の感性を誘導すべく、過剰な演出を行っている。

第9. 7月24日 ニュースJAPAN フジテレビ

再現場面で、被告人役の声優の声の調子・話し方が、他番組と比較しても際だって、被告人の悪性を演出している。この番組は、箕輪幸人解説委員が、他日の放送でも、法廷における「被害者の権利」を強調している。「被告人の身勝手な言い分」との発言は被告への人格攻撃・罵倒である。箕輪委員の解説の画面には、「“被害者” なき公判」のテロップ。「弁護側は、死刑を回避する、まあ、そういう法廷戦術をとってますから、犯行の計画性を否定をしたり、それから、被告が精神的に未成熟だったっていう主張をしているわけです。」と述べ、正当な弁護活動を、「死刑を回避」するための「法廷戦術」と決めつけるのは、短絡的に事実を歪曲するものであり、視聴者に大きな誤解を与える。

箕輪幸人 この裁判を通じて思うんですけどもね、法廷の中で、被害者がいかに希薄な存在であるかっていうふうな気がしてならないんですね。弁護側は、死刑を回避する、まあ、そういう法廷戦術をとってますから、犯行の計画性を否定をしたり、それから、被告が精神的に未成熟だったっていう主張をしているわけです。今日の法廷でも、被害者の家に入った理由について、被告は「どうぞと招き入れられたような感じがした」というふうに答えています。これじゃ、まるでね、被害者にも非があると、そう言いたげにさえ聞こえるんですね。こうした被告人の身勝手な言い分をですね、遺族は傍聴席で、ただですね、ひたすら悔しい思いをして聞いている、それしかできないわけですね。被害者と加害者、余りにも権利のバランスっていうのがね、とれていない、そんな感じを受けます。

第10. 7月25日 イブニングニュース広島 RCC (中国放送)

「光母子殺害で弁護側主張」として、「プロレス技で弥生さん死亡」は、虚偽報道であり、放送法に違反している（番組を通して、画面右上に、「弁護団の独自鑑定 『プロレス技で死亡』」のテロップ）。弁護団の主張は、「被告人は、背後からそっと被害者に抱きついたところ、驚いた被害者が身体を左右に揺さぶって立ち上がろうとし、バランスを崩した二人は、重なるように仰向けに倒れ、被告人は、被害者を、背後から両足を胴体にかからめ、左腕を被害者の頸部に回してスリーパーホールドの姿勢で押さえ続け、気絶させてしまった。被告人は、被害者の身体を横に動かし、半身を起こし、呆然とした後に、背後から金属様のものによって被害者から反撃を受けたため、被告人は反射的に被害者に覆い被さり、左手で被害者の金属様のものを持っている手を押さえ、右手を逆手にして顎付近を押さえ、そのまま手がずれ首辺りを押さえつけたため、被害者は、ぐったりとなり死亡した」というものである。

また、「被告の元少年は、長く伸びた髪を後ろで結わえ、集中審理2日目の法廷に姿を現しました。」とイラスト付で報道しているが、「被告席の元少年は、途中からタンクトップ姿となり、頬をふくらませるように口の中で舌を左右に動かしながら証言を聞いていました。」とのイラスト付きの報道ともあわせ、「長く伸びた髪」「タンクトップ姿」「頬

をふくらませるように口の中で舌を左右に動かしながら」（「法廷の元少年は一」のテロップ）という、服装や態度によって、被告人に反省の態度がみられないかのような誤解を、視聴者に与えようとしている。この日、被告人がタンクトップを着ざるを得なかったのは、午前中の公判を終えて護送される際、護送車の座席が汚物で汚れていたために被告人の衣服が汚れてしまい、洗濯日だったこともあって着替える衣服が房内になかったことによる。房内での衣服の所持が制限され、拘置所に、こういった際にすぐに着替えを用意してくれるような処遇の状態が日頃からないことによって、被告人は、タンクトップを着るしかなかったのである。こういった報道は、事実（特別の事情）を無視して視聴者に誤解を与えるものであり、被告人に対する人権侵害である。

ナレーションの「本村さんは元少年への死刑を求めています、事件から8年以上がたった今も判決は確定していません。」に続いて、被害者遺族の「迅速に裁判を終了して、いち早く結審してもらいたいというふうに考えております。」との発言を紹介し、裁判所前の大平記者が「元少年の犯行については、既に最高裁判所が『冷酷で残虐だ』と、その事実を認定しました。しかし、この差し戻し控訴審では、新たに組織された元少年の弁護団が、最高裁の判断を否定する主張を続けています。弁護団は次つぎに証人を申請し、法廷ではその尋問に時間が費やされています。」と、弁護団が無理な主張を続け訴訟を遅延させているかのような一方的な報道を行っていることも問題。

第11. 7月26日 ピンポン TBS

この番組は、司会の福澤朗氏が、弁護側証人の法医学者・上野正彦氏の鑑定結果を歪曲し、あたかも、弁護団の主張とは異なる真意をもっているかのように構成している。

まず、ナレーションで裁判についての説明があった後、同じナレーターが声色を使って、法医学者・大野曜吉氏の証言を再現する。画面はイラストとテロップを使用。その後、法医学的には大野氏と同様の鑑定意見を証言した、もう一人の法医学者・上野正彦氏に対する単独インタビューを構成している。

上野氏のインタビュー場面を中断して、ナレーションが、「また、犯行の際、弥生さんの動きを止めるため首にプロレス技のスリーパーホールドのように腕を回したと、1・2審とは違う発言をした元少年についても、監察医は信憑性があるとした」（画面は被害者の写真とスリーパーホールド技のイラスト。法廷のイラスト）と述べ、ふたたび、法廷のイラストに、大野曜吉氏の証言の要約テロップをつなぎ、声色で大野証言を再現する。再度、ナレーションが「一見二人の監察医が、元少年が新たに語った犯行状況を裏付けたように見える。だがこのことは本当に少年に有利に働くのだろうか」と述べ、場面は大澤孝征弁護士に対するインタビューとなる。ちなみに、「監察医」とは、元東京都監察医務院長だった上野氏を指した言葉であろうが、通常、大野曜吉氏は、「法医学者」または、「法医学教授」である。「監察医は信憑性があるとした」というナレーションの直後に、大野氏の証言の再現があると、大野氏と上野氏を混乱させられる。

CMを挟んだ後、再び、上野氏のインタビュー場面となり、上野氏が「結果として死刑

となってもやむを得ない。だが殺害方法は検察側主張が間違っている」という趣旨を述べる。ニュアンスとして、上野氏が本件被告の死刑を肯定しているかのような発言は、弁護団の主張と矛盾しているように聞こえる。しかし、法医学者に量刑の問題を質問すること自体、裁判報道としては不適切だ。殺害方法の点で、上野氏の説明は、弁護側主張となんら矛盾していない。

番組はスタジオに戻る。司会の福澤氏は、「ややもすると上野さんは弁護側に有利な発言をしてるんじゃないかと思われる向きもありますが、実はそうでもないんです。こちらご覧ください。去年の6月、最高裁では、こういった事実認定をしました。両手で絞めました。あ、弥生さんに関してですね、両手で絞めました。順手で、順手で絞めました。殺す目的だったという認定がされてます。それに対して弁護側は、いや、片手だったんだ、しかも逆手だったんだと。しかも、口を押さえようとしたらすべったという、殺意はなかったんだというふうに弁護しました。これに関して上野さんは、『片手』『逆手』、ここまでは一緒なんです、『口を押さえようにしてすべったとは限らない』と、『はなから首を押さえた』ということで、『そうとは限らない』というんで、ここに弁護団との食い違いがありますね。」と発言。

しかし、上野氏の「口を押さえるようにしてすべったとは限らない」「はなから首を押さえた」という発言は、直接、インタビュー場面には出てこない。事実の歪曲である。

上野氏は、この日の法廷で、「Aを右手で、親指がタッチして、口あるいは鼻辺りを4本の指で押さえた。そのときに、のけぞるように被害者が首を上げた。そのために、Aの親指がBの位置にずれ込んだ。そのときに、親指が、屈曲しながらBの位置を圧迫した。で、4本の指は、当然、頸部のほうに、水平に位置した状態で圧迫し続けたというふうに私は考えています。」と述べている。上野氏は、「口あるいは鼻辺りを4本の指で押さえた」と述べ、「はなから（最初から）首を押さえた」とは決して言っていないのである。司会の福澤氏がボードを使って、弁護側の「口を押さえようとしたら滑った／殺意はなかった」に対して、上野氏が「そうとは限らない」と発言したと説明するが、上野氏の「そうとは限らない」という言葉は、インタビュー場面にはない。そのようなニュアンスに解釈し、誘導したのは番組制作者である。

そもそも、この番組の法廷再現場面でも、「昨日、広島高裁で行われた光市母子殺害事件の差し戻し控訴審。最大の争点である、死亡した弥生さんの首に残された跡が、どのようにしてついたかという点について、法医学の権威2人が、弁護側の証人として出廷した。」とのナレーションのあと、声色で大野証言を再現し、「痕跡から見ると、元少年が声を出そうとした弥生さんの顎付近を、右手を逆手にした状態で押さえ、手が下にずれて窒息させることになった」と述べ、続くナレーションではっきりと、「口封じの行為の末、窒息させてしまったという弁護側の主張と、法医学者の証言が合致した形となった。」としており、『『そうとは限らない』というんで、ここに弁護団との食い違いがありますね。』という福澤氏の発言は、「弁護側の主張と、法医学者の証言が合致した形となった。」という、前のナレーションと矛盾する。

番組独自のインタビューで、上野氏が述べているのは、「この4つの指の跡は、上が短くて下が長いんですね。検察側は、こういうふうに当てて、小指側にうんと力が当たれば、ここの長さもこれに加わるから長くていいんだ、と言ったんですけど、ここは筋肉と皮下

脂肪で覆われていますから、指の跡は、出るとすれば大きく出なきゃなんないんです。」

「この事件は不思議なんです。法医学的鑑定がなされないまま最高裁まで行っちゃったんです。法医学的から見れば、きわめて流れがおかしいなあっていうふうに思いますよ。」

「弁護側から頼まれたから弁護側に都合がいい鑑定をしてるのではない。死体は語るという意味で、法医学的に分析したデータを、ここに明らかにするだけだから。」「結果としてね、2人の命を奪ってるんだから、最高の刑があってもいいと思うんです。けど、殺害方法は、検察側が言うような殺害方法ではないっていう、死体所見はそう語ってるんですよ。」ということであり、福澤氏が述べる内容は発言していない。

さらに、「また、犯行の際に弥生さんの動きを止めるため、首にプロレス技のスリーパーホールドのように腕を回したと、1・2審とは違う発言をした元少年についても、監察医は、信憑性があるとした。」とのナレーションのあと、法医学者・大野曜吉氏役の声優が「作業着の袖口の金具が、円形で大きさも変わらないので、袖がまくれ上がっていた場合、ちょうど被害者の傷に相当します」と法廷を再現し、ナレーションが「一見、2人の監察医が、元少年が新たに語った犯行状況を裏付けたように見える。だが、このことは本当に少年に有利に働くのだろうか。大澤弁護士は言う。」と述べたあと、大澤孝征弁護士の「横たわっている人を、上から、こう首を絞めればですね、やっぱり殺害行為としては十分ではないかと。ただ、まあ、弁護側としては、少しでも違いがあれば、それは事実とは違うんだから全部違うんだという論法にもっていくっていうのは、まあ、常套手段ですからね。」との発言を紹介している。しかし、事実を認定するのは裁判官である。進行中の裁判に対して、テレビという媒体で、法律家が結論めいた意見を述べるのは、視聴者に誤解を与える行為で無責任きわまりない。

スタジオのコメンテーターの選出に偏りがある。

勝谷誠彦氏は『『その殺意云々については動かし難いと思いますけどね。』と憶測を述べ、宮崎哲弥氏は「だから、やっぱりドラえもんとかね、魔界転生がどうのこうのとかってというような話っていうのは、到底認められない訳ですから、私は、殺意の認定というのは動かないというふうに思いますね。」と述べるが、「ドラえもん」と「魔界転生」は被害者の死亡以降の出来事であって、「殺意の有無」については、行為の事実認定を厳密に行った結果、判断すべきものである。

さらに、司会の福澤氏は、「そして、我われ余りに憤りましたんで、イラスト作りました。昨日のこの元少年のいでたちです。ランニングシャツ、短パン、しかも頬を膨らませるように、口の中で舌を左右に動かしながら証言を聞いていた。ここに、反省の情のかけらも見ることが、私にはできないんですが。」と、イラストを示して、憤った口調で発言。それに呼応して、宮崎氏が「いや、だから、弁護側は反省しなくてもいいというような」「言わんばかり、昨日も言いましたけど、そういう弁護活動やってるわけですから。」「こういう態度に出るのは。だから、私は、彼の反省や改悛の機会というものを、弁護側の弁護方針が奪っているということをもう一度言っておきたいとしますね。」と述べる。しかし、被告がランニングシャツを着ざるを得なかった経緯は、午前中の法廷を終え、拘置所に護送される際、護送車の座席が汚物で汚れていたため、午前中に着ていた衣服が汚れてしまったことに原因がある。日頃、領置品が制限されているうえ、この日は洗濯日で着替えの衣服がなかったのである。このような事情を確認することなく、福澤氏の「そし

て、我われ余りに憤りましたんで、イラスト作りました。昨日のこの元少年のいでたちです。ランニングシャツ、短パン、しかも頬を膨らませるように、口の中で舌を左右に動かしながら証言を聞いていた。ここに、反省の情のかけらも見ることが、私にはできないんですが。」との発言は、被告に対する人権侵害である。そして、被告人のズボンは、実際には「短パン」ではなく、丈は膝下までのものであり、イラストを示しての報道は、事実を改ざんしている。

第12. 7月27日 ピンポン TBS

前半は、2回の集中審理（6日間）での弁護側主張をまとめた内容で構成されている。番組を通して、画面右上には、「光市母子殺害 元少年“来世で夫になる”」「“来世で夫になる……”元少年の衝撃発言に怒りの会見」のテロップが張り付いている。弁護側主張に対して、遺族の「被害者遺族としては、聞くに堪えない3日間だったと思ってます。今日初めて、彼が退廷する時に目が合いました。鋭い目でにらみつけられました。私は今日ほどですね、被告に対して憤りを感じた日はありません。」との批判を紹介。

だが、被告が遺族を睨んだという事実はなく、6月の集中審理時に弁護団が記者会見で説明しているにもかかわらず、あいかわらず、「睨んだ」という報道が行われている。

冒頭、「光市母子殺害“来世で夫になる”に怒り会見」のテロップ。木村郁美キャスターの「果たして元少年と大弁護団は、いったい何を訴えたのでしょうか。」の発言には悪意が含まれている。遺族の「遺族としてはですね、じっと歯を食いしばって、こらえて、弁護側・被告人の話聞いていたというのが実態です。」という発言に続いて、「僕は死刑になって、弥生さんと夕夏ちゃんと来世で会う。再会した時に、弥生さんの夫となる可能性がある。そうすると、洋さんに大変申し訳ない」と、元少年の役の声優が法廷シーンを再現（右上に「光市母子殺害やり直し裁判 元少年の発言に怒りの会見」のテロップ）。

「昨日の差し戻し控訴審で、元少年との会話内容を法廷で証言したのは、弁護側に依頼され、元少年の精神鑑定をした関西学院大学の野田正彰教授。この証言に対して、本村さんは。」のナレーションのあと、遺族の「何をもって彼がそういう発言をして、どうしてそれを裁判で精神鑑定医が話したのかっていう意図は読めませんが、もし彼が本心でそれを言ってるのであれば、反省してないっていうことの証だというふうに思います。」という批判を紹介。

野田教授の証人尋問について、「そして、昨日、弁護側から依頼され、元少年の精神鑑定をした大学教授が、拘置所で接見した際に元少年が語ったとされる言葉を明らかにしました。」とのナレーションのあと、元少年の役の声優が「弥生さんはまだ生きている。僕は弥生さんと夕夏ちゃんと仲良く暮らせると思う。洋さんと4人で、仲の良い家庭を作れるんじゃないか。僕は死刑になって、弥生さんと夕夏ちゃんと来世で会う。再会した時に、弥生さんの夫となる可能性がある」と、あたかも直接法廷で、その声で喋ったかのように演出した。しかし、この言葉は、野田教授に対して、弁護人が鑑定書の内容について質問した際に、野田教授が、本人の言葉を引用した発言なのである。

遺族が、「率直に言えば、あきれました。いままで彼は、少なくとも1審・2審では、犯した罪を認めて、反省していると、申し訳ないと言ってたわけです。しかも、その山口地裁での検察側の冒頭陳述に対しては、罪状認否は全部認めたわけですよ。それで、謝罪してるもんだと思っていたんですけども、実は、妻と娘と一緒に暮らしたいだけですよね、私とうまく暮らしていけると思ってるのかって言うことは、本当に思っているんであればですね、今までの謝罪は何だったのかとか、今までの反省してるって言ってた弁護側の主張は何だったのかって言うことを疑いたくなります。」と批判。

しかし、野田教授が証人尋問で述べた内容は、被告人について、①犯行に至る時点までの人格形成についての精神医学的考察、②犯行時の精神状態について、③現時点における精神状態など、鑑定に関わる多岐にわたる事柄である。その一部分を、証言の脈絡を無視して、法廷で、あたかも被告人自身が発言したかのように演出するのは、事実の歪曲である。また、これらの言葉について、野田教授は、法廷において、「被告人には、関係性が非常に強い現実があって、求めて得られなかった家庭、求めて得られなかった母との関係性が大きな現実であり、それを中心に全てが戻っていく。そういう中で、得られなかった家庭を、弥生さんと夕夏さんと洋さんとの家庭という形でイメージしたりして、行き来している。本当の意味で、自分は殺人を行って2人を殺したということの意味を十分認識できない。できないのは、防衛メカニズムがあるからであり、被告にとって大きな現実というのは、母親との一体の世界である。」旨、説明しているのである。こういった説明については、一切報道せず、被告人が鑑定人に話した言葉だけを恣意的に流しており、視聴者に大きな誤解を与えている。

スタジオでのやり取りが悪質である。冒頭、司会の福澤朗氏が「ひとつ付け加えておかなければならないことがありますね。昨日証言を行いました精神科医の野田正彰教授というのは、死刑廃止論者です。そういった意味では弁護団に近い側のスタンスの先生だということですね。にしても、あの弁護団はいったい何を弁護しようとしているのか、そして、何を裁こうとしているのか、日に日にわからなくなってまいりました。」と発言。「野田正彰教授というのは、死刑廃止論者です」は暴言である。いったい「死刑廃止論者である」かどうかは、思想信条の自由の問題である、そして、野田教授が「死刑廃止論者です」という根拠はあるのか。まして、テレビ番組の司会者が、裁判の証人の「思想」を云々するなどもってのほかである。野田教授は、臨床の精神科医として、長い経験を持ち、思春期の精神障害および非行の入院治療や、外来治療を行い、鑑定経験も豊富な精神科医である。その鑑定人を「死刑廃止論者」との一方的な決めつけで、視聴者に「弁護側寄りの鑑定人である」という誤解を持たせる報道は、野田教授に対する悪質な誹謗中傷である。

福澤氏の「あの弁護団はいったい何を弁護しようとしているのか、そして、何を裁こうとしているのが、日に日にわからなくなってまいりました」の発言には悪意がある。

続いて、福澤氏が大澤孝征弁護士に発言を求める。大澤弁護士は、「ああ、まあフリップを用意していただいたようですので。策士策に溺れるということわざがあります。」と、フリップを見せる（フリップには「策士 策に 溺れる」の文字。）「で、この弁護団の策自体はですね、これだけ独立して見ると、まあいい策だったかなと。なぜならば、死刑事例について、強姦目的を否定し、殺害の意思を否定し、つまりそれは傷害致死であるというふうな主張です。傷害致死だということになると、最高刑は有期懲役ですから、

20年。さらに併合罪ですから1.5倍までできますから、まあ、30年まで行けても、無期や死刑には絶対なんない法定刑なんです。ですから、死刑を回避するところではないと、実態から言えばこれは傷害致死で、有期懲役しか最高刑としてもならないんだという主張の、理論的根拠付けの策としてはね、なかなかよく考えられた策だろうというふうに思います。しかし、その策が、これまでの裁判と完全に遊離している。」と発言。

フリップを用意して、「策士策に溺れる」との発言は悪辣な誹謗中傷である。

続いて、大澤弁護士は「しかも、今回弁護団が付いてからこういうことを言い出してるというようなことからですね、誰が聞いても見ても、つまり一般的な常識は事実認定で非常に大事なんですが、それがどうも変だというふうにかなり見られてしまった。つまり、策が見破られている。」と展開。「だから、この策は、たぶん裁判所で通用するとは到底思えない。」と続ける。さらに、「じゃあ、何のためにしたのか。その結果はどういうことが出てくるかっていうと、まあ、傷害致死であれば有期懲役しかないわけですから、被害者が怒ろうが何しようが関係ないやっということになりますね。しかし、本当はですね、死刑を回避する特段の事情があるかないかっていう時に、本人が反省していたり、被害者の気持ちが許すとかいうふうに傾く、反省の情を受け入れるとかっていう、そういう部分がかかなり大きな影響を持ってる。それが全否定される結果になりかねない。つまり、被告人は、反省しているどころか、あえて被害者である、被害者の夫であるその本村さんの気持ちを逆なでするように、誰が聞いてもね、戦慄すべきようなことを平然と言ってるわけでしょ。で、これは、被害者でなくてもですね、何ということを行っているのか、これは事実としては許しがたいなっていうような、そういう気に、本村さんもたぶんなってるでしょう。」と展開している。大澤弁護士は、元検事であり、被害者支援都民センター理事であり、第一東京弁護士会の犯罪被害者保護委員会委員長を務めている人物である。そういった一方に片寄った法律家のみをコメンテーターにしており、公平性に欠ける報道である。

司会の福澤氏が「だって、何て言ったって、元少年のいでたちがランニングシャツに短パンですよ。」と、被告の服装を非難。それを受けて、大澤弁護士が、「ええ、ふざけた話だと思います。それを、法廷の場を何だと心得ているのかと、人生の場を決めるね、改まった場っていうのは普通考えることですよ。それを、そういったふざけたことで来てること自体は、裁判自体をないがしろにしているか、世の中の、まあ、裁判っていうものに対する軽視とかね、バカにしてるとするか、そういうものを見れてしまうという気がしますね。」と発言。しかし、ランニングシャツを着ざるを得なかったのは、護送車が汚物で汚れていたという不幸な出来事に見舞われた被告が、洗濯日で着替えがなかったためであり、きわめて不当ないいがかりである。そして、実際には、短パンではなく、ズボン丈は膝下まであるから、事実を歪曲した報道である。

福澤氏が、「で、今後なんですが、9月にまた集中審理が行われます。検察側の証人として解剖医が証言します。実際に遺体を解剖された先生ですね。」と説明。しかし、検察側証人は「解剖医」ではなく、「再鑑定人」の誤りである。

福澤氏の「そして、被告人質問、さらに、まあこれは確定事項ではないんですが、本村さんないし妻の弥生さんのお母さんの意見陳述があるかもしれないということですが、先生は今後の展望をどう考えますか？」との質問に対して、大澤弁護士は、「その意見陳述

が一番重要だっていうことです。これは、ある意味で証拠にもなりますしね。で、本村さんが、いわばエンジンのうちのひとつだったんですが、この6月にですね、被害者の裁判に対する参加というのが認められた。そして、最終意見として、検察と同じように論告・求刑ができるようになった。そういう、いわばこういう立法の原動力になった本村さんが、この旧制度における意見陳述でどのようなことを言うか。今までの、本村さんをずっと見てますと、弁護士以上に冷静で論理的です。で、この人が、この意見陳述でどのようなことを言ってくれるか。そして、今後の行われる、1年半後ですね、来年の秋以降行われる、被害者の刑事事件の参加問題について、一つの目安といいますかね、方向性を出してくれるんじゃないか。そういう意味で大きく注目したいと思ってます。」と、ここでも検察側・遺族側に立った意見を述べる。「意見陳述が一番重要だっていうことです。」との発言は、視聴者に、一方的な見方を押しつけている。「ある意味で証拠にもなりますしね。」は誤解を与える発言である。反対尋問手続を経ていない意見陳述は証拠ではない。

二木氏の「やっぱり無理がありますよねえ。先生ね、精神鑑定のところですね、幼児性とか何とかって、要するに刑事責任は問えないということをおっしゃるんですかね？」との質問に対して、大澤弁護士は、「いや、だから、そうは言ってないと思いますね。減弱していると、つまり心神耗弱の状態であると。ああいうおかしいことを言うこと自体がね、精神がまともな状態ではなかった、少なくとも犯行時は幼児性が強くて、年は確かに18歳を越えていたとしても、精神的にはそれよりはるかに下だと、だから、少年法の趣旨に則れば、18歳以下と同じような扱い、つまり18歳以下というのは死刑にできないわけですから、そういう扱いをするべきだという、まあ、言い分につながっていくことになるわけです。」と答える。しかし、これも無責任な発言で視聴者に誤解を与える。そもそも、大澤弁護士は傍聴もしていないで発言しているのである。弁護団は、「(精神が)減弱している」とか「心神耗弱」の主張はしていない。

最後に、福澤氏が、視聴者に対して、「ねえ。母胎に回帰したかったという母胎回帰ストーリー、みなさんはいかが思われますか。」と疑問を投げかけ、弁護側の主張が「常識はずれ」との印象を押しつけていることも問題である。

第13. 7月27日 ワイド！ スクランブル テレビ朝日

この番組も、弁護側鑑定人の上野正彦氏に単独インタビューし、上野氏が「殺害の実行行為は存在しなかった」という弁護団の主張を否定しているかのような報道に収斂して構成されている。

番組の全体を通して、画面に「弁護団主張を”砂上の楼閣” 怒り再燃……本村さん激白」「元少年”荒唐無稽”証言に…… 『あきれた』本村さん再激白」「弁護側証人監察医上野氏 弁護団主張に反論……!?!」「”殺害行為ない”弁護団主張に…… “踏み込ん でない”上野氏告白」のテロップが、入れ替わり貼り付いている。

女性司会者の「弁護士サイドの証人として2人の医師が出廷しましたが、そこには被害者家族・本村さんにとって、信じられない被告の少年の言葉がありました」（画面下に「弁

護団主張に本村さん怒りの再激白」のテロップ)の言葉のあと、遺族が記者会見で、「法廷の中でですね、席を立て、『違うだろ』『それはおかしい』って言いたくなる場面は、いくつも当然あります。まあ、砂上の楼閣と言いましょうか。まあ、率直に言えば、あきました」の発言(画面右上には「弁護団主張を“砂上の楼閣” 怒り再燃……本村さん激白」のテロップ)。「怒りを噛み締めながら、再びその思いを口にした、光市母子殺害事件の遺族・本村洋さん。」のナレーションが続く。

続いて、安田好弘弁護士が「これこそ荒唐無稽な事実であったと、つまり、殺害の実行行為は存在しなかった。とにかく、この事件の真相は、ちがうところにあると。」と発言(弁護団記者会見のごく一部)。「1審・2審が認定した強姦殺人ではなく、傷害致死であると主張する、22人の巨大弁護団。」のナレーション。「巨大弁護団」という言い方に悪意が含まれている。ナレーション部分には、おどろおどろしさを強調する音楽も付けられて、感情を盛り上げる。

続いて、遺族が「遺族としてはですね、じっと歯を食いしばって、こらえて、弁護側・被告人の話聞いていたというのが実態です。」と発言。「死刑か、それとも。広島高裁で行われた差し戻し審での2回目の集中審理で、本村さんが歯を食いしばった、被告の元少年の言葉とは。」のナレーション。遺族が「歯をくいしばって」耐える姿が強調される。

続いて、イラストと声優の声によって、野田正彰教授に対する証人尋問の様子が再現される。ただし、野田教授が法廷で明らかにしたという、「弥生さんはまだ、生きている」「僕は死刑になってもいい。先に来世で会えるので、再会した時には、先に自分が夫になる。そうすると、洋さんに申し訳ない。弥生さんと夕夏ちゃんと僕は、仲良く暮らしていける。洋さんとも、4人で仲のよい家庭を作れる」「夢に弥生さんが出てきて、実母のように優しくかった。弥生さんは、洋さんが今のように怒っているのを、喜んでいない」という言葉を被告役の声優に演じさせることによって強調している。本来は、法廷での野田教授の言葉として再現されるべきもので、被告の直接の声であるかのように声優にセリフを喋らせるのは過剰な演出であり、一種の「やらせ」である。ナレーションでも、「元少年が語ったという、この驚くべき言葉。」と強調されている。野田教授の役の声優は、「自分が行った行為で、どれほど被害者や被害者の家族に悲しみを与えているかということが、よくわかっていない」とセリフを喋っている。その画面右上に「元少年”荒唐無稽”証言に……『あきました』本村さん再激白」のテロップ。

遺族が「まあ、あの、法廷の中でですね、『違うだろ』『それはおかしい』って言いたくなる場面は、いくつも当然あります。ただ、私は一傍聴人であり、そういった権利は有してませんので、切歯扼腕して、じっとこらえて、聞いてます。」「まあ、率直に言えば、あきました。今まで、彼は、少なくとも1審・2審では、犯した罪を認めて、反省すると、申し訳ないと言ってたわけです。で、それで謝罪してるもんだと思っていたんですけども、実は、妻と娘と一緒に暮らしたいだけですね、私とうまく暮らしていけると思ってるのかということ、本当に思っているのであればですね、今までの謝罪は何だったのかとか、今までの反省してるって言ってた弁護側の主張は何だったのかということ疑いたくなります。」と、被告・弁護団を批判。野田教授が証言した被告の言葉は、あくまで野田教授が接見した際に、被告が、いわば自分の心理を説明した言葉であって、被告の反省とは直接、関係がない。

続いて、安田弁護士の、「幼い頃から不条理な暴力に曝されてきたと、その不条理な暴力の中で、人に対する信頼を持つこともできず、人間的な付き合いを形成することもできず、つまるところ母との撞着の中でしか、彼は育つことができなかった。その中で、彼は、つまるところ成長が止まってしまった。」との発言も、遺族の「もし彼が本心でそれを言ってるのであれば、反省してないということの証だというふうに思います。」という言葉で批判される。そして、作家の佐木隆三氏が、「相変わらず言いたい放題言わせてるなあって、そういう気持ちだったんじゃないでしょうかねえ。」「それにしてもよう言うはなあ」と遺族の批判を支持。

続いて、「殺害態様」について、弁護側鑑定人の上野正彦氏が、インタビューに応じて、「1審・2審に、法医学論争が欠落したまんま、判決が下るっていうのは、おかしい流れだなあと思いましたよ。」「検察側の主張は、両手で、左側の指が下で、右手はそれの上に被さるようにして圧迫したということなんですけど、ここで口を押さえた、それで、のけぞるように逃げられたために、指が屈曲してここへきて、この指が頸部に一致したと。」と、イラストによって説明している映像が紹介される。「つまり、検察側の主張である『両手で絞めた』とする犯行状況を、首の圧迫痕から推定して片手だったのではないかと、上野氏は証言したのだ」のナレーション。画面右上に、「弁護側証人監察医上野氏 弁護団主張に反論……!？」のテロップ。続いて、安田弁護士が、「法医学の見地から、検察官あるいは裁判所が認定した事実が、まったく、これこそ荒唐無稽な事実であったということ、すなわち、検察官が作り上げた事実だったということを明らかにしてくれたわけですよ。つまり、殺害の実行行為は存在しなかった」と発言（「殺害の実行行為」の文字が赤色で強調されている）。「上野氏の鑑定などを、元少年に殺意がなかった証明として、殺害の実行行為がなかったと主張する巨大弁護団。ところが、その上野氏が、われわれの取材で、弁護側の主張に反論を始めた」のナレーション（画面下に「上野氏が弁護側の主張に反論！」のテロップ。画面右上には、「弁護側証人監察医上野氏 弁護団主張に反論……!？」のテロップ）によって、弁護団と上野氏が「対立」しているかのような方向性で報道を行う。

そして、上野氏の「えー、私はですね、そこまで踏み込んだコメントはしてない。」の発言。安田弁護士の「つまり、殺害の実行行為は存在しなかった」（「殺害の実行行為は存在しなかった」という画面下の文字は赤く強調されている）の発言。そして、「上野氏の証言などを基に、殺害の実行行為はなかったことを意味すると主張する弁護団。だが、弁護団に上野氏は反論を始めた。」とナレーションが繰り返される。上野氏がモニターで、安田弁護士の発言を聞いている画面の下には、「上野氏が弁護側の主張に反論！」の大きなテロップが出される。続いて、上野氏の「えー、私はですね、そこまで踏み込んだコメントはしてないですよ。だから、それが、殺意があって強くやったのか、あるいは殺意がなくて間違えて殺しちゃったのかは、私の関知するところではありません」の発言（画面右上に“殺害行為ない” 弁護団主張に…… “踏み込んでない” 上野氏告白」のテロップ）が繰り返される。弁護側鑑定人の上野氏が「弁護団に反論をした」ことを強調するために、「殺害の実行行為は存在しなかった」（安田弁護士）、「私はですね、そこまで踏み込んだコメントはしてない」（上野氏）、「弁護団に上野氏は反論を始めた」（ナレーション）という言葉が執拗に、繰り返し報道される。

続いて、記者が、上野氏に、「これは、法医学から言うことではない？」と質問。上野氏は、「ええ、そうですね。法医学は、この人は、どういう形をとりながら死に至ったかを解明するだけです。それは、裁判のテクニックで、しょうがないんだよね。」と答える。そして、ナレーションが再び、「上野氏は、法医学的に、検察の主張に疑問を呈すが、そのことを殺意の有無に直接結び付けて判断したのではないと反論したのだ。」と、繰り返し「反論」を強調している。

しかし、上野氏は、「殺意の有無」について法医学者は判断できない、と述べているだけであって、弁護団に対する「反論」であるかのような報道は事実を歪曲するものである。上野氏が述べるように、法医学者が「殺意の有無」について判断できないとするのは当然のことであり、弁護団が、「殺害の実行行為は存在しなかった」と述べることは矛盾しない。弁護団は、法医学者の鑑定結果をもとに、事件の証拠関係を総合的に判断し、「殺意の有無」についての主張を行っているのである。それを上野氏は、「裁判のテクニックで、しょうがないんだよね。」と、わかりやすい言葉で記者に対して説明しているのである。「しょうがないんだよね。」と述べているのは、上野氏に記者が執拗に弁護団とは異なるスタンスの話を聞き出そうとしているからである。鑑定人の鑑定結果と、それを受けての弁護人の説明を、わざと次元を混乱させたまま、あたかも矛盾対立しているかのように、その方向性でインタビューを行い、番組を構成している。

遺族が、「ここにきてですね、また犯行事実を、その、司法解剖の結果からですね、8年もたった後にですね、やり直すってことは、そもそもそこに無理があるわけでありまして、その後の結果である写真等を見てですね、またその後に弁護側の主張を聞いた後に鑑定をされている医師の方のお話っていうのは、私は、今は信じがたいと思っています。」と批判し、作家の佐木隆三氏も「弁護団としては、何としても死刑を回避したいという思いで一生懸命やってるんでしょうから、ただ、これがほんとの被告人のためになるんだろうかなあ、んー、どうなんだろうなあと思いつつ聞いておりました。」と弁護団を批判。続いて、遺族の「まあ、造り花匂いなしという言い方をさせていただきます、嘘か真かかっていうのは、ちょっとわかりませんが、私は造花のような気が、今はしております。」との批判を紹介している（画面下に、「作り花ににおいなし」（作り花には香りなし）が赤く強調され、「偽物は偽物であり 本物にはかなわないという喩え」と説明されている）。

スタジオでのやり取りも悪質である。全てのコメンテーターが弁護団を批判しており、コメンテーターの人選に偏りがある。

冒頭、男性司会者が、「んー、本村さんのねえ、淡々と語るその姿勢に、かえって怒りの大きさを感じるものがありますけどね。」と述べる（画面右下には「弁護団主張を“砂上の楼閣” 怒り再燃……村さん再激白 母子殺害・差し戻し審」のテロップ）。

荒木茂彦記者が、「弁護側の主張のポイント」を、「検察側の主張する殺害方法の矛盾点」「被告の元少年の精神的な未発達」の2点で説明。特に、「弥生さん殺害方法の矛盾点」について、フリップを用いて解説。「そして、今回、今VTRで見ていただきましたけれども、元東京都監察医の院長であった上野正彦先生が、証言台に立ちました。これは、弁護士側サイドの証人として立ったわけなんですけれど。まず、検察側は、両手で、左が下で、両手で絞殺した、首を絞めたということなんですけれども、弁護側は、片手で、逆手

だということだったんです。で、上野先生も、同じく、弁護側と同じだということをして証言しました。ま、それによって、弁護側が、その後に記者会見を開いて、こういった話をしています。「上野先生ら専門家によって、検察側・裁判所が認定した事実が荒唐無稽であること、つまり、殺害実行行為が存在しなかったことが明らかになった」と話しています。この記者会見を受けまして、ちょっと行き過ぎかなと思いましたんで、われわれ、真意を上野先生に再び聞きました。上野先生の真意、昨日聞いた話はこうです。『そこまで踏み込んだ発言はしていない。法医学鑑定は、死体が何を語っているか、中立に分析する。それをどう解釈するかは、裁判官の判断。私は、弁護側にも検察側にも付いていない』ということです。つまり、この部分ですね（フリップで解説）。『つまり』の下の部分からは、上野さんは言っていない。殺害行為や、殺害の実行行為の有無などについては追及していないと、上野さんは話しています。」と述べる。弁護団が、鑑定人の意見を歪曲しているかのような、荒木記者の解説は、事実と反しており、視聴者に誤解を与えている。スタジオのコメンテーターも、その誤解の中で話を進める。

それを受けて、八代英輝弁護士が、「みなさん誰もが感じることだと思うんですけど、明らかに論理が飛躍してるんですよ。そのね、順手で首を絞めたか、それから、逆手で首を絞めたかっていうのは、殺害態様のもではありませんけども、殺した事実を動かすものではないんです。ですから、もしかしたら弁護側は、そこで新しい事実を発見したかもしれない。でも、それによって、実行行為がないとか、被告が無罪になるとかっていうものではないんです。で、よく弁護側はこういう方法をとるんですけども、まあ、専門家の証人が言ったことで、自分の主張に沿う部分があると、その部分を、まあ、ことさらに強調してですね、まあ、使う、だから自分たちの主張を裏付けてるんだっていうようなこと言うんですけども、最終的な論理の飛躍があるかどうかっていうのを、それは見る側が見れば、すぐわかってしまうことなので、ちょっと今回の部分は無理があるんじゃないかなと思いますけどね。」と発言。八代弁護士の発言は、弁護側の主張を矮小化するものであり、法律家の発言として、きわめて無責任である。

八代弁護士は、「実行行為がないとか、被告が無罪になるとかっていうものではない」と発言しているが、弁護団は「殺害の実行行為がない」といっているのであって、「傷害致死」の実行行為については認めているのである。一切の罪を免れて「無罪」になるなどは主張していないから、八代弁護士の発言は、視聴者に誤解を与えるものである。さらに、裁判における事実認定には厳密さが要求されているのであり、このように単純に、「殺した事実を動かすものではない」「それによって、実行行為がないとか、被告が無罪になるとかっていうものではない」などという安易な判断を断定的に視聴者に流布することは、これから裁判員による裁判が行われようとするときに、きわめて重大な意味を持つ。「最終的な論理の飛躍があるのかどうかっていうのを、それは見る側が見れば、すぐわかってしまうこと」との発言は、視聴者に意見を押しつけている。

福岡翼氏は、「上野さん、著書もたくさんありまして、僕も何冊か読んで、かなりね、そこから受ける印象っていうのは、公平に物を見てる人なんだって、ずっと思ってたから、今回、そこにねえ、われわれサイドの取材の時に、ワイド・スクランブルのスタッフのコメントとしては出てきてるわけですよ、中立に分析すると。だから、殺意があったか、なかったかに対しての言及をする立場にないわけで、状況を、元監察医としての状

況判断を言ってるだけのことでですから、それを、弁護団が拡大解釈をして、自分たちの都合のいいように、こう、コメントしてるんじゃないかなって印象を、僕は持ちました。」と発言。福岡氏は、法廷を傍聴もせず、弁護団の記者会見も実際には聞いていないのだから、「弁護団が拡大解釈をして、自分たちの都合のいいように、こう、コメントしているんじゃないか」との発言は、憶測であり、視聴者に誤解を与える。

続いて、テレビ朝日のコメンテーターの川村晃司氏が、「そうですね、上野さんに、私も実際に監察医務院の院長の時にもインタビューしたことあるんですけど、要するに死体が語っていると、死体が語っている事実があるんだと、それは、亡くなった人は言葉は言えないけれども、法医学的に鑑定すると、亡くなる直前に、もう私はこの人に殺されるんだなと思って亡くなる人もいるかもしれないし、実際にバランスを失って落ちてしまった人もいるけれども、そういう様々な形の中で、この人に、容疑者に対して、今、被告がですね、犯意っていうか殺意を持っていたのか、いなかったのかってことに関しては、わからないわけですよね。で、それは、どうも弁護人の主張から聞くと、殺意はなかったんだと、それから、刑事責任能力が、もはやないんだというような、つまり、『こういう母親に生まれたらどんなに幸せだっただろうか』という、何かこう、言っていることが前とまったく変わってきている、そのへんのところで、基本的には死刑を避けたいということで、刑事責任能力がないっていうことと、殺意がないっていう、ちょっと両方とも矛盾しているところを、今突いてきてるのかなと思いますけど。」と発言。しかし、「そのへんのところで、基本的には死刑を避けたいということで、刑事責任能力がないっていうことと、殺意がないっていう、ちょっと両方とも矛盾しているところを、今突いてきてるのかなと思いますけど。」との発言は事実を歪曲するものであり、視聴者に誤解を与えている。

続いて、荒木記者が、「精神科医が、今回、弁護側として証人に立ちました。この精神科医というのは、弁護側の依頼で、少年と接見をしてるんですね。その接見の時に、少年が言った言葉なんですけれども、『僕は死刑になってもいい。弥生さんと来世で会えるので、再会した時に、自分が先に弥生さんの夫になる。そうすると、洋さんに申し訳ない』、こういったことを言ってたというんですね。」とコメンテーターに発言を促す。福岡氏の「これは、本村さん、やっぱり気持としては、涙しますよねえ。彼は、でもここでは、『僕は死刑になってもいい』というコメントにはなってるんですね。」に対して、荒木記者が、「そうですね、ただ、この精神科医がこれを言ったというのは、この元少年がですね、精神的に未発達であるということを証明するために、使ったものだと考えますね。」と発言。「証明するために、使った」との発言は、野田教授が鑑定結果を導き出す根拠と過程を無視しており、「精神的に未発達であることを証明する」ことがあたかも最初から予定されていたかのような誤解を、視聴者に与えるものである。

女性司会者が、「これは、精神、あの、責任能力の点で、争うってための証言なんですか？」という、八代弁護士が「明らかにね、例えば弁護士もそうなんですけども、その、被告がね、明らかにこういうことを法廷でもし言ったとしたら、これ、遺族を侮辱する発言じゃないですか。そうしたら、弁護士は止めますよ。で、止めないで言うとしたら、『そういう発言をして、遺族を侮辱することになると思いませんか』って、必ず後で聞きます。それによって、そういうことに思いが至らない未熟な人格だっていうことを、裁判官にアピールするってことはありますけども、いずれにせよ、そういうテクニックを使って傷つ

けてる人がいるわけですから、本当に遺族にとって申し訳ないと思いますよね、こういう発言、法廷でされるということは。」と弁護団を批判。

八代弁護士の発言は、被告人が法廷で直接述べたのではなく、鑑定人が、鑑定中の接見の際に被告人が述べた言葉を引用する形で証言しているにもかかわらず、法廷において、傍聴人・遺族の前で被告人が述べたかの如く混同し、誤解の中で自論を展開している。これは、八代弁護士が被告役の声優による演技の影響を受けているからである。荒木記者が「精神科医がこれを言った」とはっきり言っているにもかかわらずにである。番組が、その虚偽を訂正することもせず、一方的に被告・弁護団を批判する方向に流れていることは、番組制作者がその流れを意図していたからにはほかならない。

男性司会者が、「弁護士ってのは、本来、被告を救う立場にあるっていうのは、もうね、誰しも知ってることなんですけど、でも、その前に、なぜかその、死刑廃止論を推し進めるという姿勢が、もうどうしても出てきますよねえ。」というのと、八代弁護士が、「そうですね。やっぱりね、今回ね、見てて思うのは、国民のみなさん誰もがそういうように感じると思うんですね。その、被告を護る、それから真実を明らかにするというよりも、死刑廃止というイデオロギーが、全編、前に来てしまって、それで新しい話を作ってるようにしか見えないというふうに、そうすると、被告自身の反省ってものもなくなってしま、それで弁護士がやってることは正しいのか、そういう批判を受けて、どういうふうにあの弁護団の、まあ、答えるのかっていうの、私は気になる場所なんですよね。」と発言。それを受けて、男性司会者が、「胸塞がれる思いですね。」と発言。ここまでくると、弁護団への誹謗中傷である。弁護団が、「死刑廃止を推し進める」ために裁判を利用しているという内容であり、視聴者に、一方的な見方を押しつけている。「死刑廃止というイデオロギーが、全編、前に来てしまって、それで新しい話を作っているようにしか見えない」との八代弁護士の発言は、法律家としてきわめて問題である。「死刑廃止というイデオロギーが・・・前に来てしまって」いるという事実は、弁護団の発言のどこにも存在しておらず、事実を歪める内容であって、視聴者に誤解を与えている。

第14. 7月29日 Theサンデー 日本テレビ

「みなさんはどう感じるでしょうか。一緒に考えていきたい問題です。」と、冒頭、女性司会者が視聴者に語りかける。「ザ・サンデーが追いつづけている光市母子殺害事件、本村洋さんの闘いです。」と続く。つまり、この番組は、被害者遺族の側に立った番組であり、「本村洋さんの闘い」を描いている。現在、審理が行われている事件について、ここまで、「遺族」対「弁護団」の対立という図式を作り上げ、遺族側に立った番組が放送されていいのだろうか。遺族側に立とうとするあまり、事実を歪めて報道してしまっているところに、大きな問題がある。

遺影を抱えて法廷に向かう被害者遺族。視聴者の感情に訴えかける叙情的な音楽にあわせて、1・2審時の法廷に向かう遺族の映像。「これまでに要した月日は、実に8年と3カ月。」のナレーション。雪の降る中で泣く遺族の姿。「8年3カ月ー」のテロップ。「長

い年月」が強調される。画面右上に『「弥生さんの夫になる」 “差し戻し審” で新証言』のテロップ（「弥生さんの夫になる」は赤色で強調されている）。

「今回、被告が語ったことは。」のナレーションに続いて、イラストと声優の声による法廷再現場面。画面は、法廷で被告が発言している様子のイラスト。被告人質問の際のイラストを使用している。被告役の声優の声で、「僕は死刑になって、先に弥生さんと夕夏ちゃんに来世で会う」。画面下には、「元少年 僕は死刑になって先に弥生さんと夕夏ちゃんと来世で会う」のテロップ。続いて、被告の横顔のイラストのアップ。被告役の声優の声で、「自分が夫になる可能性がある」。それにしても、この被告役の声優の声は「ふてぶてしい」印象を与える。画面下には、「自分が夫になる可能性がある」。

しかし、現実にはこのような法廷場面は存在していない。これらの言葉は、鑑定人が面会した際に、鑑定人に対して被告が語った言葉である。鑑定人を通して、鑑定経緯の引用として法廷で語られた言葉であって、鑑定人に被告が語った時の実際のニュアンスはわからない。それを、あたかも、法廷で被告が語ったかのような演出を行っており、事実を歪曲しているどころか、法廷場面のねつ造と断言していい。

続いて、「私自身、何が真実で何が嘘なのかってことがわからなくなってます。」との遺族の言葉。「何が真実で、何が嘘なのか。裁判の意味を問い直してみたい。」のナレーション。画面には、「“差し戻し審”は何処へ…… 大弁護団が新たな戦略」の大きなテロップ。このように、法廷での弁護団の立証に対して、たえず、遺族のメッセージが対置される。

続いて、遺族が番組に提供したホームビデオの映像が流れる。画面右上には『「弥生さんの夫になる」 “差し戻し審” で新証言』のテロップ。映されているのは、誕生して間もない頃の夕夏ちゃん。ビデオには、「2698、女の子です。」「絶対洋に似たんや。目がそっくりやもん、だって。」という弥生さんの声も入っている。続いて、画面は、家族写真に変わる。「夫・洋さん、妻・弥生さん、そして長女・夕夏ちゃん。」のナレーション。続いて、弥生さんが夫に書いた日記が映し出される。「夕夏は、どんどんどんどん大きくなるね。洋そっくりに成長していつてるよ。」「5月11日は初めてのバースデーです。早く帰って来て、3人でお祝いしたいです。」との、弥生さん役の声優の声。「ごく普通の家族の幸せな暮らし。それが壊された1999年4月14日。」のナレーション。画面は、「日記」のその日のページに変わる。「4月14日（水）／夕夏は本当に大きくなったね。重くなったから／だっこともつらいです」の文字。

おどろおどろしい効果音が流され、「妻・弥生さんと娘・夕夏ちゃんが殺害され、妻は息絶えた後に強姦された。犯行は18歳の少年によるものだった。その日から始まった、夫・本村さんの闘い。」のナレーション。雪の降る中を、遺影を抱えて歩く遺族の映像。無念の「無期懲役」判決に涙する遺族。闘いの長い年月が強調される。ナレーションと映像（最高裁の法廷映像。「死刑の可能性」のテロップ）で、最高裁で裁判状況が「一転」したとのナレーション。「ここまでに要した月日は7年。」のナレーション。映像は、墓前の遺族の姿。「最初は法廷内に妻と娘の遺影を持ち込むことさえ、夫には許されていなかった。」とのナレーションと遺族の映像。こうして、これまでの、遺族の闘いが紹介される。

続いて、「去年3月」に行われた、遺族の単独インタビューが流される。「ありますか

今も？」と男性インタビュアーが聞くと、「はい、今も、一応付けて」と、遺族が、身につけているネックレスを見せる。ネックレスには指輪がつけられている。「落ち着きますか？」とインタビュアーが聞くと、「そうですね。やっぱ裁判の前とか、握って、行ってきますとか言いながら、やりますね。僕は今、この指輪がですね、妻と娘だと思って、握って2人に呼びかけるようにはしてます」との遺族の言葉。被害者の写真（夕夏ちゃんを抱く弥生さん）のあとに、「なぜ妻と娘は殺されなければならなかったのか。それが知りたい。」のナレーション。自宅で半身裸の遺族の胸に、ペンダントにした指輪が光る。

「しかし、裁判は遺族の思い通りには進まない。被告の元少年を弁護するために新たに結成された20人を越える大弁護団。」のナレーションで、法廷に臨む弁護団の映像（「20人を越える大弁護団」のテロップ）、車を降りる安田弁護士の映像が続く。「束ねるのは、死刑廃止論者として知られる安田好弘弁護士だった。」のナレーションで、安田弁護士の映像（「死刑廃止論」のテロップが入る。）。この辺り、効果音の多用が目立つ。記者会見で、「この事件が、実は検察官が作り上げた物語であって、しかもそれを裁判所が見落としたと、ようやくまともな裁判が実現されていくだろうと。」との安田弁護士の発言が紹介されている。

続いて、「大弁護団のもと、先月の差し戻し審で7年ぶりに被告の元少年が口にした言葉は。」のナレーション。被告役の声優の声で、「乱暴目的ではなく、母親に甘える思いで抱きついた」の言葉。法廷での被告人質問の際の被告のイラスト。「認めていたはずの殺意や、性的暴行などの起訴事実を、真っ向から否認するものだった。」のナレーション。

5月27日放送の画像が再放送される。徳光氏が、遺族から番組に寄せられたメールを読み上げる。「私は、この差し戻し審がいったい何のために行われているのか、まったく理解できなくなっています。この差し戻し審が、真実を究明し、被告人の反省を促し、その上で量刑を再度判断する場ではなく、真実をねじ曲げ、亡くなった人を冒瀆し、遺族を苦しめるために行われるものが差し戻し審であるならば、いったい何の意味があるのでしょうか。今日まで8年間の歳月をかけて丹念に積み上げてきた事件の犯行事実を、被告人すらも認めていた犯行事実を、ここにきて突然すべてを反故にする今回の被告人と弁護団の主張に、遺族一同辟易しています。」との遺族の言葉。テロップで、メールの内容が強調されている。画面は、一人で歩く遺族、記者会見で発言する遺族、家族写真、雪の中を遺影をかかげて歩く遺族、雪の中で泣く遺族、と同じものが繰り返し続いている。叙情的な音楽が視聴者の感情をゆさぶる。

「そして、24日火曜日、再び始まった3日間の集中審理では、さらに驚くべき言葉が明らかになった。」のナレーション。法廷での被告人質問の様子がイラストで映される。

「さらに驚くべき言葉が明らかになった。」で、イラストの被告の横顔のアップに続いて、被告役の声優の声が、「弥生さんはまだ生きている」「弥生さんと夕夏ちゃんとは、僕は仲良く暮らせると思う」「洋さんと4人で仲いい家庭が作れるんじゃないかと思う」「僕は死刑になって、先に弥生さんと夕夏ちゃんに来世で会う。再会した時に、先に自分が夫になる可能性がある。洋さんに申し訳ない」と演じる。声優のふてぶてしい声の調子が印象に残る。この場面の画面には、夕夏ちゃんを抱く弥生さん、家族写真、弥生さんの顔のアップが映し出される。画面右上には、「『弥生さんの夫になる』 “差し戻し審” で新証言」のテロップ。しかし、実際の法廷で、このような場面は存在しない。被告が法廷で

発言していないにもかかわらず、イラストを使用し、さも被告が法廷で発言したかのように演出しているのは、事実のねつ造である。被告人の言葉とされるこれらの言葉は、鑑定人との面接の際に、鑑定人に対して述べられたものだ。そして、法廷で、鑑定人である野田教授が、面接時の被告人の言葉を引用して説明したのは、「被告人には、関係性が非常に強い現実があって、求めて得られなかった家庭、求めて得られなかった母との関係性が大きな現実であり、それを中心に全てが戻っていく。そういう中で、得られなかった家庭を、弥生さんと夕夏さんと洋さんとの家庭という形でイメージしたりして、行き来している。本当の意味で、自分は殺人を行って2人を殺したということの意味を十分認識できない。できないのは、防衛メカニズムがあるからであり、被告にとって大きな現実というのは、母親との一体の世界である。」旨の内容である。野田教授の証人尋問で述べられた内容は、被告人について、①犯行に至る時点までの人格形成についての精神医学的考察、②犯行時の精神状態について、③現時点における精神状態など、鑑定に関わる多岐にわたる事柄である。その一部分を、証言の脈絡を無視して、法廷で、あたかも被告人自身が発言したかのように演出するのは、事実の歪曲であり、もはやねつ造と言うほかない。

続いて、遺族の「ま、率直に言えばあきれました。今まで彼は、少なくとも1審、2審では、犯した罪を認めて、反省していると、申し訳ないと言ってたわけです。もし彼が本心でそれを言ってるのであれば、反省してないということの証だというふうに思います。」と、被告を非難する発言が紹介される。

続いて、「今回の裁判で、弁護団は、法医学の専門家と精神科医を呼んだ。」のナレーション。画面右上のテロップは、「“差し戻し審”は何処へ 大弁護団が新たな戦略」に変わる。「1審、2審では、殺害方法について、検察側は元少年が弥生さんに馬乗りになり、両手で首を絞め殺害したと主張。元少年もこれを認めていた。しかし、上野氏は」とのナレーションと殺害場面のイラスト。続いて、法廷場面のイラストで、上野氏役の声優が、「左右対称に絞めているのに、左側だけに損傷があるのは不自然です。両手で絞めたのではないということです」と述べる。「弥生さんの首に残された痕跡から、元少年が両手ではなく片手を逆さにして絞めた可能性が高いと証言。最高裁が認めた事実認定について、誤りがあったとしたのだ。」とのナレーション。続いて、インタビューに答える上野氏の映像にかぶさって、実際の上野氏の声は使わずに、ナレーションで、「しかし、上野氏は、法医学の立場から、殺害の方法に疑問の余地があるとしただけで、殺意がなかった行為だとは言えないという。」と断定する。逮捕時の映像に、「殺意がなかったとはいえない」とのテロップ。

しかし、インタビューに答える上野氏の映像はあるものの、「殺意がなかったとはいえない」という上野氏の言葉は流されない。さも、そのように上野氏が述べているかのような誤解を視聴者に与えている。ナレーションの「殺意がなかった行為だとは言えないという」は、「殺意がなかった行為」を「言えない」と否定するわけだから、「殺意があった」ことを意味するのであって、「殺意の有無について法医学者は判断できない」とする上野氏の発言を大きく歪めている。また、「殺害の方法に疑問の余地がある」との表現は、上野氏は、検察官の述べる殺害方法をはっきり否定しているのだから、「疑問の余地がある」という表現は、事実を大きく歪めるものであり、「殺害の方法に誤りがある」と表現すべきものである。以上は、「弥生さんの首に残された痕跡から、元少年が両手ではなく片手

を逆さにして絞めた可能性が高いと証言。最高裁が認めた事実認定について、誤りがあったとしたのだ。」とのナレーションそのものの意味とも矛盾する。

これは、巧妙なごまかしである。番組は、「元少年が2人を殺害し、その上弥生さんを死傷したことは事実である。それが覆ることはない。」との結論（「死傷」といいながら、画面には「殺害後 強姦」の文字）にもっていくために、上野氏の証言を、勝手に歪めて報道しているのである。まだ、係争中の事件であって、「殺人」か「傷害致死」が争われている事件について、番組が、このように事実を歪めるのは、重大な問題である。

続いて、「弁護側が証人として呼んだもう1人が、元少年に接見した精神科医の関西学院大学野田正彰教授。」とのナレーションで、野田教授の映像が流れる。野田教授の役の声優が「当時、18歳だった元少年の責任を問うのは難しい」と演じる。「野田教授は、父親からの虐待、母親の自殺が影響し、精神の発達がきわめて遅れているとして、責任能力を疑問視する証言を行った。だが、野田教授は、こんな発言も。」のナレーションのあと、法廷イラストに重ねて、野田教授役の声優が、「山のような鑑定資料のコピーを貰ったが、全部読むのは面倒臭かった」と述べる。「元少年の供述調書などを、細かく読んではいないというのだ。」とナレーション。しかし、野田教授は、事件当時の少年の精神状態や家族・社会との関係などを鑑定依頼されているのであって、少年の自白調書の分析を依頼されたわけではない。そもそも読む必要がないから読んでいないというだけであり、現に供述調書は鑑定資料になってはいない。野田教授は、法廷で、弁護人から、精神鑑定的手法について質問され、①本人の現在に至るまでの生育歴の資料、②関係者の話、③その上で本人との面会を行う、④適宜身体的検査、⑤必要であれば心理的な検査を行い、それらの総合的判断の上に立って、人間を心理的、社会的、そして生物学的な存在として総合的に分析すると述べているのである。供述調書を読んでいないことが、さも特別な意味あるかのように報道されており、このような報道は、弁護側鑑定人に対する誹謗中傷である。

続いて、被告が以前に、拘置所から友人に出した手紙で、少年の悪性を強調する。「元少年は、鑑別所から友人に対し、こんな手紙を送っている。」のナレーション。しかし、「鑑別所」は「拘置所」の誤りである。被告の声の声優が、「オイラは嘘のプロだから、世の汚さは人一倍知ってるもん」「でも、殺人は認めたら。これでもプライドはあるからな」「やってねえってヤツは、嫌いだね」と、ふてぶてしい声で演じる。「自分は嘘つきであること、殺人を犯したことを、はっきりと認めていたのだ。」とのナレーション。手紙の映像に「殺人」の赤く強調されたテロップ文字が重ねられる。

この手紙についても、野田教授は、手紙の相手から「あおり」がきたことによって、「これくらいの殺人事件はなんだ式のあおりが来る。そうすると、それに合わせた自己像を表現していく。そうすると、手紙の相手は、ますますそれをあおる。彼は調子づいてますますそれに応えていく。そして、収まりがつかないような形で燃え上がっていくということをしている。これは、ふだんから彼がやっている人間関係の取り方である」との内容を、法廷で述べているのである。法廷を傍聴している記者は、そういった証言を聞いていながら無視している。番組の意図に合わないからである。係争中の事件について、番組の意図によって、法廷の証言を、恣意的に取り上げたり、無視したりしているのである。このようなことが、裁判報道で行われていることは、きわめて重大な問題である。

続いて、河上和雄弁護士（元最高検検事）が、「最高裁の判決から言えばね、殺意があ

ったとかなかったとかってというような形でもって事実認定争うような場じゃないんですよ、今度の高裁の裁判つうのはね。ただ、やはり死刑にするかしないかっていうのは、まあ、究極の選択ですからね、できる限り本人たちの主張も聞いてやろうというのが裁判所の考え方だと思いますよ。それによって裁判官が説得されるとは思いませんね。」と独断的な見解を述べ、視聴者に誤った認識を流布している。「それによって裁判官が説得されるとは思いませんね。」の発言は、視聴者に自己の判断を押しつけるものだ。

続いて、「そもそも裁判とは、正しいか正しくないかを判断すること。弁護士の使命とは、基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること。そのため、弁護士のバッジには、公正と平等を意味する天秤が描かれている。彼ら、大弁護団一人ひとりの胸にも、このバッジは付けられている。裁判は、遺族にとって唯一真実を知る場でもある。」のナレーション。弁護士バッチのクローズアップと法廷での弁護団の映像が続く。「彼ら、大弁護団一人ひとりの胸にも、このバッジは付けられている。」の言い方に悪意が表れている。まるで、この弁護団が、「不正義」の集団でもあるかのような演出である。

続いて、遺族の「彼自身、被告にとってもですね、自分の本心や考えを話す場って裁判しかないわけですから、彼自身が自分の言葉で喋ってるっていうふうに遺族が聞いてて思うような裁判になれば」との発言。

「8年に及ぶ裁判。真実を知るのは、殺された弥生さんと夕夏ちゃん、そして犯人の元少年のみ。つまり、今生きている被告しか、真実を語れない。死刑か、無期懲役か、その前にはっきりさせなければならないのは、真実なのではないだろうか。」のナレーション。遺影を持って歩く遺族の姿。雪の場面。過剰な音楽。法廷に向かう遺族が映し出される。係争中の事件について、ここまで被害者側に立ちきった番組作りをしていいのだろうか。

スタジオで、徳光氏が、「今回、3日間の集中審理が行われたわけではありますが、その中で被告はですね、弁護団の問いに対しましてはスラスラ答えるんだけど、検察側の設問に関しましては、『わからない』とか、いかにも逃げているのではないかというような印象を受けたという取材報告もございます。毎回、こう、手を変え品を変えですね、大弁護団が展開いたします法廷戦術に対しまして、やっぱり怒りを覚えているという方もいらっしゃるようでございますけども、いかがですか、今ご覧いただきましてですね、またまた何か遺族が置き去りにされてるなって感じが否めないんですけども。監督、どういうふうに見られました？」と、映画監督の井筒和幸氏に質問。この徳光氏の質問には、端々に、被告・弁護団に対する悪意が表れている。ディレクターに、このように話を運んでほしいと注文をつけられたとおりに喋ろうとしている様子も見てとれる。

井筒氏が、「僕は、この、視聴者の人ももう1回気になってると思うんです。やっぱり関西学院大学ですね、精神鑑定医がですね、裁判で、山のような鑑定資料のいろいろコピーをね、読むのを、ホント全部読むのがじゃまくさかったと。こういうようなことを、裁判でこう言ってしまってるってことがね、そもそもその弁護側がいったい何をしてるのかと、いうことですよ。まあ、何をしてるのかって、この通りしてるんだけど。そんなね、そんな鑑定医を寄越させながらね、続けている裁判であるとしたら、これはもう根底から問題ありますよね。」と答える

法廷を傍聴していない井筒氏は、この番組だけを見て判断したために、事実を誤解しているのである。野田教授が細かく読んでいないのは「山のような鑑定資料のいろいろのコ

ピー」ではなく「供述調書のコピー」である。そして、野田教授が鑑定を行う上で、警察や検察によって作られた供述調書は必要ではないから読まなかっただけのことが、井筒氏の「そんな鑑定医」という言葉に表れるように、鑑定の信用に関わるような見方をされてしまっている。徳光氏の誘導、井筒氏の誤解に促されて、おそらく、多くの視聴者が、このような誤解を真に受けていると思われる。誤解の流布である。「弁護側がいったい何を……この通りしてるんだけど」の発言も、弁護団に対する中傷である。

徳光氏の、「はあー、裁判そのものが根底から問題があるんじゃないかと。」との質問に対して、井筒氏は、「と思いますよ、それは。それはちゃんと、だって、普通読んで、こうでああでっていうことをちゃんとする中でね、いかに父親から虐待受けて、母親が自殺したんだとかっていうことであろうが、そんなこと言っていくとね、世の中の裁判、殺人者っていうのはみんなね、気がふれてておかしいことになってくるわけですよ。そうでしょ。」と、独断的な意見を展開している。さらに、「そういうことじゃなくて、やっぱり、その裁判に行われている、何をしてる、裁判って何をするとところなのかっていうね、そういうことです。」と井筒氏。

それを受けて、徳光氏が、「だから、あれですよ、弁護団側の証人ですから、あの教授はね。ですから、いかに弁護団側と意思疎通が、これほど重要な裁判であるにもかかわらず、とれてないかっていうことになってしまうわけでありまして。」と、意味不明の発言。「弁護団の証人ですから。あの教授はね。」は悪意であり、誹謗中傷である。女性コメンテーターの発言のあと、徳光氏は、「今回は、弁護団はですね、検察側の主張は事実ではなく、元少年が更生できることを証明できたと総括してるわけでございますけども、今一度みなさんに是非お伝えしたいものがございます。それは、鑑別所から友人に、元少年が送りました手紙でございます。」と発言。声優による被告の声で、再び、手紙が読み上げられる。

「男は女を、女は男を求める、これ自然の摂理ね」「犬がある日かわいい犬と出会った。そのままやっちゃった。これは罪でしょうか」「無期はほぼ決まりでして、7年そこそこで地上にひょっこり芽を出す」「裁判官、サツ、弁護士、検事たち、私を裁ける者はこの世におらず」「オイラは嘘のプロだから、世の汚さは人一倍知ってるもん。でも、殺人は認めたら。これでもプライドはあるからな。やってねえってヤツは、嫌いだね」「オレが何十年後にシャバ復帰したら、盛大にパーティーでもしてくれよ」

番組は、この手紙を、被告が更生不可能であることの証明として使っている。しかし、控訴審判決書では、「被告人の上記手紙の内容には、相手から来た手紙のふざけた内容に触発されて、殊更に不謹慎な表現がとられている面もみられる（省略）とともに、本件各犯行に対する被告人なりの悔悟の気持ちをつづる文面もあり、これに原審及び当審各公判廷における被告人の供述内容や供述態度等を併せかんがみると、鑑別結果通知書や少年調査票中で指摘されているように、被告人は、自分の犯した罪の深刻さを受け止めきれず、それに向き合いたくない気持ちの方が強く、考えまいとしている時間の方が長いようであるけれども、公判廷で質問されたという余儀ない場合のみならず、知人に対して手紙を書き送るという任意の場合でも、時折は、悔悟の気持ちを抱いているものと認めるのが相当である。」と認定されている。このような事実も視聴者には伝えることをせず、7年以上も前の手紙のごく一部分だけを、殊更に、更生不可能の証明として、一方的に報道するの

である。そして番組は、「悔悟の気持をつづる文面」については報道していない。テレビ局が、手紙だけを元に、「更生できない」などと勝手に決めつけてよいはずがない。

そして、徳光氏は、最後に、「これぞ正に殺人を認定する決め手となった手紙ということになるわけですが、コメンテーターのお二方が指摘されておりましたように、裁判とは誰のためにあるのか、裁判とは何を裁くものなのか、これをザ・サンデーでは、この後もこの裁判を見詰めていこうと思っております。」と述べる。「裁判は被害者のためにある」ということを視聴者に押しつける発言になっている。

第15. 9月19日 スーパーJチャンネル テレビ朝日

小宮悦子キャスターの「大谷さん、6月から3回に分けて行われてきた、差し戻し審の集中審理ですが、元少年の、1・2審を否定する証言も、明日で終わりということになりますね。」の質問に対する大谷昭宏氏のコメントの内容がひどい。大谷氏は「そうですね。あと、判決言い渡しの時に、何か本人が言いたいことあるのかってことだと思うんですが。基本的に、本村さんもですね、この公判の間、大変つらい思いをなさったでしょうし、報道するわれわれもですね、非常に、こう、報道しながら忸怩たる思いもかなりあったと思うんですね。」に続いて、「ただ、これはね、最高裁がですね、事実関係を全部認めて、この無期という量刑がダメなんですよ、違う刑を言い渡しなさいと、いうことで差し戻したわけですね。ということは、極刑ですね。ですから、裁判所は、極刑に当たって、すべて言いたいこと言いなさい、弁護側もすべて全部出しなさいと、だから、途中で審理を打ち切ったとか、そういうことが言われないと、そのためにこの結論を出しますということですから、これから結論が出るわけですね。この結論は、決まってるわけですから、厳粛にわれわれはそれを受け止めて、少年も、厳粛にそれを受け止めればいいということだと思いますね。」とコメントしている。

「最高裁がですね、事実関係を全部認めて、この無期という量刑がダメなんですよ、違う刑を言い渡しなさいと、いうことで差し戻したわけですね。ということは、極刑ですね。」は、事実を歪曲するものであり、まだ審理の途中であるにもかかわらず、視聴者に裁判の結論（「死刑」）を押しつけている。最高裁の判断は、「原判決及びその是認する第1審判決が酌量すべき事情として述べるところは、これを個々のみても、また、これらを総合的にみても、いまだ被告人につき死刑を選択しない事由として十分な理由に当たると認めることはできないのであり、原判決が判示する理由だけでは、その量刑判断を維持することは困難である。」として「本件において死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情があるかどうかにつき更に慎重な審理を尽くさせるため、同法413条本文により本件を原裁判所に差し戻す」と判断しているのである。つまり、この最高裁判決によっても、弁護団が「死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情がある」であることを立証すれば、死刑は免れると判断しているのである。さらに、弁護団は「傷害致死」であることを主張しているのであり、このような誤った認識によって、「死刑」という結論を決めたコメントは、視聴者に誤解を与えることになる。

「ですから、裁判所は、極刑に当たって、すべて言いたいこと言いなさい、弁護側もすべて全部出さないと、だから、途中で審理を打ち切ったとか、そういうことが言われないと、そのためにこの結論を出しますということですから、これから結論が出るわけですね。この結論は、決まってるわけですから、厳粛にわれわれはそれを受け止めて、少年も、厳粛にそれを受け止めればよいということだと思いますね。」は、大谷氏の「差し戻し審」という裁判手続に対する認識の誤りを露呈している。それを受けて、小宮キャスターが、「その結論のために必要な時間だったということですね。」と答えている。さらに、大谷氏の「そうですね。で、その時間をかけて、これからきちんとした結論を言いましょうということだと思います。」は、視聴者に一方的な自己の意見を押しつけることになる。

冒頭のイラストと声優による法廷再現場面の右上画面には「矛盾突かれしどろもどろ 元少年 検察側追及に」のテロップ。被告人が、検察側の反対尋問に対して即答しなかったり、反論したとしても、それはごく当たり前の反対尋問の場面であり、「しどろもどろ」という事実は存在しない。「しどろもどろ」という表現は、「しどろもどろになって答えることができなかった」という誤解を与え、そのことによって「被告の主張は信用することができない」ことを示すものとなっている。

「1・2審とは異なる、元少年の主張。果たしてこれらは、最高裁が、死刑回避の条件とした『特別の事情』となり得るのか。元検事の北島弁護士は、こう話す。」とのナレーションのあと、元東京地検特捜部副部長の北島孝久弁護士が以下のようにコメントしている。

北島弁護士 当然、弁護側、大弁護団ですが、その辺りは意識してると思います。それが弁護士の考え方だと思いますね。

ナレーション 「だが、法廷での度重なる遺族を傷つけるような発言には、首をかしげる。」

北島弁護士 私が弁護士だったら、止めますね。だって、被告人のためにならないでしょう。だって、裁判所、それ聞いて、どう思いますか。こいつ、本当に反省してると思いますか。遺族もいる中で、遺族も傷つけて、かつ自分も反省してるという印象を、裁判所に与えないわけですから。

北島弁護士のコメントは、きわめて極端な内容であり、弁護団に対して批判的な意見を述べるコメントだけを報道するのは公平ではない。

スタジオでの小宮悦子キャスターが話す場面でも、『「光市母子殺害」で元少年 検察側質問にしどろもどろ』のテロップが大きく出る。続いて、裁判所前の神保記者の「26歳になった元少年ですが、午後2時過ぎからの検察側の反対尋問で、1・2審での証言を変えたことへの矛盾点を突かれると、しどろもどろになったり、黙ったり、そして、『そういう解釈で結構です』などと、投げやりな態度を見せていました。」との発言には、被告に対する悪意が含まれている。ここでも、画面右上には「矛盾突かれしどろもどろ 元少年 検察側の追及に」のテロップが流されている。「弁護側の立証活動は、今日でほぼ

終わります。元少年は、弁護側の質問に対し、私が傍聴している間だけでも、3回ほど涙ぐむ場面がありました。それは、『自分が弥生さんと同じ23歳になった時のことで、弥生さんや11カ月の夕夏ちゃんのことを思うと、いたたまれなくなり、申し訳ない気持ちになった』と話した時のことでした。しかし、その様子を、わずか5メートルほどの距離で傍聴している本村さんら遺族に対しては、明確な、その謝罪の言葉は、今のところありません。」との報道は、裁判が証拠に基づいて事実を明らかにする場であり、立証計画に基づいて進行していることを全く無視するものであって、視聴者に対し、被告が、まるで反省していないかのような誤解を与えている。

なお、イラストと声優の声による法廷再現場面で、「今日の法廷では、こんなやりとりも見られた。」のあと、「話すことは、弁護士から誘導されたり、作られた話を法廷で話すというようなことはありますか？」(被告人)被告人役の声優が、「あるにはありますが、事実、自分がそう思ったことを話すことに意義があるので。」(被告人)「すみません、あるにはあるというところを説明してください」(被告人)「僕自身が言ってきたことの微調整は、弁護士さんとの打ち合わせでしているわけで、そういうことです」(被告人)のやり取りがある。

実際の法廷でのやり取りは、「逆に、我々弁護人らがあなたに、そういった筋書きを押しつけてるとか、教え込んでるとか、そういったことはありますか、ありませんか。」(被告人)「あるにはありますが、素直なところで言わせていただければ。ただし、事実と間違っていたら、僕は、弁護士さん、そこは違いますというふうに今では言えています。」

(被告人)「その、あるにはありますがとおっしゃったのは、どういう趣旨ですか。」(被告人)「僕自身が言っていきたいところの微調整として、弁護士さんとのやり取りは、面会の場であります。そのことをさして言わせていただきました。」である。

「筋書きを押しつけてるとか、教え込んでるとか」が「誘導されたり、作られた話」に変更されている。さらに、「あるにはありますが」のあとに、被告が「ただし、事実と間違っていたら、僕は、弁護士さん、そこは違いますというふうに今では言えています。」という言葉が、なぜか、「事実、自分がそう思ったことを話すことに意義があるので。」という言葉に変えられている。これは、「事実が間違っていたら・・・そこは違います」と、弁護人に訂正を求めているという事実を歪めるものである。

第16. 9月21日 ワイド! スクランプル テレビ朝日

遺族の意見陳述の「万死に値する」に呼応して、スタジオ全体が、「極刑を」の大合唱。報道が、「リンチ」の場と化していることを実感させられる。「自白の変遷の理由」という刑事裁判の根幹の問題について、極端な意見を持つ法律家を出演させて、全く意味不明の解釈を視聴者に押しつけている。「自白過程」「取り調べ過程」を裁判で明らかにすることは弁護活動として当たり前のことであるのに、「巨大弁護団の新たな戦略とは!？」というかたちで歪曲を行い、視聴者を真実から遠ざける制作態度となっている。刑事裁判では「合理的疑いがない」までの証明が検察側に要求されている。取り調べ過程に対する

疑問は重要な問題である。被告が、家庭裁判所や、1・2審段階で、すでに現在の主張を行っていたという事実を、報道は伝えようとしない。これは、事実の隠蔽であり、このような報道は、もはや、報道の名に値しない。

遺族（夫）の「水に描くが如くの発言ばかりで、私の心には届きませんでした。」の言葉から、番組は始まる。「弄ばれた遺族の心。そして、弁護団の驚きの会見。」のナレーション。被害者の家族写真に重ねて、「もてあそばれた遺族の心」のテロップ。

続いて、記者会見で泣く今枝仁弁護士の映像。「真実を明らかにするために……、つらい中、全力で頑張ってきたっていうことは、信じてください。」と今枝弁護士。センセーショナルな導入である。

「弥生さんの母親が、初めて語った心の叫び。」のナレーションのあと、イラストと母親役の声優によって法廷を再現。母親役の声優が、「娘は生き地獄だったと思います」。叙情的な音楽が流れる。『『まだ命が欲しいのか……弥生さんの母が涙の陳述』のテロップ。事件現場のアパートの写真の下に、「光市母子殺人事件 元少年『生きたい』 本村さんの苦悩と母の心の叫び』のタイトル。「山口県光市母子殺害事件の裁判は、ここにきて激しい展開を見せた。その驚くべき内容の一部始終とは。」のナレーションが重なる。

「ここにきて激しい展開」「その驚くべき内容の一部始終とは。」は、仰々しい言い方である。こうやって視聴者の好奇心を煽り、一方的で恣意的な内容の報道を行っている。本来報道すべき事を報道せず、報道するに値しない事に意味を付与して報道する。一人の弁護士が記者会見の席上で、感極まって泣いたからといって、そのことにどういった社会的意味があるのだろう。なぜ、泣くまでのプレッシャーがあったのか、背景事情を迫及することをせず、ただ泣くところだけを興味本位にクローズアップする。

被害者の母の意見陳述が、イラストと声優によって再現される。声優の声で、「どんなに恐かったです。愛する夫の名前を、何度も心の中で呼んだと思います。その母に這い寄る孫のことを考えると、胸が張り裂けそうです」。画面は、被害者の家族写真。

「娘、そして孫への思いを胸に、涙で何度も言葉を詰まらせた。」のナレーション。

声優の声で、「自分たちの幸せを見つけて、そして、夕夏が生まれました。夕夏を抱いている時の娘のうれしそうな様子、この上ない幸せに満ち足りた顔でした。そのささやかな幸せを、被告人が壊したのです。娘は、生き地獄だったと思います。被告人は、まだ自分の命が欲しいのでしょうか。来世で一緒になりたいとか、二度と聞きたくありません。法で裁かなければ、この苦しみは癒えません。極刑を希望します」。画面は、被害者の顔写真と法廷イラスト。感情を揺さぶる音楽が流れる。

続いて、被害者の夫の「お母さんにとっては、娘と孫に対してですね、ただ裁判を傍聴してるだけで、何もしてあげれなかったと思ったと思ってます。それを、今回、一生懸命ですね、苦しい胸中を話してくださいましたし、話しきったことですね、お母さまなりに、少し娘と孫に対して何かしてあげられたというふうに思ってるんでないかなあと思います。」と、会見での発言。

イラストと声優によって、被害者の夫の意見陳述が再現される。『『君の罪は万死に値する』 妻子奪われた本村さんの怒り』のテロップ。

夫役の声優が、「私は、君に聞きたい。私が君に言葉をかけるのは、これが最後だと思う。弁護人が変わった途端に、君の主張が大きく変わったことが、私を今、最も苦しめて

います」。

「被告の元少年を前に意見陳述する本村さん。さらに、裁判官にも、こう訴えた。」のナレーション。夫役の声優が、「裁判官のみなさま、事件発生から8年以上が経過しました。早すぎる家族の死が可哀想でなりません。妻にはいつも迷惑ばかりをかけてしまい、何の贅沢もさせてあげることができませんでした。娘には、自分の名前の由来すら教えてあげることができませんでした。家族を失って、家族の大切さを知りました。命の尊さを知りました。私は、妻と娘の命を奪った被告に対し、死刑を臨みます。君が犯した罪は、万死に値します」。画面には、家族写真が続き、雪の中で泣く夫、蹲って泣く夫の姿が映し出される。

「無辜の命を奪った罪は、彼ひとりの命でも足りないかもしれませんが、命をもって償うべきだと思うのが、私の正義感ですし、この日本という国の社会正義だというふうに、私は思ってます。」という、会見での夫の発言。

「遺族2人の意見陳述を終えた後、再開された被告人質問。しかし、そこで驚くべき発言が。」のナレーション。画面は、法廷の開廷前撮影の弁護士席。「元少年の驚くべき発言 その内容とは」の大きな白抜き文字。

続いて、イラストと声優によって、被告人質問が再現。「生き続けなきゃいけないんですよ」と被告役の声優。

「本村さん、そして弥生さんの母親から相次いで語られた遺族の無念。それを受けて再開された被告人質問で、少年は驚くべき言葉を連発したのだ。」のナレーション。画面右上には「元少年『生きたい……』 法廷で最後に語った“命ごい”」のテロップ。

被告人役の声優が、「一生理解されないかもしれませんが、生きて償いをしていきたいのです。亡くなられた方のことを考えると、生きたいとはいえません。よければ生かしていただきたいと思っています」。画面は、被害者の写真。

『『生きたい』、その言葉を繰り返し口にした元少年。さらに。』のナレーション。画面には「“生きたい”」のテロップ。

弁護人役の声優が、「生きてほしいことは？」。被告人役の声優が、「僕自身も、生きて幸せになりたいということは、存在します」。『『生きて幸せになりたい』と語った元少年。閉廷後に行われた弁護団の会見でも。』のナレーション。

会見で、記者からの「本村さんからですね、やはり『万死に値する』という言葉が出てきたと思うんですが。」の質問に対し、安田弁護士が「私の感想は、単純でして、事実が違っていると、前提とされている事実が違うということです。ですから、ぜひ真実は何かということ、もう一度知っていただきたいというのが、私の考えです。」と答える。弁護団の村上弁護士が「彼自身がですね、本村さんから何言われようが、自分は逃げないで、そして償いのためにですね、生き続けなければならない。」と発言。「さらに、被告の元少年は、本村さんに対し、意外なことを訴えかけた。」のナレーション。被告人役の声優が、「会いたい。会える自分を目指したい。できたら、拘置所でお会いしたいです。僕には本村洋さんが必要なんです。生の僕自身を見て、判断してほしいのです。会いたいから生き続けなきゃいけないんですよ」。

『『本村さんに会いたい』と語った元少年。だが、意見陳述中、こんなやり取りがあったのだ。』。

のナレーション。

イラストと声優によって法廷を再現。「傍聴席からもらい泣き、嗚咽は聞こえたか？」(検察官)「聞こえません。前に集中していましたから」(被告人)「何か書いていたように見えたが？」(検察官)「集中して証言を書いていた」(被告)「縦に1本、鉛筆を引くのが見えた。証言を削除する必要があるのか？」(検察官)。画面右上のテロップが『なめないでいただきたい』元少年が検察官に仰天発言！！』に変わる。

「削除していません」(被告人)「見えた」(検察官)「証明しましょうか？」(被告人)のやり取りが再現される。

「本村さんらの意見陳述中の元少年の態度に対し、厳しく追及した検察官。それに対し、元少年は、こう言い放った。」のナレーション。「言い放った」に悪意が表れている。

被告人役の声優が、「検察官が投げかけられた以上の苦しみがあるのも知っています。僕から検察官に言わせていただければ、なめないでもらいたい、と言いたいのです」に対し、検察官役の声優が、「なめないでもらいたい？」。

このやり取りは、実際の法廷では、弁護人の「今の検察官からの線を縦に1本引いたかという指摘、あなたに対する厳しい見方、まだされているということは分かりました。誤解をされる、濡れ衣を着せられる。」の言葉に対して、「それは、これから後、僕が生きていく上で、実生活に伴っていく、今、検察官さんが投げ掛けられた苦しみ以上の苦しみ僕には存在してくることは、現時点でも容易に想定できることです。ですけど、僕は、それを踏まえて上で生きたいとここでは述べさせていただきました。ですから、僕から検察官に言わせていただければ、なめないでいただきたい。」と答えている。それが実際のやり取りだ。

さらに、弁護士から、「こうやって、あなたとしては努力している。一生懸命証言をメモしているつもりでも、そう見てもらえない。そういう環境、状況というのは、これからもそう簡単にはなくならないと思います。その中でも、決して心おれることなく生きていくことはできますか。」と聞かれ、被告人は、「できます」と答えている。

法廷の再現場面で、検察官役の声優が、「なめないでもらいたい？」と強い口調で言っている部分は、実際の法廷では、検察官が、「先ほどの、なめないでいただきたいという言葉の意味を聞きたいんですが。」と質問し、それに対して裁判官が、「最後にそう言ったんだからいいじゃないですか。当然、文字どおりと受け止めればいいじゃないですか。」と発言している。

続いて、遺族の記者会見席上での、「あの最後の『私をなめないでください』といった言葉を聞く限りですね、まだ私たち遺族の言った言葉っていうものが、本当の意味でですね、彼には伝わっていないのではないかなっていうふうに、一番最後のあの言葉で、そう思うようになりました。非常に残念です。」の発言が紹介される。

被告人が「なめないでいただきたい。」と発言したのは、検察官の不当な言いがかりがあったためである。理由もなく突然発言したわけではない。検察官は被告人に対する反対尋問で、遺族の意見陳述の際に、被告人がメモをとっていたことをことさら問題にし、「何を書いていましたか。」と質問した。「証言を書いておりました。」と被告人が答えると、「意見陳述の内容をメモしていたということですか。」「しかし、私は、君のペンが前から後ろにずっと1本、1行削除するように引かれたのを見ているんです。証言をメモする

のに、削除する必要があるんですか。」と、被告人の証言を疑うかのような発言をした。実際には、「前から後ろにずっと1本、1行削除するように引かれた」線など存在しなかった。事実が存在しないのだから、検察官の質問は、言いがかりとしかいいようがない。

「なめないでいただきたい」という言葉を誘発したのは検察官である。実際に「縦に1本引いた」線が存在したのならともかく、法廷ともあろう場所で、事実無根のことを「見た」といった検察官こそ、責任を問われるべきではないだろうか。

「そして、生きたいと願う元少年に対して、本村さんは。」のナレーション。夫が「生きたいと思う気持ちは、みなさん当然だと思います。生きたいと思うからこそですね、その命を賭さなければ償えない罪の大きさっていうことを知ってもらいたい。」と発言。画面右上のテロップが「元少年が逆ギレ!? “命ごい” 最終審理で見せた『表情』」のテロップに変わる。

このテロップは常軌を逸している。「逆ギレ!」「命ごい」は、悪質な表現だ。

スタジオへ移り、司会の大和田莫氏が、「昨日、本村さんと弥生さんのお母さんの意見陳述が行われました。苦しみに苦しんで、そして、考えに考え抜いて出された言葉を、昨日おっしゃったような気がします。そこには、感情に流されたようなことはありませんでした。」と発言。「福岡さん、本村さんはですね、生涯反省できない被告に対して絶望していると、今の気持は、怒りや憎しみはないけれども、これはもう命をもって償うしかないというようなこともおっしゃってるんですけどね。」と発言をうながすと、話は「命をもって償う」方向へと流れる。

福岡翼氏が「その『万死に値する』という言葉に、万感の思いを込めていると思うんですね。で、時間が経っても、理不尽に、こう、へし折られた人の命って戻ってくるわけじゃない。それでも、裁判のためにも、その時のことを思い出しながら意見陳述をしなきゃいけない、その本村さん、繰り返し繰り返しそれは思い出することにつながるわけですから、本当にせつないと思うんですね。その、お母さんにしても、たぶんそういう思い、本来、何もなければ、たぶん幸せな時間が、今日過ごすことができてるであろう娘と孫のことを思えばね、やっぱり、僕は、肉親としてはやっぱり極刑を望むのはごく自然な感情だと、僕は思います。」と発言する。

大和田氏が、「それに、八代さん、まあ、あの、その本村さんていうのは、例えば本当にその、自分の、その一、怒りとか憎しみで考えてるんじゃないかと、哲学的なことも、いろんな角度からこのことを考えて、考え抜いて、その、極刑しかないという結論に達したと思うんですね。」と、また、「極刑」に話の流れをもっていく。話の流れがあらかじめ台本に指定されており、司会者はそれに従って、無理に思考を整理しようとしているようにもみえる。

八代英輝弁護士が、「そうですね。平成12年の刑事訴訟法の改正で、被害者遺族の方の意見陳述っていうのが、法廷でできるようになったんですけども、やはり、その一、被害感情がどれだけ強いかということ、実際の自分たちの口で語りたいたいという被害者のために、この制度はあるんですが、あの一、聞いてみると、本当に感情に流されない冷静なトーンで語られて、敬意に値すると思うんですが、言いたいことは要するに、まあ、あの、被告にですね、人として極刑に処されてほしいということだと思うんですね。反省しない嘘をついたままの態度ではなく、反省して後悔して、それで極刑にされてほしいとい

う趣旨だと思うんですが、それが、まあやはり、被告には伝わらない法廷になっているのかなという印象ですね。」と呼応する。大和田氏が、「この言葉を、被告はどんな感じで聞いてたんですかねえ。」と言う。

それを受けて、荒木記者が、「意見陳述の時、元少年は、本村さんのすぐ後ろ側、真後ろに座っていました。そして、われわれはその後ろで傍聴していたんですが、後ろ姿が見えました。まあ、鉛筆で、こう、メモをしたり、こうやって鉛筆で、こう、眉間を押さえたりしてました。そして、頭をです、時折、こう、縦に動かすんですね。どちらかというと、落ち着かないでイライラしてる様子で聞いていました。」と報告。

大下氏が、「お二人の話の後で、もう26歳になった元少年が、昨日、まあ、被告人質問の後、話をしたわけですよ。」という、荒木記者が、「そうですね。それはね、命乞いともとれるようなものでした。まあ、『一生理解されないかもしれないが、生きて償いをしていきたい。生きて、僕自身幸せになりたいというのは、願望として存在する。本村さんに拘置所で会って、生の僕を見てほしい。僕には本村さんが必要だ。生の僕を見て判断してほしい』と、少年は話しました。」と報告。「命乞い」という言い方に悪意が表れている。

大和田氏が、「さらに、少年は信じがたい発言をしたようなんですけど。」と言うと、荒木氏が、「そうですね。本村さんと、弥生さんのお母さんが意見陳述をして、まあ、何かこう、さっき言ったように、こう、書き込んでいたんですね。そして、検察側から、それは何をしていたのかと、何度も何度も聞かれた。それに対して『なめないでいただきたい』と、強い口調で言いました。」と報告。

大和田氏が、「川村さん、これ、この言葉に、何かこの人の正体見たりというところもあるんですけどねえ。この被告の。」と言う。「この人の正体見たり」に悪意と偏見が表れている。

テレビ朝日のコメンテーターの川村晃司氏が、「んー、ただ、こういうことを言うということは、やっぱり弁護団と打ち合わせをして、こういうことを言ったのかどうか。弁護団の言い分は、明らかにその、前提の事実が違ふと。じゃあ、前提の事実とは何かっていうことは、これから、その、論争になると思うんですけど、そういうことまで全部、この被告人が知っていて言っているとすれば、何かですね、計算をもって言っていると考えられるんですけどねえ。」と発言。「知っていて言っているとすれば・・・計算をもって言っている」に悪意が表れている。憶測によって、視聴者に誤解を与える発言である。被告人の発言は、検察官の執拗な挑発によって出てきたものだ。弁護団と打ち合わせをしているはずがない。

八代弁護士が、「あの一、まあ、もちろんね、被告と検察官が対立構図になるっていうのはあるんですが、ただね、普通はないですよ、こういうこと言うの。そのね、反省の弁を述べて、それで、シュンとしてしおらしいこと言った後にね、手の平を返したように、検察官に対してはそういうことを言うっていうのは、それはやっぱりね、反省してないっていうのが、まあ、今、莫さん言われたように『正体見たり』というか、本性が出た瞬間なんじゃないでしょうかね。」と発言。この発言も悪質である。「正体見たり」「本性が出た」という言い方に悪意が表れている。

福岡氏が、「これは、あの、被告人に、ちゃんと発言の機会を与えられて、彼が語った

言葉ですか？ 突如というか、唐突に彼が発言した言葉なんですか？」と質問。荒木氏が、「今回は、被告にとっては最後の発言の場所となることですから、彼が、最後に言いたいことを言ったんだと思います。この裁判、非常におかしかったのは、弁護人と証人が言い合いになったり、非常に、アメリカ映画のようなエキサイトするような裁判だったんです。」と発言。「最後の発言の場所となることですから、彼が、最後に言いたいことを言ったんだと思います」という発言は、「なめないでいただきたい」という言葉が発せられる経緯を無視するものであり、事実を歪曲している。視聴者に誤解を与える発言である。

「はい。次つぎと驚くような主張を展開してきた22人の巨大弁護団。その真の狙いとは。」の司会の言葉で、今枝弁護士が泣く場面の映像が流れる。「正直、つらかったです。」と泣く今枝弁護士。

「昨日行われた集中審理の後に開かれた弁護団の会見。そこで、記者団が驚く一幕が。」のナレーション。

今枝弁護士が、「私は、この裁判の弁護ほど胸を張って弁護できたことは、今までありませんでした。私は、胸を張って、この事件では、被告人と信頼関係を築いて、真実を明らかにするために、つらい中、全力で頑張ってきたということは、信じてください。」と泣く。

「被告人の弁護士が涙を流すという異例の展開をも見せた、今回の差し戻し控訴審の集中審理。これまで、弁護側は、争点を次つぎと打ち出す戦術をとってきた。そして、元少年から次つぎと語られた言葉に、本村さんの心は掻き乱されてきた。さらに、今回の集中審理でも、弁護側はまた新たな争点を持ち出した。」のナレーション。画面右上には、「巨大弁護団の新たな戦略！？ “取り調べの真相追及”とは……」のテロップ。「争点を次々と打ち出す戦術」という言い方に悪意が表れている。職責に基づいた正当な弁護活動を「戦術」と矮小化して表現することは、視聴者に誤解を与える。弁護団の記者会見の写真にかぶせて、「調書の真相追求」の大きなテロップ。

安田弁護士が、「この差し戻し控訴審で、私たちが立証した第1は、実は彼が差し戻し控訴審で述べていること、あるいは最高裁で述べたことは、捜査段階から明らかであった。」と発言。

イラストと声優によって法廷が再現される。「19日の調書では、レイプ目的となっていますか？」(弁護人)「レイプであると言いなさいと」(被告人)「押しつけられた？」(弁護人)「僕には、殺してしまった負い目があり、仕方がないという気持ちがありました」(被告人)「紐で絞めたということは？」(弁護人)「言っていない」(被告人)「自分で絞めた覚えはないが、しきりに言われるから、警察が話を作ったと？」(弁護人)「そこに落ち着いたのだと思う」(被告人)

続いて、安田弁護士が、「警察、あるいは検察が、事実を虚心坦懐に見て、事実でもって物事を理解し、解釈していくということであれば、容易に気がついていたはずであった。」と発言。遺族が、「この新供述が、本当に被告人が言い出したことなのか、弁護団と共に作り上げた物語なのか、それが、この裁判を通して最後までわからなかったことは、大変残念です。」と発言。

「被告人が発言できる最後ともいえる場で、新たに出てきた争点。これに対し、元最高

検事の土本氏は。」のナレーション。土本武司氏が単独インタビューで、「今回、この9月の審理に持ち出したということは、はなはだ訴訟の進め方としては、この、よくないやり方ですね。」と発言。「土本氏によれば、警察や検察の取り調べに問題があると指摘するならば、すでに争点としているべきだという。では、なぜ今なのか。」のナレーション。本件の差し戻し審は、5月から始まり、6月、7月、9月はそれぞれ、3日間の集中審理だった。弁護団は、最初の法医学問題（殺害方法）をめぐって、検察官が作り上げた「計画的暴力殺人」という「自白調書」は間違っていると主張していた。取り調べの不当性は、その段階から問題にされていたのであって、最終段階での新戦略ではない。

土本氏が、「最近、この、取り調べにおける不当なやり方というものが、原因となって、冤罪事件が起きましたですね。」と、独断的な意見を展開する。

「今年に入り、取調官の証拠書類ねつ造などが、立て続けに判明した2件の冤罪事件。弁護団は、このタイミングに注目したのではないかというのだ。」のナレーション。画面は、2件の冤罪事件に関わる映像が流れる。

土本氏が「この時に、捜査官の行う取り調べのやり方の不適切さを、大いに、この、主張すれば、裁判所も聞いてくれるのではないかという思いがあるのではないかと思われるんですね。」と、びっくりするような憶測発言。「さらに、土本氏は、もう一つの意図も指摘する。」のナレーション。

土本氏が、「今になって持ち出したのは、やはり、最終的な判決内容が、この事件の場合は極刑の可能性が強いわけですね。何としても死刑を避けるためにはですね、その方策として、この時間をかける。」と、独断的な見解を述べる。画面は、弁護団記者会見の映像。

「最終的な判断を遅くすることで、死刑制度の廃止に結び付けようという狙いがあるのではないかという。」のナレーション。

イラストと声優の声で法廷を再現。「今、どういう気持か？」（弁護士）「一生理解されないかもしれませんが、生きて償いをしていきたいのです」（被告人）

「被告人質問で、『生きて償いたい』と語った元少年の言葉にも、土本氏は、思惑を感じずにはいられない。」のナレーション。画面は、記者会見での今枝弁護士。

土本氏は、「弁護団が考えてる死刑廃止論を、具体化する、現実の事件に引っかけて、自分たちの主義・主張を通そうとしているというようにしか見えませんかですね。」と、一方的な見解を述べる。

続いて、またも、今枝弁護士が「私は、この裁判の弁護ほど、胸を張って弁護できたことは、今までありませんでした。」と、泣きながら語る場面が繰り返される。今枝弁護士が泣きながら発言する場面を多用する理由が理解できない。しかし、弁護団批判にはうってつけの映像なのだろう。

大和田氏が、「まあ、異例ですね、八代さん、この一、昨日の会見で弁護士さんが泣き出しちゃうっていうのもあったんですけど。」という、八代弁護士が、「はい、あの一、ちょっと私は、あの一、見てて、プロとしてね、どうかなと思ったんですけども、ていうのはね、今まで自分が自信を持って弁護活動してきたのはいいんですけども、その会見の現場で泣くということね、自分たちがやってきたその立証活動自体のね、その信用性をね、落としてしまうようなことになると思うんですよ。そういうことをね、まあ、会

見の場ですというの、ちょっとプロとしてどうなのかなっていうのは、私は率直に思いましたね。」と発言。画面は、会見時の今枝弁護士が泣くシーンが繰り返される。ここまでくると、今枝弁護士へのリンチの様相を帯びる。

大和田氏が、「まあ、いろいろ非難を受けてたんで、その一、われわれは純粋な気持ちでちゃんと、弁護士としての役割を果たしたんだよーって主張だったとは思いますが、でもねえ。」と言うと、八代弁護士が、「ひいき目に見てあげればそういうことになるんですけど。」と言う。「泣きたいのはね。……本村さんですよねえ。」と女性司会者。

荒木記者が、集中審理の総括的なまとめをフリップを使って説明する。「これについて土本さんは、まず、この取り調べの時に問題があるのであれば、真っ先にそれを主張すべきだっただろうという、じゃあ、なぜここでこういう主張をしてきたかという、最近こういったことがありました。」と、別のフリップで説明。「富山の冤罪事件、そして志布志の事件、これ二つとも取り調べに対しての、その行き過ぎがあったということで、冤罪となりました。このタイミングで今出せば、主張しやすかったという弁護団の狙いがあったのではないかと、土本さんは見えています。」と発言。

「主張しやすかった」かどうかではなく、「事実がどうか」が問題にされるべきである。取り調べの適正さは、常に問題にされるべきことである。特に光市事件は少年事件であることから、当然の弁護活動として理解できるのである。土本氏の極端な意見によって、視聴者に誤解を与えており、全く根拠のない話を流布しているという意味で、悪質きわまりない。土本氏の、取り調べの不当性を最終段階で出すことの不当論と、今枝弁護士の泣きと、話題が交互に入れかわって、見ていてわかりにくく、焦点が定まらず、両方の問題について消化不良になっている。

大和田氏が、「どうですかね、八代さん、その、弁護団の、まあ、ここにきてこういうことを主張しだした狙いですけどね。」と発言。「狙い」に悪意がある。

八代弁護士が、「私、あの一、弁護団の側にね、ある種のあせりがあるんじゃないかなと思うんですよ。この、まあ、立証をしようとしてきた事実を見てきていただいて、わかると思うんですけど、ほとんどが評価の問題なんです。ですので、その事実関係が異なるというふうに安田先生言われましたけども、大きく異なるというか、ほとんど自分たちの評価、物の見方で異なっている部分に過ぎない。そうだとすると、被告の自白をどうすればいいのか、捜査段階で自白してるっていうのは、それはまあ、捜査機関から不当な何か圧力や、まあ、誘導があったからしたんだということで、今自分たちが供述を覆すことを正当化することを補強させている。そういう意図があるんだろうなと思いますけども、ただ、まあ、立証もね、戦略として、まあ、土本先生言われたように、決して現段階で出してくるのが適切な立証の戦略だとは思わないですね。」と発言。しかし、八代弁護士は、実際の法廷を傍聴をしているわけではないから、事実関係について断片的なことしか知らない。それにもかかわらず、無責任な論評で、視聴者に誤解を与えている。

大和田氏が、「なるほどね。まあ、あの一、この裁判を通じて、やっぱり思うのは、これだけ裁判が長引いていく、裁判でいろいろなことが言われる中で、その被害者家族にとってみると、二重三重に、こう、苦しみを味わわされてる気がするんですよ。」と発言して、「被害者」の問題に、話を向ける。それを受けて、荒木記者が、「そうですね。一つの手法なのかもしれませんが、インターネット上で、弁護士側が、その遺体を、まあ、

図解したものを出しています。これについて本村さんは、意見陳述の中で、こう話しています。『妻の絞殺された時の状況を図解した映像などが、無作為に流布され、私の家族の殺され方などが議論されている状況を、決して快く思っていない。家族の命を弄ばれているような気持になっています』と話しています。」と発言。

大和田氏が、「まあ、傷つきながらも、本村さんたちは冷静にこの裁判を見ようという姿勢が見られると思うんです。われわれも、裁判員制度が始まる、われわれもこういう事件に対峙しなければいけないっていうのが出てくる、そういう意味では、なるべく冷静に見ようというような気持、福岡さん、なっちはいるんですけどね。」と発言。これも無責任な発言で、被害者遺族（夫）の「冷静さ」をほめておけば間違いのないという安易な姿勢である。

福岡氏が、「なるけども、どうしてもどっかに、その一まあ、理論的にね、法律に則ってこういう解釈もできるんだよって、一つの道を示してるという方向はわかるんですけども、僕なんか、どうしてもやっぱり感情的になりがちですから、人を殺した人がね、自分の命を捧げることによって、それは償いになるんだっていう気持は、僕は決してなくしてないんだから、死刑制度そのものにも、いろいろ、まあその、賛否両論あるとは思いますが、僕は個人的には、人の命を奪った者は自分の命をもって償うしか方法はないだろうっていう立ち場です。」と自説を述べる。「応報」としての死刑、「償い」としての刑罰を肯定する一方的な考え方である。

大和田氏が、「当然、その反対の意見として、まあ、死刑はあってはならないという主張もあるでしょう。」といい、「川村さん、そういう、その議論は、こういう裁判とは別のところでやってほしいなっていう。」と発言。しかし、本件の差し戻し審の裁判では、死刑廃止論は一切行われているわけではない。裁判では事実が問題にされているのであり、認定された事実に基づいて量刑が判断されるのである。

川村氏が、「ほんと、そうですよね。あの一、被告も、『殺してしまった負目から』ということで、まあ、流れとして傷害致死にもっていきこうっていうのは、誰もがもう、この裁判経過を見てるとわかるんですけども、だとすれば、何で取り調べの段階でそういうこと言ったのか、根本的には、その、日本の捜査状況っていうか取り調べ段階で、映画にもなりましたが、痴漢で冤罪になったとかですね、そういうものをきちんと公開できる、あるいは録音を取ってる、録画を撮っとく、そういうことが、これから絶対に必要だと思いますね。」と発言。話が急に、取り調べの録画問題に飛ぶ。川村氏が少し言いかけたとおり、痴漢冤罪もある。取り調べで、警察・検察がしばしば無理な押しつけ、利益誘導、脅迫を行うことは、これまでの多くの実例から知るところである。それを、本件の弁護団が、最終段階で問題にしたからといって、何が、「新たな戦略」だろうか。

第17. 9月21日 スッキリ 日本テレビ

あまりにもひどい内容である。報道倫理など、まるで、存在しないかのようだ。司会・コメンテーターは「言いたい放題」、番組構成は「やりたい放題」の内容である。現在、

審理が行われている事件について、いくら法廷をわかりやすく再現するといっても、ここまでドラマ仕立てにすることは許されないのではないだろうか？ 被害者遺族の意見陳述ということで、視聴者に遺族の心情を強く印象づけたいという制作意図がみえる。しかし、ここまで演出してしまうと、「やらせ」以外のなにものでもない。

被害者の母役の声優によって、意見陳述の場面が再現される。演技の過剰さが他番組と比較して気になる。「私たち遺族は極刑しかないと考えています」のテロップ（「極刑」の文字が赤色で強調されている。）。続いて、「私は、彼は本当の意味で反省をしてないと思いますし、社会に出ては、再犯の可能性も十分にあるのではないかというふうに、遺族としては思っています。」との被害者の夫の記者会見。法廷イラストのあと、再現ドラマが展開する。「昨日、元少年は、白いシャツにグレーのジャケットというスタイルで出廷。午後3時過ぎ、本村さんは、いつも抱えている遺影を預け証言台に立ちました」のナレーション。画面は、被告人役の俳優がイスに腰掛け、夫役の俳優が、裁判官におじぎをして証言台に立つシーン。画面右上には、「“真実を話していない” 本村さんが法廷で断罪」のテロップ。テンポのよい音楽が流れ、ナレーションに続き、夫役の俳優の演技。「最後に、『万死に値する。忘れないで欲しい』と言いました。死刑の可能性が少ないと思っている頃、人間の心を取り戻してくれるようにという思いでした。死刑の可能性が高まり、被告人の主張が一変したのは、今、私を最も苦しめています。心の底から真実を話しているとは思えない。君の言葉は、心に入ってこない。事件の真相は、君しか知らない。いくら謝罪を述べようと、反省の手紙を書こうと、読むに値しない」。

続いて、画面は開廷前の法廷写真。続いて法廷イラスト。「元少年は、真実を話していない。本村さんがそう感じているのは、やり直し裁判での証言が、一変したためです。1審・2審で元少年は、本村さんの自宅に押し入り、妻・弥生さんをレイプ目的で殺害、さらに、泣き叫ぶ夕夏ちゃんを床に叩きつけ、首を絞めて殺したと認めていました。ところが、3日前の被告人質問で、元少年は、まったく異なる主張を展開しました。弥生さんの首を絞めたのは、反撃され、押さえ付けようとしただけで、殺すつもりはなかった。夕夏ちゃんも、落としただけで、首は絞めていない。そして、検察の調書にサインした理由は。」のナレーション。

ここからまた、法廷再現ドラマが展開する。

被告人役の俳優の演技。「言い張るようだったら、死刑という公算が高まってしまう、生きて償いなさいと言われ、涙を流して調書にサインした」。

「誰にも相談できず検察官の言いなりになった、調書はサインをしても後で直せると思っていたと、元少年は主張。時に声を震わせ、すすり泣く場面も。殺した弥生さんに対し、申し訳ないと思ったという謝罪の言葉も口にしました。しかし、殺意や暴行目的については完全否認。反省の言葉もありませんでした。さらに。」のナレーション。画面は、ドラマと法廷イラストが混合（すすり泣く場面はドラマを使用。「すすり泣く場面も……」のテロップ）して進む。

ここから、また再現ドラマが展開する。

被告人役の俳優の演技。「弥生さんを、殺すつもりで殺したのではない。さらに、なぜ赤ちゃんを殺したのかもわからない。償い方もわからない。反省する意味もわからない」

法廷イラストで、「この発言に、本村さんは、怒りを抑えきれない様子でした。」のナ

レーション。

しかし、この発言と類似の発言は、最高裁の口頭弁論以前に、被告人が教誨師に述べたことばである。現在の被告人の心境ではありえない。法廷での実際のやり取りは、弁護人が「あなたが、教誨師の方に話した内容について確認していきます……」という質問のあと、「それ以外（注：甘えたい気持ちで抱きついたこと）のことで何か事実関係について言っていたことはありませんか。」の質問に対して、「自分は弥生さんを殺すつもりはなく殺してしまったことと、なんで赤ちゃんまで殺してしまったのか、いまだ分かっていない、償う方法も分かっていなくて、反省するにも、今まで反省したこともなかったけえ分らないといったことを、教誨のときに先生に相談しました」と述べているのである。

被告人は、「しょいきれない責任の重みを感じ」て、教誨を受けるようになった。その教誨師に述べた言葉が、まるで、被告人の現在の心境であるかのように演じられている。

夫役の俳優の演技。「君が言っていることは、真実だとすれば、絶望する。妻、娘の姿が記憶にないというのだから、反省しようがない。偶発的に2人の人間を殺した。生きたいと思い、最後の力を振り絞って抵抗した妻や娘のことを考えると、君におくりたい言葉がある。天網恢々疎にして洩らさず」。

このドラマは、3日間の集中審理の中から、言葉をつまみ食いして構成しており、事実の改ざんが行われていることは、重大な問題である。

続いて、画面は、開廷前法廷写真。「天網恢々疎にして洩らさずとは、悪事を行えば必ず捕らえられ、天罰を被るという意味。そして、本村さんは、裁判官に訴えました。」のナレーション。途中から法廷イラストに変わる。

法廷ドラマが再開。

夫役の俳優の演技。「裁判官のみなさん、事件発生から8年以上が経過しました。この間、私は多くの悩みや苦しみがありました。しかし、多くの方々と出会いに支えられて、今日まで生きてきました。私が年を重ねるごとに、人生の素晴らしさを噛み締めています。私が人生の素晴らしさを感じるたびに、妻と娘にも素晴らしい人生が用意されていたはずだと思い、早すぎる家族の死が、可哀想でなりません。家族の大切さを知るからこそ、その命を失った者は万死に値する」。

「前回同様、『万死に値する』という言葉で締め括った本村さん。この後、証言台に立った元少年は、弁護士の質問に対して。」のナレーション。画面は、ドラマの延長。

被告人役の俳優が証言台に立つ（「裁判官に訴える」のテロップ。）。弁護士役の俳優も登場して、「君は、生きたいのですか？」（弁護人）「生きたいです」（被告人）「生きて、何をしたいのですか？」（弁護人）「僕自身、幸せになりたい気持がある。亡くなった人のことを思うと、言い出せない。遺族に会いたい。会えるような自分になりたい。本村洋さんが必要なのです」（被告人）のやり取りが続く。画面右上のテロップが「元少年“本村さんが必要” 『ナゾの訴え』の真相は」に変わる。

しかし、実際の被告人質問では、「遺族の陳述をどう受け止めたか」「『償い』をどう考えているか」との質問を、弁護士は被告人にしている。ドラマは、そのやり取りを報道しない。唐突に、弁護人に「生きたいか？」と聞かれ、「幸せになりたい。」「本村さんが必要なのです。」と答えたように単純化され、「『ナゾの訴え』の真相は」と、いかにも際物めいた出来事が法廷で起こったかのように伝えている。

実際の被告人質問では、「君はいつまでも非難されるかもしれないけれども、本村さんに対して、今、どういう気持ちで生きていかなければならないと思っているの。」との弁護人の質問に、被告人は、「一生理解されないかもしれませんが。それでも構いません。僕は、償いというものがやっぱりしていきたいのです」と答えている。「その償いって、どういうことだろう」という弁護人の質問に対して、「本村さんからの質問の中に盛り込まれていたものと思われますけれども、生きて償おうとしたら一体どういうふうに償ったらいいんだという質問が（本村さんから）、たしか1審のときにありました。僕は、あれからずっと考えてきました。……これから先において償いという形を、僕的には、1つ見付かったからといってそこで終わるわけではなくて、何個も何個も償っていききたい気持ちで一杯なので……」と被告人は答えている。こういった言葉を、番組は、一切、報道しない。これまで、執拗に「反省」や「謝罪」を求めてきたくせに、被告人から、実際にそういう言葉が出てくると、無視するのである。

被告人質問は、実際には以下のようなやり取りが行われている。

「君は、今まで語ったことは、自分が償いのために生きなければならないというようなことを言っていると思うんだけど」との前置きで、「そもそも君は生きたいと思っているのか。」（弁護人が）。「亡くなられた2人のことを思うと、生きたいとは言えません。ただ、よければ、生かしていただきたいのです。すみません。」（被告人）。「遺族の方たちがいらっしゃる前で君が生きたいなんていうことを言うとはばかられる。（それでも）君は生きたいと思ってないのか。」（弁護人）。それに対して、被告人が、「生きたいです。」と答えているのだ。

それが、単純化され、俳優によって「君は、生きたいのですが?」「生きたいです」と演じられると、視聴者に、傲慢であるという印象を与えることになる。

このやり取りのあと、弁護人が「君は生きたいだろう。生きたかったら、生きて君は何をしたいと思っているの。」「君が今、生きたい、生きていつ何をしたいか、大変失礼なことでもいいけれども、君が、今、願っていることだとか、生きてこういうことをしたいということがあれば語ってほしい」「生きて何をしたいのか」と質問したのに対して、被告人は、「まだ、学んでいる途中にある」「僕は、生き証人になりたい。何になりたいか、まだ分からない。ただ、苦しんでいる人がいたら、その苦しんでいる状況下をいくらかでも和らげることができたら、それで胸がいっぱいです」と答えている。続いて弁護人が、「あと、君は、被害者の方、遺族の方との関係で、さっきは償わなければならないといったけれども、生きて君がしたいことってないのか」「生きて君がしたいことってないか。」と、質問したのに対して、「このようなことはおこがましいからなかなか言えることではないかもしれませんが。でも、僕は、やっぱり幸せになりたいとかいう、そういうところは存在いたします。ただ、これを言ってしまうと、亡くなった人に対して申し訳なく言い出せません。」と答えているのだ。さらに、弁護人が、「今回の裁判で語るのは最後だからね、君が思っていることを言ってほしいんだけど、被害者の方との関係で、生きて君は何をしたい。被害者遺族の方もそうだ、君は生きて何をしたい。」と、もう一度、「生きて何をしたい。」との質問を被告人にする。被告人は、「……まだ、見つかっておりません。だから、見つける必要があります。」と答えているのである。

以上のやり取りのどこが「ナゾの訴え」なのだろう。

実際の被告人質問では、弁護人が、遺族に謝罪の手紙を送っていることについて質問したあと、「君は、被害者遺族の方に、生きて何をしたいの。」と質問し、「まずは会いたいです。会えるような自分を目指したいです。」と答え、さらに、「君は、本村さんたちに会いたいということなんだな」と念を押したことに對し、「僕には本村洋さんが必要なのです。」と答えているのである。

以上のやり取りのどこが「ナゾの訴え」なのだろう。

番組では法廷再現ドラマが続く。

「さらに、元少年は、本村さんは、僕をモンスターのようで見ている。本当の僕を見てほしいと発言。法廷の外で本村さんに会いたいと繰り返しました。」とナレーション。画面は、証人席に座った元少年役の俳優が握った手をふるわせているシーン。「意見陳述で、万死に値すると、死をもって償ってほしいと言っている。本村さんは、君に会いたいと言っていない。その人に会って、どうする？」(弁護人)「謝りたい」(被告人)「ここでは、謝れないのですか？」(弁護人)「ここでは、信用していただけない」(被告人)「会いたくないと言っていますが」(弁護人)「会いたいから言い続けるのが、いけないのですか」(被告人)という、俳優の演技。

「元少年の一方的な要求は、本村さんを当惑させました。」とナレーションが総括する。

実際の被告人質問では、弁護人から、「命をもって償わなければならないと(いわれているのに)、その人に対して、あなたは会いたいと言うんですか。」と聞かれ、「言います」と答え、続けて、「会って、どうするんですか。」と聞かれ、「謝りたいです。」と答え、「今、ここでは、謝れないの。」と聞かれ、「ここでは信用していただけないと思うんです。」と答え、「向こうは会いたくないと言っているのに、それでもあなたは会いたいというふうに言うんですか。」と聞かれ、「会いたいから生き続けちゃいけないんですか。」と答えている。

ドラマになると、「会いたいから生き続けちゃいけないんですか。」という言葉が強調されるが、実際は、一連のやり取りを受けての発言で、特別に、感情的に答えているわけではない。

続いて、「弁護団の会見でも、異例の展開。」のナレーション。会見で、思わず泣いてしまった弁護士の映像が流れる。今枝弁護士が、「正直、つらかったです。でも、そういう状況になって初めて、世間から憎まれてる刑事被告人の気持ちがよくわかりました。」と、泣きながら発言。

この映像は、わざわざ放送するに価するだろうか。放送する必要のない映像である。個人的な所感を吐露したにすぎない。ナレーションが、「弁護士のひとりが、裁判を振り返り、突然泣き出してしまったのです。」とだけ言う。

続いて、安田弁護士が、「とにかく、いったい何が起こったのか、彼はいったいあの場で何をやったのかと。そして、やった彼は、どういう人であったのかと、人間であったのかとということを明らかにしたいということで、差し戻し控訴審はやってきたわけです。」と発言。テロップは、「元少年“生かしてほしい” 判決への影響は!？」に変わる。

被告人は、「生きたい」といってはいても、「生かしてほしい」とはしていない。しかし、被告人が「生きたい」といったら、このテロップのように、曲げて表現されてしまう。被告人の発言を、まるで非常識な言動でもあるかのように歪めている、番組制作者の

意図を感じる。

続いて、遺族が、「この新供述が、本当に被告人が言い出したことなのか、弁護団と共に作り上げた物語なのか、それが、この裁判を通して最後までわからなかったことは、大変残念ですし、その点に関しては、弁護団の方々に批判というよりも、真実を教えてもらいたいという気持ちが、私の中で、今強くなっています。」と発言。

ここで、また法廷ドラマに戻る。

「裁判の最後には、元少年が検察官をにらみつけ、強い口調で、こう言いました。」のナレーション。続いて、唐突に、元少年役の俳優が、「生きていく上で、検察官に今言われた以上の苦しみが十分に存在するのは、容易に想像できる。僕は、検察官に言いたい。なめないでいただきたい。」と演じる。

その発言を、遺族が、「私をなめないでください、ああいった傲慢なですね、発言が出るうちは、私は、彼は本当の意味で反省をしていないと思いますし、社会に出ては、再犯の可能性も十分に有的のではないかというふうに、遺族としては思っています。」と批判。

ここで、スタジオでのトークに移る。

被告人が「なめないでいただきたい。」と発言したのは、検察官の不当な言いがかりがあったためだ。理由もなく突然発言したわけではない。検察官は被告人に対する反対尋問で、遺族の意見陳述の際に、被告人がメモをとっていたことを、ことさら問題にし、「何を書いていましたか。」と質問した。「証言を書いておりました。」と被告人が答えると、検察官は、「意見陳述の内容をメモしていたということですか。……しかし、私は、君のペンが前から後ろにずっと1本、1行削除するように引かれたのを見ているんです。証言をメモするのに、削除する必要があるんですか。」と、被告人の証言を疑うかのような発言をした。実際には、「前から後ろにずっと1本、1行削除するように引かれた」線など存在しなかった。事実が存在しないのだから、検察官の質問は、言いがかりとしかいいようがない。

この検察官の言いがかりに対して、被告人が、「では、証明します」といって、検察官にメモを手渡した。こういった出来事に対して、弁護人からは補充の質問が行われた。「今の検察官からの線を縦に1本引いたかという指摘、あなたに対する厳しい見方、まだされているということは分かりました。誤解をされる、濡れ衣を着せられる。」という弁護人の言葉に対して、「それは、これから後、僕が生きていく上で、実生活に伴っていく、今、検察官さんが投げ掛けられた苦しみ以上の苦しみが僕には存在してくることは、現時点でも容易に想定できることです。ですけど、僕は、それを踏まえて上で生きたいとここでは述べさせていただきました。ですから、僕から検察官に言わせていただければ、なめないでいただきたい。」と、被告人が答えたのが、この「なめないでいただきたい」という言葉なのである。「なめないでいただきたい」という言葉を誘発したのは検察官である。実際には、「縦に1本引いた」線など存在しなかったのであり、法廷ともあろう場所で、事実無根のことを「見た」といった検察官は、責任を問われるべきではないか。

弁護士から、「こうやって、あなたとしては努力している。一生懸命証言をメモしているつもりでも、そう見てもらえない。そういう環境、状況というのは、これからもそう簡単にはなくならないと思います。その中でも、決して心おれることなく生きていくことは

できますか。」と聞かれ、被告人は、「できます」と答えている。

スタジオのトークも言いたい放題であり、無責任きわまりない。このスタジオで、実際に法廷を傍聴している人間は、たぶん誰一人としていない（いるとすればレポーターの西村氏ぐらいである。西村氏も、見たのは会見ぐらいではないか）。

司会の加藤浩次氏が、「まあ、事件から8年ぐらい経ってるわけですよ。その間に、1審・2審でもう、言ってることがどんどん変わってってる、それを信用できるのかって、僕はホント思ってしまうんですけど。」という、西村氏が、「ですよ。先ほどご覧いただいた本村さんの会見、昨日見てきたんですけども、非常にいつも冷静でブレないイメージがありますよね。非常に印象的だったのはですね、被害者でありながら、元少年や弁護団の言うことを、できるだけ心を乱さず冷静に判断しよう、それは事実を知りたい一心で、というのが、すごく会見を見ていて伝わってくるんですよ。ですけども、昨日の最後の、まあ、審理があったわけですけども、その真実、それから、反省しているといった印象を、彼は持つことができずに終わっているわけなんですね。で、その会見の中で、本村さんも一番疑問に思うのはということで挙げていたのが、VTRにもありましたように、元少年の主張が180度変わっていることを挙げていました。これは、差し戻しになってからというよりも、弁護団になってからこれだけのことが変わっている。これだけ、見るだけでも、どうしてここまで変わるのかというの、到底理解ができないということ、やっぱり本村さんはおっしゃってたんですよ。」と、一方的な遺族寄りの発言をする。加藤氏が、「うん。これね、八代さん、これ一、まあまあ簡単にこうだっていうことは言えないと思いますけど、やっぱり本村さんも言ってましたけど、弁護団と一緒に、こういうふうにしたらいんじゃないかっていうことを考えてる感じに、僕は見えてしまうんですけど、やっぱり。」と悪意をもった憶測発言をする。

八代英輝弁護士が、「まあ、恐らくそれは間違いないと思います。ただね、この事件って、やっぱり社会の関心も高いですから、ワイドショー的に取り上げられることもあって、被告人の供述1個1個が、こういうふうに出てくるんですけども、大体ね、刑事被告人ていうのは、自分で何か罪を免れたいとか、生きたいというためにですね、見苦しい言い訳をするものなんです。ただ、これが法廷で取り上げられるかっていうと、まったくそれはあり得ない話で、で、弁護団がね、今までいろいろ批判されてるのは、やっぱりこういう荒唐無稽とか思うようなものをね、ここの段階に至ってね、出してくるのはいかなものか、というのはあるんですよ。で、この裁判で証明されたことは、たぶんみなさんお気づきの点は、この少年は反省してないだろうなという点が、まあ、出てきたと思います。で、一方で、まあ、弁護団ができたこと、成し遂げたことっていうのは、まあ、この元少年が、見苦しいにせよ生きたいと思うために、すべての言い訳を全部並べたいと。それを全部並べて、それを法廷に出した上で、判断してくださいということになったので、それで、裁判の、まあ、判決を受けられる体勢になったのかなということと言えらると思うんですけど。」と発言。

「刑事被告人ていうのは、自分で何か罪を免れたいとか、生きたいというためにですね、見苦しい言い訳をするものなんです」との発言は、法律家として許されない発言ではないか。刑事被告人は、確定するまでは「無罪推定」が原則なのである。それを「刑事被告

人ていうのは、自分で何か罪を免れたいとか、生きたいというためにですね、見苦しい言い訳をするものなんです」という独断的な意見を、これから裁判員制度が実現されようという時に、テレビを通じて社会に流布しているのだから、法律家として、きわめて無責任な発言であり、視聴者に誤解を与える。「これが法廷で取り上げられるかっていうと、まったくそれはあり得ない」「こういう荒唐無稽とか思うようなものをね、この段階で至ってね、出してくるのはいかがなものか」「この裁判で証明されたことは……この少年は反省してないなあという点が……出てきた」「弁護団ができたこと、成し遂げたことってというのは、……の少年が、見苦しいにせよ生きたいと思うために、すべての言い訳を全部並べたい……それを全部並べて、それを法廷に出した上で、判断してくださいということになった」と、法廷での実際のやり取りの詳細を知ることなく、独断的な評価を発言している。裁判官を経験したことがあるという法律家が、この程度の雑駁な裁判観しか持たないことが問題だ。

泣いている今枝弁護士の映像が再び流れ、加藤氏が「んー、なるほど。あの涙が、これ、今映ってますけど。」と言葉を差し向けると、八代弁護士が、「あの一、本村さんがね、やっぱり非常につらい目に遭われて、その上でね、ああいうふうに務めて冷静な立場をとられているのと対称的にね、やっぱり弁護士って、プロですよねぇ。で、自分のそのプロとしての職責を全うしたという意味もあるのかもしれませんが、やはりああいう場で涙を見せて、感極まって泣いてしまうっていうのはですね、自分たちが今までやってきた立証活動の、その信用度自体をね、削ぐものじゃないかな。ちょっと、僕は、プロらしくないんじゃないかなと思いますね。」と批判。加藤氏も「確かにそうですね。信用度削ぐ感じには見えますよねえ。何か達成感あったの、何だそれって。」と批判。八代弁護士が、「まあ、何かやっぱりね、その一、いろいろね、社会的には、自分たちは弁護士としての職責を全うした上でね、ただ、社会から理解されないという意味も、部分もあるのかもしれませんが。でも、そういうことをすべて納得した上で、弁護って引き受けるものですから、やはり、ああいう公の場で涙を見せてしまうっていうのは、んー、ちょっとプロとしてはいかがなものかと、僕は思いますね。」と批判を重ねる。女性コメンテーターも、「いや、だから、やっぱりその弁護士が、自分たちが気持ちよくなるために弁護してたんじゃないかっていう気持ちもしちゃいますし、私が一番気になるのは、いつまでも元少年ですよねぇ。とっくに責任が終える年齢になってるのに、実名が出てこないのは変だと思います。」と、独断的な発言をする。テリー伊藤氏が、「まあ、あの、殺人と強姦致死ですよ。で、8年間、彼はずっと拘留所の独房にいますよねえ。で、彼は彼なりに、ずっと毎日毎日生きるための中で、学習をしたり、どういうふうに生きるかといつも考えてると思うんですよ。僕ら、普段生きてるとね、いろんなこと考えるけど、彼はそれしか考えてない。突出した捉え方していきますよね。だから、まあ、昨日もそういう形のひとつのね、それが彼の表現だったと思うんですけども。それとまた、まったく別にですね、日本の場合、こういう例えば2人のね、何かもう、母親と子どもをあんな悲惨な残虐な殺し方してんのに、罪が軽いですよ。だから、これとはまた別にね、この、犯罪を犯した時に、これはもっと重くするという大前提のもと、もちろんね、被害者の人権、加害者の人権もあるかもしれないけど、それとはまた別ですよ。刑をもっと重くするってことを、もっと国民もね、意識の中でもって、それをやらないとね、こういう犯罪、また起きますよ。た

だ、確実に、僕は死刑だと思ってんですよ。そういう思いでね、やっぱりそうすることによって、犯罪も抑止力出てくんですよ。」と、これも独断的な発言をしている。死刑に犯罪抑止効果がないことは、今や常識といってもいい。

コメンテーターの人選に公平性の配慮が一切ない。ここまでくると、これは、制作者の意図的な人選であるとしかたない。加藤氏が、「これ、ちょっとやっぱり、ねえ、落とすだけとか、ガムテープと間違えて財布を持ち出したとか、これちょっとあり得ないでしょう。」というのと、八代弁護士が、「特に、あのね、検事が生きて償えと言って調書にサインさせたっていうのはあり得ないですよ。これだけ重大な事件でね、で、あの一、否認すると死刑の公算が高まるって言ったっていうんですけども、検事、そんなバカじゃない、絶対そんなこと言わないです。」と断言。法律家の発言として、無責任きわまりない発言で、視聴者に誤解を与える。検事が取り調べの際に、被告人にある種の取引きを持ち出して誘導することは、これもさまざまな事件で明らかになっている。権力をチェックするのが、メディアの役割ではないか。

第18. 9月23日 Theサンデー 日本テレビ

「総力取材！ 遺族と元少年の 3082 日」と題されたこの番組には、本件裁判を取り上げる一連のテレビ番組に内包されている問題点が、ほとんど集約的に現れている。

要するに、番組のテーマが先に存在しているのである。そのテーマとは、「被害者・遺族が要求しつづける加害者の真の反省・謝罪というあるべき事態に対して、元少年は、全く反省していない」というものだ。取材・制作の全過程を通して、そのテーマを最大限、視聴者の感性に訴える形で表現するように構成されている。その構成は、非常に手が混んでおり、複雑だ。

これまで私たちが問題を指摘してきた多くの番組が、画像としては、局のスタジオ、広島の裁判所前中継、ビデオ（撮り溜めしてきたさまざまな場面）、インタビュー場面（新旧）、法廷内のスケッチ画、テロップとフリップボード（色付け）などを使用し、音声としては、スタジオ内音声、ナレーション、複数の声優の声、音楽、効果音を使用していた。それが、第17. の「スッキリ」では、黒い空間のなかで俳優の顔や口元にだけ照明を当てての演技という表現方法となり、同じ日本テレビで、この第18. 「Theサンデー」になると、遂に法廷のセットまで準備し、俳優に扮装をさせ、台本に基づいて動きのある演技をさせ、セリフを言わせることになった。いわゆる「再現ドラマ」という手法を、本件の裁判報道にまで採用したわけだ。この「再現」は、まさに「やらせ」以外の何ものでもない。番組の制作者はとにかく、前にやったのと同じこと、隣の番組と同じことをやっていたのでは視聴率は取れない、なんとかして新しいことをやって視聴者を引きつけたいとの強迫観念にとらわれる。過剰な話題作りを意図すれば、手法はどんどんエスカレートしていく。報道が、「やらせ」になる。「やらせ」は、限りなく捏造に近づく。

本件を扱う番組では、もはやルーティンになってしまった被害者・遺族の記者会見場面

のあとに、法廷のセットが映る。そこには小さく「再現」の文字も入るが、一般の視聴者には、たとえ再現であろうとも、ある程度は正確に法廷を再現したものだろうと受け取られるだろう。

「再現ドラマ」の冒頭はいきなり、元少年らしき被告人役が、怒鳴り始める。「すべてにおいて証明しましょうか」と。そして被告人役の俳優は、自分で席を立てて紙片を検察官役の俳優に渡す。ナレーションが、「突如、異例ともいえる行動に出たうえ、驚くべき言葉を口にした」と入り、被告人役の俳優が「僕をなめないでいただきたい」と喋る。長時間におよぶ実際の法廷でのやりとり、どのような手続き（被告人質問にしても、弁護側尋問なのか検察側尋問なのか）、どのような質問に対して、どのような供述になったのか、状況や経緯を一切説明することなく、いきなり被告人（元少年）が非常識な行動に出て驚くべき言葉を吐いたという再現場面なのである。これは、あまりにもアンフェアだ。

第17.の「スッキリ」についての本書前項での指摘どおり、元少年は、検察官の執拗な言いがかり（メモに縦の線を引いて被害者遺族の言葉を削除しようとしたのではないか）に対して、そうではないとの思いで、そのメモを見せに行ったのである。「驚くべき言葉」とされた2つの言葉にしても、録音をとっていたわけでもないテレビ記者の記憶メモが、果たして一言一句正確かどうかわからない。「すべてにおいて証明しましょうか」は、検察側尋問のなかで出てきた言葉だろう。ところが、この再現場面では、裁判官に対して怒鳴っているように見える。なぜならば、被告人役の俳優は右を向き、その後方には弁護士役の俳優が演技しているからだ。つまり、被告人役は裁判官の位置を見ながらセリフを喋っている。その後、被告人役の俳優は紙片を検察官役に渡す。そういう「ドラマ」になっている。この演技・演出に作為がないと言えるだろうか。

もうひとつの言葉は、弁護人の補充尋問に対して出た言葉だ。実際の法廷では、実際の弁護人は、「今の検察官からの線を縦に1本引いたかという指摘、あなたに対する厳しい見方…まだされているということが分かりました。誤解される。濡れ衣を着せられる」と、元少年の発言をうながす。実際の元少年は、「それは、これから後、僕が生きていくうえで、実生活に伴っていく、今、検察官さんが投げ掛けられた苦しみ以上の苦しみが僕に存在してくることは、現時点でも容易に想定できることです。ですけど、僕は、それを踏まえたうえで生きたいとここでは述べさせていただきました。ですから、僕から検察官に言わせていただければ、なめないでいただきたい」という脈絡だ。あくまでも弁護人に対して自分の気持ちを答えるなかで、あんなにも自分を挑発してくる検察官に「言わせていただければ」とことわったうえで、「なめないでいただきたい」と弁護人に述べたのだ。元少年なりに、少ないボキャブラリーの中から言葉を選んで、懸命に発言しているのがわかる。

上記の再現場面は、テレビによくある編集手法として、番組冒頭にもってくるハイライトだ。制作者に言わせれば、あとで繰り返される長い「再現ドラマ」のその同じ場面ではもっと詳しく脈絡を見せていると言い訳するであろう。だが、ハイライト部分であっても、不正確では、裁判報道としてはまずいのではないか。後の長い「再現ドラマ」での被告人役のセリフや動きは、ハイライト部分のそれとは微妙に違っている。長いほうの再現では、被告人役の「証明しましょうか」のセリフは検察官に向けて喋っているように見える。ハイライトの同じ場面とは微妙に違う。どちらが正確なのか？ 両方とも不正確なのではな

いか？ 元少年のどの言葉が裁判官に向けられた言葉なのか、どの言葉が検察官に向けられた言葉なのか、どの言葉が弁護人に向けられた言葉なのか？？？ それらの言葉は、俳優が演じたように、ふてぶてしく生意気な言い方だったのか？ 声量は、俳優が演じたような声量だと言えるのか？

番組制作者は、私たちの設問に具体的に答える義務がある。なぜなら、この「再現ドラマ」は、現に進行している裁判を扱っているのであり、人物もすべて特定できるし、それらの人物の動き・発言の一つ一つに対して、いずれは裁判所による判断・評価がくだされるという厳しい裁判の現実の一コマなのだ。不正確では困る。不正確なものをテレビ電波に乗せて、全国に誤解を流布していいのか。制作者が一方的に立てたテーマに沿って、現実を歪めていいのか。ある意味では複雑な、この事件の背景事情・元少年独特の心情・犯行態様の詳細に十分な配慮をすることなく、短絡的にテーマに沿った「ドラマ」を作ってしまったいいのか。

被害者・遺族の意見陳述の「再現ドラマ」も、俳優を使つての演技は、あれでいいのか、それぞれご本人の了解はとっているのか？ ご本人が事前に了解したとは思えない。もしご本人の了解は取ってあるというのであれば、ご本人もこの「やらせ」に協力していることになる。

「再現ドラマ」で使われたセリフが不正確で、かつ、台本作者による意図的なつけ加えもあることを次の一例で指摘する。

検察側から被告人尋問の「再現」場面、検察官役のセリフ「弥生さんのお母さんと本村さんが話している時、傍聴席で遺族の方がもらい泣きしているのを、聞こえましたか？」、元少年役のセリフ「いいえ、聞こえておりません。前に集中してましたから」となっているが、正しくは、検察官は「傍聴席、嗚咽をこらえる声とか聞こえていましたか、もらい泣きしている声」と述べただけで「遺族の方が」とは言っていない。それはテレビ記者か台本作者がつけ加えた言葉である。「遺族の」もらい泣きの声も聞いていない、無神経で不謹慎な元少年という固定イメージを強調するための作為的な間違いである。

「再現ドラマ」のナレーションで、「何やら書き始めた」とか「友人に送った手紙」などの重々しい口調に、悪意ある断定、つまり反省していない元少年というテーマが現れていた。例の手紙を出した相手は「友人」ではない。「20人を越える大弁護団」という言い方も連発される。なぜ「大」なのか。テレビ番組が勝手に作ったテーマ、そう描きたい方向性を感じさせた。

また、ナレーションの部分にはいちいち必ず音楽がかぶせられ、感情に訴え、問題を情感に流す姿勢があった。

この番組で、繰り返し使われている少年の顔写真も問題だ。ピントをボカしてはいるが、だいたいの輪郭などはわかる。少年法に反するのではないか。少年の顔写真や実名を、本当は出したい。だが、週刊新潮のようにできないテレビ。だがテレビがここまでやれば、ネットメディアの一部が写真や実名を出してしまうことを、批判できなくなる。

「再現ドラマ」を中心に据えた構成の、最後の部分で、ナレーションおよびテロップに

よって、「そもそも裁判とは、正しいか正しくないかを判断すること」としている。これは、番組制作者の言葉と受け止めるしかない。だが、これは、裁判について間違った独断的・短絡的な解釈を流布することになる。「正しいか正しくないか」という言葉に、倫理的な意味と事実認定の意味があるとしても、法律の厳正な適用という意味が感じられない。正義感だけでは、真の正しさには到達し得ないのであって、人類が試行錯誤のすえ、多くの血であがなう中から裁判という社会システムを確立してきた近代史が、すっぽりと抜け落ちている。裁判は、加害者と被害者が闘う場ではない。加害者の反省の度合いで刑罰が決まるわけでもない。ナレーションは、「もともとこの裁判は、元少年が更生できるかどうかを争っていたはず。しかし、いつの間にか、死刑か否かという争点が変わってしまった」とも言っている。しかし、これもずいぶん本件についての短絡的なまとめ方だ。元少年が本当に更生できるかどうかは、現在の弁護人が着任してから、少年の実像を裁判所に理解してもらおうとする努力が始まり、更生の可能性を本格的に論ずる道を開いたのであって、それに対して、やみくもに死刑にするしかないと短絡的・断定的にキャンペーンを張っているのがテレビをはじめとするマスメディアである。争点を変えてしまったのは、テレビだとさえ言える。実際の広島高裁法廷では、もう少し冷静に事実を調べ、法律適用の在り方が論じられていたように思える。

「再現ドラマ」という「総力取材」が終わって、スタジオになる。そこまでが、最初から約19分40秒もある。

スタジオでの司会者・徳光氏は、台本に目を落しながら、予定どおりの話題設定、話の進め方・話の振り方を間違えまいとして、言葉を選んでいく。

コメンテーターの井筒和幸氏は、この裁判の経緯・手続きを詳しくは知らないまま、それまで断片的に知らされたこと、そして「再現ドラマ」で描かれてきたことを前提に、元少年の「なめないでください」は居直っている、弁護士が泣くのがわからないと、相手を侮蔑した態度で感想を述べる。確かに、「再現ドラマ」によっては、広島高裁の法廷や記者会見の場で、実際にどのようなことが起こっているのか、その意味は何か、正確に分かるわけがないのだ。前提が混乱し、不正確だからコメンテーターの発言も、無責任なものにならざるを得ない。

井筒氏の「結果的に、ああいう形でね、むごい殺され方をしてるお2人のことを、状況を見るとですね、殺意がないことなんて考えられない」という発言は、いかに事実の詳細を知らないからとはいえ、結果から殺意の有無を論ずるといふ暴論である。一般的には過失でさえ、悲惨な結果となることもある。殺意の有無を論ずるためには、事実を詳細・厳密に知る必要がある。